

平成25年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成25年3月4日（月曜日）午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 3号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 4 選挙第 4号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

- 日程第 5 選挙第 5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙
- 日程第 6 発議第 2号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 施政方針演説
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 9 議案第 2号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する規準を定める条例の制定について
- 議案第 3号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 議案第17号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一

- 部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 日程第13 議案第39号 新市建設計画の変更について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 3号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 4 選挙第 4号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 5 選挙第 5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙
- 日程第 6 発議第 2号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 7 施政方針演説
- 日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 9 議案第 2 号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する規準を定める条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 議案第 17 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 日程第13 議案第39号 新市建設計画の変更について

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成25年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により2番 岡崎勉君、3番 山本文雄君、4番 田谷文子君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、2月5日、茨城県市議会議長会主催による平成24年度第2回議員研修会が水戸市において開催され、加固豊治君、佐藤文雄君、川村成二君の3名が参加をしましたので、代表して加固豊治君から報告を求めます。

7番 加固豊治君。

[7番 加固豊治君登壇]

○7番（加固豊治君）

茨城県市議会議長会、平成24年度第2回議員研修会結果報告をいたします。

私ほか2名の議員は、去る2月5日、水戸市の三の丸ホテルにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成24年度第2回議員研修会に出席してまいりました。

政治ジャーナリスト、時事通信社客員解説委員の田崎史郎氏を招いて、「揺れ動く内外情勢とこれからの政局」という演題で講演がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

講演は、約34年間の政治取材で培った経験や人脈をもとに講演がありました。さきの衆議院議員選挙の結果分析から始まり、政治家との交流の中で感じたことや、政治家個人の人となりなどの話がありました。その話は多岐にわたりましたが、政治記者としての多くの国会議員との交流で、ふだんはわからない議員個人の経験や考え方を知ることができました。今後は、消費税が10%に上がるとき、景気対策が必要になってくるのではないかとのことでした。また、夏の参議院選挙は、与党に厳しい選挙になる傾向があり、衆議院総選挙で勝利した政党には有権者心理に勝たせ過ぎだという心理が動く傾向にあるとのことでした。

以上で茨城県市議会議長会、平成24年度第2回議員研修会の報告といたします。

平成25年3月4日、派遣議員代表 加固豊治。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査として、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年度第4回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成25年2月8日に委員会を開催いたしました。

2月8日の委員会では、教育施設、文化施設、体育施設及び福祉保健施設に関する事項として、小中学校適正規模化について調査を実施し、執行部からこれまでの経過等について説明を受けました。

調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

続いて、産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の所管事務調査の調査経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年第4回定例会で、閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、1月16日に委員会を開催いたしました。

調査事項としては、1つ目が環境衛生及び公害に関する事項のメガソーラー事業について、2つ目が、道路整備についての道路の境界確認についてであります。

調査に当たりましては、執行部より担当部課長の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

委員会の調査経過並びに概要については、会議録のとおりであります。

以上、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに陳情等1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、平成24年第3回臨時会会議録並びに平成24年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員会からの地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成24年11月から平成25年1月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 選挙第 3 号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（鈴木良道君）

日程第 3、選挙第 3 号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

この選挙は、議会運営委員会の決定により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木良道君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（鈴木良道君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙を被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。

なお、無効の取り扱いについて、あらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の指名を記載したもの、1 投票中に 2 人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人の誰の氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は公職選挙法第68条第 1 項が準用されることから無効とみなします。

また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。

投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐、氏名を点呼、投票]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れなしと認めます。
これにて、投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木良道君）

続いて、開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 川村成二君、2番 岡崎 勉君を指名いたします。
開票の立ち会いをお願いいたします。
演壇までおいでください。

[開票]

○議長（鈴木良道君）

選挙の結果を報告いたします。
投票総数15票。
これは先ほどの出席議員数に符合しております。
投票総数のうち、有効投票15票、無効投票0票であります。
有効投票のうち、
小座野 定 信 君 10票
矢 口 龍 人 君 5票
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、3,750票であります。
よって、小座野定信君が新治地方広域事務組合議会議員に当選されました。
ただいま当選されました小座野定信君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第 4 選挙第4号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（鈴木良道君）

日程第4、選挙第4号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います。
この選挙は、議会運営委員会の決定により投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名であります。
投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木良道君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（鈴木良道君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙を被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。

なお、無効の取り扱いについて、あらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の指名を記載したもの、1投票中に2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人の誰の氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は公職選挙法第68条第1項が準用されることから無効とみなします。

また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。

投票は、議長席に向かい、左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐、氏名を点呼、投票]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れなしと認めます。

これにて、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（鈴木良道君）

続いて、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 山本文雄君、4番 田谷文子君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票]

○議長（鈴木良道君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

投票総数のうち、有効投票15票、無効投票0票です。

有効投票のうち、

川村成二君 8票

矢口龍人君 5票

小座野定信君 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,750票であります。

よって、川村成二君が土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました川村成二君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

日程第 5 選挙第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙

○議長（鈴木良道君）

日程第5、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

この選挙は、議会運営委員会の決定により投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（鈴木良道君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（鈴木良道君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙を被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願いします。

なお、無効の取り扱いについて、あらかじめ申し上げます。

所定の用紙を用いないもの、その職につき得ない者の指名を記載したもの、1投票中に2人以上の氏名を記載したもの、他事を記載したもの、被選挙人の氏名を自書しないもの、被選挙人の誰の氏名を記載したかを確認しがたいもの、以上の投票は公職選挙法第68条第1項が準用されることから無効とみなします。

また、白票についても無効投票とみなします。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票をお願いします。

投票は、議長席に向かい、左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐、氏名を点呼、投票]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

投票漏れなしと認めます。

これにて、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（鈴木良道君）

続いて、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 小松崎 誠君、7番 加固豊治君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票]

○議長（鈴木良道君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

投票総数のうち、有効投票15票、無効投票0票です。

有効投票のうち、

小松崎 誠 君 11票

佐藤 文雄 君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3,750票であります。

よって、小松崎 誠君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました小松崎 誠君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

**日程第 6 発議第 2 号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（鈴木良道君）

日程第6、発議第2号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

本案は、平成24年9月5日に地方自治法が改正されたことにより、かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正し、かすみがうら市議会政務活動費の交付に関する条例とする改正を行うものであります。

主な改正理由は、自治法において政務調査費を政務活動費とすること、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例に定めるべきこととされたことなどによるものであります。

今回の改正内容の主なものは、政務調査費としていた名称を政務活動費とし、これまで規則で定めていた支出基準を条例に規定するものであります。また、さきの公金着服問題を考慮し、残余金の返還方法を変更するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後のかすみがうら市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は平成25年3月1日から適用し、経過措置として、この条例の施行の日前に、この条例による改正前のかすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によるというものであります。

○議長（鈴木良道君）

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております発議第2号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、発議第2号 かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま、条例が改正されたことに伴い、規則の改正が必要となることから、議会において作成した、かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則（案）を市長に送付し、改正を依頼することといたします。

ただいま、市長から、議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第40号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第40号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

追加日程第 1 議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第40号につきましてご説明を申し上げます。

議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、政務調査費の名称変更に伴いまして、現行の政務調査費を政務活動費と改めます。

さらには、その他の改正で第7条、現行の職員課を総務課に改正をいたします。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成25年3月1日から適用をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第40号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第40号 かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行ないます。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより、議案第40号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 施政方針演説

○議長（鈴木良道君）

日程第7、施政方針演説を行います。

市長から、施政方針演説の申し出がありますので、これを許可します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

平成25年かすみがうら市議会第1回定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国の現状を見ますと、本格的な人口減少時代が到来し、厳しい雇用情勢、社会保障負担の増大や危機的な国家財政などの諸課題に加え、震災後の発電用燃料の輸入増大により過去最大の貿易赤字を計上するなど、極めて厳しい状況が続いております。

国政においては、昨年末に誕生しました新政権が国の最大の懸案とも言える経済対策として、大胆な金融政策、機動的な財政政策、さらには民間投資を喚起する成長戦略を「三本の矢」と称し、矢継ぎ早の対策を講じております。

このような中、本市においては、従来からの懸案であった神立駅周辺整備や小中学校の統合などの大規模事業に着手することになり、将来に向けてのまちの基盤整備を確実に推進したいと考えております。

しかし一方では、人口の減少が顕著となっており、その影響が危惧されるとともに、高度経済成長期下に建設された公共施設が一斉に更新時期を迎え、廃止・売却を含めた検討も急務です。

そのため、長期的な財政計画の再検証や行政改革を進めながら、市の将来を担う子どもたちを持つ世代への支援拡充が必要であり、最大かつ急務の課題であると認識しているところでございます。

また、東日本大震災からの復旧については、諸課題に適切に対応しながら、市民の安心安全の確保に努めてまいります。今後とも、市民参加型の開かれた行政運営を基本としてまちづくりを進めてまいり所存でございますので、一層のご支援をお願いいたします。

それでは、本市の総合計画において示す将来像「きらきら いきいきふれあい育む豊かなめぐみ野」の実現に向け、平成25年度のまちづくりへの取り組みにつきまして、施策体系に沿って基本的な考え方を申し上げます。

第1に「自然と調和したまちづくり」を目指してまいります。

いまだ終息が見えない福島原発による放射能汚染事故は、すべての国民に、原子力エネルギーの利便性の中に潜む大きな危険性と現代科学の限界を気づかせてくれました。今後、原子力発電をどうすべきなのかという問題は、単に科学技術や経済性の問題ではなくて、人間が生きていくこと、人類と自然が共生していくことなど、命に関わる根本的な問題と考え、その思いを「非核脱原発平和都市宣言」として宣言させていただきます。

市民目線で行う脱原発に伴う代替エネルギー対策として、平成24年度から取り組みを始めた「住宅用太陽光発電システム設置事業」は、引き続き拡充、継続してまいります。加えて、自然エネルギーを積極的に利用するまちを目指して立ち上げた「太陽光発電事業研究会」との産官連携のもと、太陽光発電事業者と用地提供者をマッチングする「ソーラー発電事業」にも積極的に取り組んでまいります。これは単に代替エネルギー対策としてだけでなく、新産業の振興、遊休農地対策、環境にやさしいまちづくり等、本市が抱えるさまざまな問題の施策としての一面を持っていると考えております。

震災を踏まえた防災対策の充実については、ライフラインとして安全な水を市内全域に常時安定供給できるよう、平成23年度から取り組んでまいりました千代田地区と霞ヶ浦地区の上水道送水管の接続工事は、平成26年度の工事完了を目指して進めてまいります。また、千代田地区の防災行政無線の設置については、平成24年度に避難所等へ21基の屋外子局の整備を行いました。今後も市民の方々のご理解をいただきながら取り組んでまいります。あわせて、先般改訂いたしました地域防災計画に沿い、市民の皆様一人一人が活用できる防災ハンドブックを作成し、全世帯に配布するとともに、災害に対する備えをしてまいります。

昨年12月に起きた笹子トンネルの崩落事故では9名の尊い命が失われ、インフラの適正な維持管理の必要性を再認識させられました。本市では、橋梁と下水道の長寿命化計画の策定を継続して進め、今後は、補助金等を活用しながら、年次的、計画的な施設修繕等に取り組んでまいります。

地域間や主要な施設をつなぐ幹線道路については、五輪堂橋のかけかえや環境科学センター連絡道路整備工事、また、身近な生活道路である水資源道路の歩道整備工事等、有利な補助制度等を活用しながら整備に取り組んでまいります。さらに、土浦協同病院の移転に伴うアクセス道路については、関係市と協議しながら整備を進めてまいります。

霞ヶ浦の水質と生活環境の保全を図るため、下水道施設等の適正な維持管理に努めておりますが、下水道等整備計画区域以外については、茨城県森林湖沼環境税活用事業により、高度処理型浄化槽の設置を推進してまいります。

本市の中心市街地を形成するJR神立駅周辺地域の土地の有効活用と都市機能の充実を図るため進めている神立駅周辺整備事業と神立停車場線整備事業については、用地買収に着手するなど、土浦市と連携しながら早期完成を目指してまいります。

石岡地方斎場移転建設事業については、平成26年4月の供用開始に向け、本体、火葬炉、外構工事などに取り組んでまいります。

第2に「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を目指してまいります。

市民の健康を支える国民健康保険制度や介護保険制度については、現在、国が進めている持続可能な社会保障の構築に向け議論を注視しているところであります。一方、本市では、現下の社

会情勢に相まってその運営が年々厳しくなっており、保険者として中長期的な視点に立った取り組みが必要と認識しております。このため、特定健診時における健康相談や、介護保険における予防事業の推進など、制度の健全運営に努めてまいります。

健康増進については、市の健康増進計画に沿って歯周病の予防の対象年齢を拡大し、歯科保健の普及啓発を推進します。また、福島原発の放射能汚染事故を原因とする健康不安を払拭するため、18歳以下の市民や妊婦を対象とした放射線の内部被曝に対する検査の助成を実施いたします。

子育て支援については、地域の活性化と将来的なまちづくりに不可欠な政策と捉え、引き続き子育て世代への支援に努めます。国が進める子ども・子育て関連3法による質の高い幼児期の教育と保育を総合的に提供するため、ニーズ把握のための調査等を進め、平成27年度の本格施行に備えます。また、公立保育所の民営化については、民間事業者が行う事業として移行を進めます。

子育てを地域社会全体で支援する視点から、この1月から中学3年生までの医療費負担軽減を行っておりますが、所得制限の撤廃や外来自己負担に対する支援の廃止を進めたいと考えておりますので、議員皆様にご理解賜りますようお願いをいたします。また、子育てと仕事の両立に対するニーズに対しては、放課後児童クラブの開設により支援をしておりますが、民間事業者との連携を図りながら子どもたちの健全育成の強化に努めます。

大きな社会的な問題の一つであります児童虐待やDVへの対応については、複雑な事案や継続的な対応が求められておりますので、関係機関と連携し、迅速な対応に努めてまいります。

高齢者への支援対策については、高齢者の単身・夫婦のみの世帯が増加しており、地域社会からのつながりが薄れております。このため、これまでの地域の方々による見守りに加え、民間事業者などの多様な主体とのさらなる連携強化を図ってまいります。

第3に「豊かな学びと創造のまちづくり」を目指してまいります。

小中学校の適正規模化については、下稲吉地区の学校を除き小規模化が進行している現状です。小規模校ならではのメリットはあるものの、ハード、ソフトの両面から整備されたよりよい教育環境の中、子どもたちが適正規模での集団生活を通して多様な人間関係を構築し、その多くの出会いや切磋琢磨する体験等を通して、「自分らしく生きる」自立の力と、「人との関わりの中で程よく人間関係を築いていける」共生の力を育てていくことで、心身ともに健やかにたくましく成長することを期待しております。

そのような考え方を児童・生徒や保護者、地域の皆様にご理解いただくよう、平成24年度は各小学校区で意見交換会、各中学校区で地域説明会を行い、市民の皆様からの貴重なご意見を反映させていただき「かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画」を作成したところでございます。今後は計画に基づき、子どもたちが夢と希望を持って学校生活を送れる新しい学校をつくれるよう、保護者はもとより地域の皆様のご協力をいただきながら統合を実施する所存でございます。平成25年度は、施設整備に係る設計に着手いたします。

平成26年4月開校予定の霞ヶ浦地区統合中学校については、開校がスムーズに進むよう、南・北両中学校生徒の事前交流や部活動ユニフォームの購入等、学校統廃合推進事業を推進してまいります。

施設の耐震化と教育環境の改善の見地から、平成22年度から進めている下稲吉小学校施設整備事業については、屋内運動場の改築工事を進めてまいります。

昨年、山中伸弥氏のiPS細胞の研究がノーベル生理学・医学賞を受賞したことは、東日本大震災や政治の混乱等、閉塞感いっぱいの今の日本社会にとって、久々の明るい話題であり、日本人一人一人の心に「科学技術立国日本」の誇りを思い出させてくれたニュースであったと思います。

一方で、青少年を初めとする国民の「科学技術離れ」「理科離れ」により、次代を担う子どもたちの科学的思考力を育成するために、理科好きの子どもを増やしていくことが課題になっております。このことから、全小学校に理科の授業を支援する観察実験アシスタントを配置するとともに、小学4、5年生を対象にした算数の学習支援として、学びの広場サポート事業を継続してまいります。

本市の文化や歴史を保護し、後世に正しく伝承することは、今を生きる我々の責務です。これまで郷土資料館を中心として、市民の皆様にも本市の文化、歴史に関する愛着を持ってもらうため、各種普及事業に取り組んでまいりました。「市民学芸員」制度も、その活動が実を結んだものと言えます。今後も、市民学芸員の育成に努めながら、自主的活動に対する支援や、文化・歴史と連携した観光ガイド的な役割を担っていただけるようなプログラムづくりに取り組んでまいります。

第4に「活力ある産業を育てるまちづくり」を目指してまいります。

「湖」霞ヶ浦と「山」筑波山を抱える本市の魅力ある観光資源や農水産物、加工品などの統一的なブランド品として推進している「湖山の宝」事業も丸5年を経過し、その推奨品は14品目となりました。今後も、引き続き新しい湖山の宝の発掘に取り組んでまいります。また、平成25年度は、「湖山の宝」生産者の連携を進め、全国に向け、「湖山の宝」の情報発信に取り組んでまいります。その第一弾として、「かすみがうらマラソン大会」会場での、推奨品の詰め合わせの販売を進めます。「湖山の宝」の全国区を目指して各種施策を進めたいと考えておりますので、引き続きのご指導、ご支援をお願いいたします。

霞ヶ浦の恵まれた自然環境にある歩崎公園とその周辺を会場に開催した、自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」は、参加者、来場者にも好評で、多くのマスメディアにも取り上げられ、霞ヶ浦の魅力を全国に情報発信できたと考えております。平成25年度は、さらに地域色を前面に出した形で開催し、参加者や来場者に本市の観光や地場産品を広く紹介したいと考えております。

全国的に経済の低迷が続く中、地域経済を活性化していくためには若い力が必要です。市内産業の活性化と新卒者の雇用を確保するため、企業説明会や就職面接会等を実施してまいります。

それぞれの地域が自分たちの意思で、地域の農業の未来を委ねる担い手とその方策を決定していく「人・農地プラン」の策定については、平成24年度に引き続き進めてまいります。また、新規事業として取り組む、農業経営を開始する新規就農者への支援策である「青年就農給付金事業」も、このプランに伴い推進します。

イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害状況が年々悪化している中、イノシシからのセシウム検出や、有害鳥獣捕獲隊員の高齢化等により、捕獲隊の編成が困難になってきております。そのため、イノシシ捕獲報奨金や捕獲柵の設置、わな免許取得への補助金交付等に取り組み、農作物への被害を最小限に食いとめるよう努めてまいります。

「農地・水・環境保全事業」では、地域共同による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対して支援しておりますが、平成25年度も7つの地域で同事業に取り組みます。

第5に「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を目指してまいります。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年がたち、市民生活も平穏な生活を取り戻したところですが、改めて、災害発生時の地域の連携、市民同士の「共助」の必要性を認識しているところです。

行政による「公助」だけではなく、災害発生時における隣近所の呼びかけ行動や避難先での安心感の確保においては、コミュニティの果たす役割が重要です。今後も行政と市民の方々との役割分担を明確にしながら、地域コミュニティづくりの支援をしてまいります。

協働のまちづくりにおいては、既に多様な主体が自立した活動を展開いただいております。今後は、さらなる活性化に向け連携を強化するとともに、グループにおける活動の活性化に向け支援を拡充します。

男女共同参画社会の構築については、第2次計画となる男女共同参画計画に沿って、男性と女性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画できる社会、さらには老若男女が参画できる社会を目指して、環境づくりに向けた広報・啓発活動に努めます。

行政サービスについては、地域主権一括法の施行により、市の条例制定権が拡大され自主性が強化されました。市民生活に最も身近な基礎自治体として、市民の利便性の向上や事務処理の迅速化に努めてまいります。

市民サービスの窓口となる千代田庁舎については、長らくご不便をおかけしておりますが、本年7月末の竣工を目指し工事を進め、今後も本市の行政及び防災上の拠点として活用してまいります。

事務処理の効率化を目指した電算処理システムについては、より適正な処理、さらには災害等のリスクを軽減する観点から、クラウド化により県内4自治体の共同調達として導入を進めます。

行政運営については、これまで懸案であった大規模事業の方向性を踏まえ、新市建設計画の変更を今定例会にお諮りしておりますので、議員の皆様には審議の上、可決を賜りますようお願いを申し上げます。

行政改革の推進については、第2次行政改革プランに沿って聖域を設けず取り組んでおります。しかし、本市においても人口の減少が明確化しており、今後、税収入の減少等も危惧される中では、取り組みの強化が必要と認識しております。冒頭にも申し上げたとおり、現在、国・地方を問わず社会資本の改修や最適化が大きな課題です。本市においても公共施設全般にわたって、経営的な観点から保有・処分の判断、さらには、活用方法や維持管理の手法を精査し、コストと便益の最適化を図る管理システムであるファシリティマネジメントの導入が必要であり、より実効性を確保するため、全庁的な取り組みとして推進してまいります。

また、事務事業の評価と見直しについては、市民の視点で検証する事業仕分けを引き続き実施するとともに、各種団体への補助金については、公募型補助金制度を導入することで、適正化を進める一方で、市民の創意工夫による団体活動の活性化を促したいと考えております。

相次いだ不祥事への対応については、先般、全職員が参画して策定した「公金等取扱い適正化

計画」に基づき、市民の皆様に対する信頼の回復に努めます。あわせて、行政に係わる市長、議員、職員が、より高い倫理観を持って行動すべく、「かすみがうら市倫理条例」の制定を目指します。

最後に、ただいま申し上げました、まちづくりを実現するための平成25年度予算の概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は155億5000万円で、前年度比較で3億9000万円、2.6%の増となっております。

歳入については、市税において計上率を決算ベースで見直し、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び市たばこ税の伸びを見込み、市税全体では1億2989万6000円、2.6%の増としております。しかし、地方交付税において地方公務員給与費の削減分等を算定し、3億1000万円の減を見込んでおります。各交付金及び臨時財政対策債を含めた市債は増となるものの、依然、厳しい財政状況は続いております。

このため、さらなる行財政改革を推進し、職員定数の適正化等を含め、歳出の削減に取り組むとともに、新市建設計画の変更による合併特例債及び緊急防災・減災事業債等の財政措置のある市債を活用し、財源の確保に努めました。

特別会計については、5会計合わせて101億4780万円で、前年度比較で2億8270万円、2.9%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせて、総額256億9780万円となり、前年度比較で6億7270万円、2.7%の増となっております。

企業会計である水道事業会計については、収益的収支では、平成24年度予算と比較して、収入は8万7000円の減、支出は587万円、0.6%の増となっております。資本的収支では、収入は4441万6000円、17%の増、支出額は2822万円、4.3%の減となっております。

以上、平成25年度の行政運営の基本的な考えを申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、新年度の施政方針といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第3日目の3月6日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時33分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（鈴木良道君）

日程第 8、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

ただいま、議題となっております報告第 1 号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 1 号 専決処分の報告について、千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についてにつきましては、地方自治法第180条第 1 項の規定により指定された、市長の専決処分手項の指定第 1 号に掲げる、議会の議決を経た工事の請負契約の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものです。

専決処分の内容ですが、平成24年市議会第 4 回定例会において、議案第93号で議決をいただきました千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について、議員専用トイレの新設と議場内傍聴席の改修工事の一部変更に伴う設計変更により、請負金額変更の契約を締結したものであり、本年 2 月22日付で専決処分を行ったものです。

変更金額は399万円の増額であり、請負者株式会社田中工務店と同日付で工事請負変更契約を締結しております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 1 号の報告を終了いたします。

日程第 9 議案第 2 号ないし議案第 2 3 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 9、議案第 2 号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてないし議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてまでの22件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 2 号から議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第 2 号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第11号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの10件の議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による各法令の一

部改正に伴い、国の基準等を踏襲し、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第12号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてにつきましては、平成20年5月11日に交付された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本市が設置する新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第13号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第14号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定についてにつきましては、市民の良好な生活環境を保全するため、ペット霊園の設置に関する許可基準等に関し、必要な事項を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第15号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、税の証明等に関する手数料について、実務上の整備、その他所要の改正を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第16号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定についてにつきましては、市大塚自然体験の森公園が初期の目的を達成したことから、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第17号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてにつきましては、教育長の給料月額の特例を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第18号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてにつきましては、市職員の給与月額の特例を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第19号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、人事院勧告及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第20号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、非常勤特別職の設置等に伴い、報酬及び費用弁償を規定するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、外来自己負担支給の廃止並びに妊産婦、小児及び特例児童に係る医療福祉費の支給制限を廃止するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、南中学校及び北中学校を統合し、新たに（仮称）南・北統合中学校を設置するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、敬老祝金の支給を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

それでは、議案第2号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する規準を定める条例の制定についてから、議案第11号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

地域主権一括法に伴い、市の関係条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第17号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成25年4月1日から現市長の任期の末日まで、教育委員会教育長の給料月額の特例を定めるため、新たにこの条例を制定するものでございます。特例の内容につきましては、給料月額を10%減ずるもので、現行の54万6000円から49万1400円に減額するもので、期末手当には反映しますが、退職手当には反映しないこととしております。

次に削減額でございますが、平成25年4月から平成26年3月までの1年間で、削減額の合計が101万2000円の減、内訳で給料が65万5000円の減、期末手当が18万5000円の減、共済組合負担金が17万2000円の減となります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

続きまして、議案第18号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、平成25年4月から平成26年3月まで、職員の給与月額の特例を定めるものでございます。特例の内容につきましては、職員の給料を各職務の級に応じ削減し、職務の級が1、2級の職員は4.77%の減、3から6級の職員が7.77%の減、7級の職員が9.77%の減となります。手当につきましては、管理職手当が一律で10%の減、期末勤勉手当につきましては、一律9.77%の減、給料月額に連動する時間外勤務手当等については、給料月額の削減率と同率を削減することとしております。

次に、削減額でございますが、平成25年4月から平成26年3月までの1年間の削減額の合計が2億2915万3000円、内訳として給料が1億2182万3000円の減、管理職手当が451万円の減、期末手当が3957万1000円の減、勤勉手当が2044万8000円の減、共済組合負担金が4279万1000円の減となります。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

続きまして、議案第19号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、平成18年4月に実施いたしました給料月額等の切りかえに伴う経過措置としまして、切りかえ前の給料月額に達しないこととなるものには、その差額を現給保障として

支給しておりますが、平成23年の人事院勧告におきまして、平成25年3月の廃止が勧告され、県内の多くの自治体で廃止することを受け、平成25年3月をもって廃止するものでございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

続きまして、議案第20号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、公募型補助金審査会委員及び行政改革懇談会委員を非常勤特別職として設置することに伴い、報酬及び費用弁償を規定するため、条例の一部を改正するものです。

内容でございますが、公募型補助金審査会委員につきましては、平成25年度に導入を予定しております公募型補助金制度の審査機関として、公募型補助金審査会が設置されることから、審査会委員を非常勤特別職として追加するものです。

次に、行政改革懇談会委員につきましては、行政改革懇談会が平成17年度に設置され、これまで謝礼で対応しておりましたが、非常勤特別職としての位置づけが適当であると判断されることから、新たに非常勤特別職に追加するものです。

施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、議案第13号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法と呼ばれているものでございます。こちらに名称変更がございました。これに伴い、本条例におきますかすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例における第1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

続きまして、議案第23号 かすみがうら市敬老祝金条例を廃止する条例の制定でございます。

こちらにつきましては、本市に居住している満77歳、満88歳、満99歳、満100歳の方を対象に支給していました敬老祝金を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

議案第14号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について説明いたします。

犬や猫などのペット焼却による悪臭等が発生するなどの事案を受けまして、あらかじめ適切な

措置を講じ、周辺住民に与える不安を除去するとともに、市民の生活環境を保全するためにも本市におきまして基準等を設け、許可制とするものです。

内容につきましては、（１）の設置者の責務から（７）の使用禁止命令まで7項目ございます。施行期日等としまして、25年7月1日を予定しています。

経過措置としましては、既設ペット霊園の特例設置者等の氏名住所、名称、所在地、敷地及び面積等々を届けることの規定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第15号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

これまで、本市では過去の土地台帳の閲覧を住民サービスの一環として行ってきましたが、現在地方税法第380条第1項の規定による土地課税台帳を整備し、土地台帳の整備は行っていないことから、土地台帳の閲覧を公簿の閲覧に、法務局で閲覧することができる旧土地台帳施行細則第2条の規定に基づく地図及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図等が公図と呼ばれており、市で閲覧ができる図面は固定資産税の評価に関する資料として整備しているものであります。権利関係には使用できないことから、公図を地番図に改めるため制定するものであります。

公布の日から施行する内容であります。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第16号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について説明を申し上げます。

本条例案であります。かすみがうら市大塚自然体験の森公園について、初期の目的を達成したことから、公園としての用途を廃止するものであります。

よって、かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例を制定するものであります。

なお、施行日につきましては、平成25年4月1日とするものであります。

○議長（鈴木良道君）

次に、市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てご説明申し上げます。

本案は、子育て支援の充実を目的として実施しております医療費の助成について、妊産婦及び乳児から中学生までの所得制限をなくして対象範囲を拡大し、あわせて妊産婦及び乳児から小学3年生までを対象として実施しております外来自己負担の助成を廃止するため、条例改正をお願いするものであります。

なお、施行期日につきましては、本年10月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、小中学校の適正規模化実施に伴う学校設置条例の一部改正によるものでございます。

小中学校の適正規模化につきましては、平成24年1月に学区審議会から最終的な答申を受け、この答申を踏まえ、保護者などに対する意見交換会や住民に対する地域説明会を開催し、広く意見を求めながら、小中学校適正規模化実施計画を策定したところでございます。

今後、児童・生徒の減少に対応した学校の適正規模化や学校施設の耐震化の早期完了など、よりよい教育環境をつくるため、この計画に基づき、小中学校の統合を計画的に進めていきたいと考えております。

今回この計画に基づき、平成26年4月1日を施行期日とし、南中学校と北中学校を統合し、新しい中学校を設置したく、学校設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

新しい学校の位置については、南中学校の場所とし、校名については、かすみがうら市立南・北統合中学校の仮称としておりますが、25年度において公募の上、校名を決定し、再度学校設置条例の改正をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第2号ないし23号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は会期第4日目の3月7日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時29分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10 議案第24号ないし議案第30号

○議長（鈴木良道君）

日程第10、議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）ないし議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）までの7件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第24号から議案第30号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1149万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億9628万1000円とするものであります。

次に、議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9489万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を51億8791万5000円とするものであります。

次に、議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ358万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4431万9000円とするものであります。

次に、議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6374万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2189万1000円とするものであります。

次に、議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ867万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8518万8000円とするものであります。

次に、議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8008万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億6027万3000円とするものであります。

次に、議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、予算第3条に定めた水道事業費の既決予定額に700万円を増額し、水道事業費の総額を9億

9844万9000円とし、資本的収入の既決予定額から出資金740万円を減額し、資本的収入の総額を2億5418万5000円とするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1149万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ171億9628万1000円とするものであります。

歳出の主なものは、小規模多機能型居宅介護事業所整備に伴う介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1500万円、南小学校屋内運動場耐震及び大規模改修工事1億1902万8000円、わかぐり保育所用地1万2388平米を土地開発基金からの土地引き渡し9291万円、そのほかは国庫への返還金、基金への積立事業、特別会計への繰出事業、事業確定や確定見込みに伴う所要の増、減額等に係る経費並びに所要の人件費の補正を行うものであります。そのほか、繰越明許費の追加をお願いするとともに、地方債の補正及び債務負担行為の補正として茨城県と県内市町村との共同発行地方債に関するものを計上しています。

歳入につきましては、市税を増額するほか国庫支出金、基金からの繰入金、前年度繰越金、市債及び諸収入を充当いたしました。

続きまして、議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ9489万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億8791万5000円とするものであります。

歳出の主なものは、一般保険者療養給付費5000万円、退職被保険者等療養給付費4000万円、高額医療費拠出金852万7000円の減額、保険財政共同化事業拠出金362万8000円の追加を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、療養交付金、一般会計からの繰入金等を減額充当いたしました。

続きまして、議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ358万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4431万9000円とするものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付する保険料358万9000円を計上いたしました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を充当いたしました。

続きまして、議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6374万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2189万1000円とするものでございます。

歳出の主なもの、事業費確定及び確定見込みに伴う所要の減額等を計上するものであります。

減額の大きいものは、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金1094万1000円の減額、特定環境保全公共下水道整備事業1822万円の減額、流域下水道整備事業2566万7000円の減額であります。

歳入につきましては、汚水処理施設整備交付金事業の最終年度における国庫補助金の精算による減額、下水道債の減額の内容でございます。また、東京電力損害賠償金や使用料収入の増を見込めることから、一般会計繰入金を減額し、財源振替をするものでございます。

そのほか、繰越明許費、地方債の補正を計上してございます。

続きまして、議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ767万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8518万8000円とするものでございます。

歳出の主なもの、事業費確定及び確定見込みに伴う所要の減額等を計上いたしました。減額の大きいものは、農業集落排水維持管理事業での事業費確定等による535万6000円の減額でございます。

歳入につきましては、原子力損害賠償金、歳出の精査により、一般会計繰入金の減額及び繰越金による財源振替をするものでございます。

続きまして、議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8008万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億6027万3000円とするものでございます。

歳出の主なもの、施設介護サービス等給付費1億1150万円、特定入所者介護サービス費600万円及び介護給付費準備基金積立金397万9000円を増額のほか、事業費確定及び確定見込みに伴う所要の減額等を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、前年度繰越金を充当いたしました。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算第3条に定めました水道事業費の既決予定額に700万円を増額し、水道事業費の総額を9億9844万9000円とし、資本的収入の既決予定額から出資金740万円を減額し、資本的収入の総額を2億5418万5000円とするものでございます。

内容につきましては、電気料値上げに伴う動力費の増額補正、一般会計出資金の減額補正でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第24号ないし30号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 11 議案第31号ないし議案第37号

○議長（鈴木良道君）

日程第11、議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算ないし議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算までの7件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第31号から議案第37号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は155億5000万円で、前年度と比較しますと3億9000万円、2.6%の伸びとなっております。

次に、議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は50億4580万円で、前年度と比較しますと6910万円、1.4%の伸びとなっております。

次に、議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は6億2820万円で、前年度と比較しますと2930万円、4.9%の伸びとなっております。

次に、議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は11億2320万円で、前年度と比較しますと1980万円、1.7%の減となっております。

次に、議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は3億9560万円で、前年度と比較しますと2060万円、5.5%の伸びとなっております。

次に、議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は29億5500万円で、前年度と比較しますと1億8350万円、6.6%の伸びとなっております。

次に、議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支

の収入が9億9815万1000円、支出が9億9789万3000円となります。また、資本的収入及び支出につきましては、収入が3億600万1000円、支出が6億2269万3000円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億1669万2000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市一般会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ155億5000万円で、前年度と比較して3億9000万円の増額となります。

まず、歳入につきましては、市税において計上率を決算ベースで見直し、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び市たばこ税の伸びを見込み、市税全体で51億4791万2000円を計上し、前年度比較で1億2989万6000円の増としております。

しかしながら、地方交付税において地方公務員給与費の削減分を算定し、前年度比較で3億1000万円の減と見込んでいます。

各交付金及び臨時財政対策債を含めた市債は、前年度比較で5億7870万円の増としてございます。

次に、歳出について説明いたします。

議会費については、1億3876万8000円を計上し、前年度比較1414万3000円の減となっております。

総務費は、22億9472万6000円を計上し、前年度比較4億7876万6000円の増としております。

茨城県知事選挙3480万5000円や参議院議員選挙3924万円の実施、合併特例債を活用した地域振興基金への積立金5億2739万7000円が主なものでございます。

民生費は52億4908万1000円を計上し、前年度比較8307万4000円の増となっております。医療福祉費、市単独拡大分等によるものでございます。

衛生費は、12億2128万4000円を計上し、前年度比較1億5830万9000円の増を見込んでございます。太陽光発電システム設置補助金制度の拡充2000万円、石岡地方斎場の負担金2億4313万8000円などでございます。

労働費は、2230万2000円を計上し、前年度比較28万3000円の増を見込んでございます。

農林水産業費は、4億8813万6000円を計上し、前年度比較8330万9000円の減を見込んでございます。農道整備工事の減などによるものでございます。

商工費は、2億1993万9000円を計上し、前年度比較5771万1000円の減を見込んでございます。企業立地促進助成金の減などによるものでございます。

土木費は、16億4723万9000円を計上し、前年度比較1億5308万4000円の増を見込んでございます。神立駅周辺整備事業1億2620万4000円や下水道特別会計への繰出金5億8724万2000円などで

ございます。

消防費は、12億2909万5000円を計上し、前年度比較4億6827万4000円の増を見込んでございます。消防救急無線デジタル化及び共同指令センター整備への負担金3億5990万円や消防団詰所の解体工事を含む消防団施設整備事業5670万5000円、防災行政無線の屋外子局整備の6205万5000円などでございます。

教育費は、12億3915万円を計上し、前年度比較7億2695万9000円の減を見込んでございます。学校統合に係る南小学校環境整備3024万8000円や北中学校環境整備3800万8000円を計上しておりますが、下稲吉小学校の工事費の減などによるものでございます。

災害復旧費は、1323万6000円を計上し、前年度比較1323万4000円の増を見込んでございます。仮庁舎から千代田庁舎への移転費用でございます。

公債費は、17億5704万7000円を計上し、前年度比較8290万2000円の減となっております。また、共同調達で進めている基幹系システム等更新に関する債務負担行為、期間平成25年度から平成31年度まで、限度額6億2000万円等を計上している内容でございます。

続きまして、議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ50億4580万円で、前年度と比較して6910万円の増額となります。

歳出増の主な理由は、前年度と比較して、保険給付費の高額療養費が6926万9000円の増になり、3億2018万円及び後期高齢者支援金が4212万6000円の増の7億2320万6000円となっております。

それに対する歳入では、国庫負担金の療養給付費負担金が前年度と比較して5912万5000円の増の6億3671万3000円及び国庫補助金の財政調整交付金が前年度と比較して6840万円増の2億6985万6000円で見込んでいる内容でございます。

続きまして、議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ6億2820万円で、前年度と比較して2930万円の増額となっております。

歳出増の主な理由は、後期高齢者広域連合納付金が前年度と比較して2931万2000円増の6億2069万2000円となっております。

それに対する歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度と比較して2168万7000円増を見込んでいる内容でございます。

内容は、茨城県後期高齢者医療広域連合で運営している予算に対して、かすみがうら市で付託している保険料予算を全額納付するためでございます。

続きまして、議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ11億2320万円で、前年度と比較して1980万円の減額となっております。

歳出減の主な理由は、前年度と比較して、特定環境保全公共下水道整備事業の補助事業において、実施設計委託のみの計上であり、前年度と比較して5412万3000円の減及び流域下水道整備事

業費の茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道の流末処理場建設負担金が前年度と比較して2402万1000円の減額となっている内容でございます。

また、歳出増となったものは、特定環境保全公共下水道維持費が前年度と比較して3518万7000円、公債費が前年度と比較して727万6000円の増となっている内容でございます。

歳入減の主な理由は、下水道補助事業による管渠敷設工事を予定していないことから、国庫補助金、市債が減額となっている内容でございます。

続きまして、議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出でそれぞれ3億9560万円で、前年度と比較して2060万円の増額となっています。

歳出増の主な理由は、電気料値上げの影響や施設及びマンホール周辺の段差解消等の修繕費用、千代田東部地区の停水箇所の調査、公債費の増加等によるものでございます。

歳出増となった分の歳入については、主に一般会計からの繰入金等で充当している内容でございます。

続きまして、議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算について説明いたします。

平成25年度予算総額は、歳入歳出それぞれ29億5500万円で、前年度と比較し1億8350万円の増となっております。

歳出の主なものは、居宅介護サービス、施設介護サービス、介護予防サービス等の保険給付費に28億881万7000円を計上いたしました。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料で5億9204万5000円、国県支出金で10億6463万円、支払基金交付金で8億1250万5000円、一般会計からの繰入金で4億5157万4000円を充当いたしました内容でございます。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算の概要についてご説明いたします。

平成25年度予算の主な点といたしましては、まず、営業収益でございますが、加入増によりまして、給水収益で約490万円の増を見込んでおります。加入金につきましては、平成27年度までの実施予定で加入金減免を行い、加入促進を行っております。大口加入者が減っていることから、前年比おおむね100万円の減となっております。また、営業外収益につきましては、一般会計補助金について、前年比500万円の減となっております。収益的収入の総額につきましては、前年比ほぼ同額となっております状況でございます。

営業費用につきましては、電気料の値上げにより、動力費が前年度より1300万円の増となっているほか、浄水場の修繕費で約500万円の増、人件費につきましては、前年比約500万円の減とな

っており、収益的収支の総額につきましては、前年度比約500万円の増となっております。

次に、資本的収支につきましては、配水施設工事費の増に伴い、企業債で前年比3240万円の増、一般会計出資金で前年比1200万円の増、総額で4440万円の増となっております。

資本的支出につきましては、配水施設工事費で4400万円の増、浄水場施設費につきましては、昨年度、霞ヶ浦第5号さく井工事が完了していることから2700万円の減、企業債償還金で4640万円の減で、総額で前年度比2800万円の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1669万2000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第31号ないし37号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月7日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 12 議案第 38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について

○議長（鈴木良道君）

日程第12、議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第38号につきましてご説明を申し上げます。

議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置についてにつきましては、消防救急無線デジタル化と消防指令業務の広域化、共同化を図るため設立される法定の茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に本市も参画するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について、ご説明いたします。
共同運営方式につきましては、運営協議会において決定されたものでございます。消防救急無線デジタル化に参加する機関は、21消防本部、34市町ありまして、そのうち指令業務共同化に参加する機関は、20消防本部、33市町となります。共同指令センターは、水戸市役所内原庁舎を使用するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第38号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 13 議案第 39号 新市建設計画の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第13、議案第39号 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第39号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第39号 新市建設計画の変更についてにつきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、地方債（合併特例債）を起すことができる期間の特例（合併の日が属する年度及びこれに続く20年度）が設けられました。

そのため、地方債の中でも、財政的に有利とされる合併特例債を有効に活用し、主要事業を着実に推進するため、新市建設計画の期間の延長を行うとともに、今後の合併特例債活用予定事業を計画上明らかにするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第39号 新市建設計画の変更について、説明させていただきます。

新市建設計画の変更についてですが、合併特例債を起すことができる期間の特例措置、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正による平成36年度までの10年間の期間延長と今後の合併特例債活用事業を計画上明確にするなどの見直しを行い、神立駅西口土地区画整理事業、街路整備事業、神立停車場線、地域防災無線整備事業、学校施設統合環境整備事業、学校施設大規模改造事業を位置づけ、事業推進のための財源を確保し、事業を着実に推進しようとするものでございます。

なお、今後におきましては、合併特例債よりも、よい制度で事業ができる場合におきましては、合併特例債事業ではなく、よりよい制度の事業での実施を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第39号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日3月5日、定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時07分

平成25年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成25年3月5日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 中根光男 議員
- (2) 小松崎 誠 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 中 根 光 男 議員
- (2) 小松崎 誠 議員
- (3) 佐 藤 文 雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. 子宮頸がんヒブ小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種について
		2. 政府が緊急経済対策を盛り込んだ今年度補正予算に対する事業計画について
		3. 健康相談事業として携帯型の簡易聴覚チェッカーを用いた聴力検査について
		4. 地域の防災力向上について
		5. 胃がん予防にペプシノゲン検査導入について
(2)	小松崎 誠	1. 子ども・子育て支援関連3法について
		2. 給食アレルギー事故防止への取組み強化について
		3. 通学路の安全対策について
		4. かすみがうら市環境美化に関する条例について
		5. 当市における公文書管理の取組みについて
		6. 水道事業について
		7. 企業誘致への考え方について
		8. 障がい者優先調達推進法の施行について
(3)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 下土田の残土問題について
		3. 総合的な子育て支援策について
		4. 国民健康保険を命と健康を守る制度に
		5. 生活保護基準の引き下げについて
		6. 安心・安全な街づくり（防犯灯と生活道路）について
		7. 向原土地地区画整理組合事業について
		8. 水道事業について（主に水道料金問題について）

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす立場であります。

法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を出されますようお願いいたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

おはようございます。

平成25年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種についてお伺いをいたします。

この3種類のワクチンが、ことし4月から新たに定期接種化されることになりました。

これまでは厚生労働省が基金をつくり、一部を助成してきましたが、自治体により実施に差がありました。

今回の定期接種は、従来の時限的措置から恒久的な制度となるほか、費用も国が9割ないし無料で接種できるようになります。

現在は3種ワクチンの接種は任意接種で実施されてきましたが、原則的に全額自己負担のために、なかなか進みませんでした。

厚生労働省によると、子宮頸がんは若い女性を中心にふえ、年間1万5000人が発症し、約3,500人が死亡しております。子宮頸がんはウイルス感染が主原因とわかっているため、ワクチン接種と検診によって、ほぼ予防ができるとされております。

また、細菌性髄膜炎は年間1,000人の子どもが発症をいたしております。その原因の75%がヒブと肺炎球菌で、発症時期はほとんどが生後3カ月から4歳の乳幼児で、発症すると25%に知的障害などの後遺症が残り、約5%は死亡に達します。

定期接種になることで、感染症対策が大きく前進すると期待をしております。

1、認識について、2、周知徹底について、3、今後の具体的な対応についてお伺いをいたします。

次に、政府が緊急経済対策を盛り込んだ今年度補正予算に対する事業計画についてお伺いをいたします。

今年度補正予算の柱である緊急経済対策に盛り込まれた公共事業は、道路や橋など社会インフラの老朽化対策や、建物の耐震化といった防災・減災対策の事業が中心となっております。こう

した事業によって防災・減災対策が進み、市民の安全・安心が確保できます。具体的な内容については、老朽化したインフラの総点検の実施、傷みが少ないうちに修繕、更新をして施設の長寿命化を目指す事業、さらに公共施設や住宅の耐震化、密集の市街地の防災性向上、防災公園の整備などです。

大規模地震など自然災害の脅威は深刻であります。インフラの老朽化対策は急務であります。

地方自治体の防災・減災対策を強力に進めるためにも、防災・安全交付金の役割は重要になってまいります。

その観点から、1、橋梁の劣化総点検の実施と長寿命化計画の実施計画について、2、学校施設における非構造物の耐震化について、3、上下水道の耐震化について、4、安全な通学路の整備について、5、その他インフラ全般の計画案についてお伺いをいたします。

次に、健康相談事業として、携帯型の簡易聴覚チェッカーを用いた聴力検査についてお伺いをいたします。

簡易聴覚チェッカーは1,000ヘルツの高音と、1時や7時など聞き間違いやすい言葉や、記憶をチェックする簡単な質問を収録、本体のスピーカー部分を耳元に近づけ、収録された音や単語、質問を再生することで、聞こえの状態を容易に確認できるものです。

私の案といたしましては、市の保健センターの成人健康相談で実施して、難聴や認知症の疑いがあれば、医療機関での精密検査や治療がアドバイスできます。

認知症の要因の一つに聴力の低下が挙げられております。健康事業など簡易機器を導入し、聴力検査を実施することが、市民サービスの向上につながると確信をいたしております。

1、検査の認識について、2、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、地域の防災力向上についてをお伺いいたします。

地域の防災力を高めようと、埼玉県春日部市ではこのほど、春日部市防災士養成研修講座を開催いたしました。市内の自主防災組織から推薦された52名、市職員6名が受講いたしました。受講料は全て市が負担をし、助成をいたしております。

市の担当者に問い合わせたところ、東日本大震災を受け、防災士の早期充実が必要として養成講座を実施したと、そのように話しておりました。自主防災組織に1名の防災士を目指し、定期的に養成講座を実施する予定であると、そのように話しておりました。

危機管理の観点から、1、防災士養成講座の開催について、2、今後の取り決めについてをお伺いいたします。

次に、胃がん予防にペプシノゲン検査導入についてをお伺いをいたします。

胃がん予防の一助に血液検査、ペプシノゲンの検査、この検査は消化酵素のもとになる物質、ペプシノゲンを血液中から採取し、胃の萎縮や老化の程度を調べる、胃がんになる危険性の高い人などを見つける簡単な検査であります。

大阪府の茨木市においては2010年からスタートいたしまして、これまでに3,584人が受診をいたし、739名が精密検査の必要があると、このように指摘されました。費用は1人、自己負担が200円、残りを市が負担する、そして市の指定病院で検査が実施されているということでありす。

胃がん撲滅に向けた取り組みが必要であり、検査の導入は重要であると考えております。

1、ペプシノゲン検査の認識について、2、今後の取り組みについてをお伺いいたします。
以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、中根議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種についてでございます。

平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会により出された通知「予防接種制度の見直しについて」によりますと、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふく風邪、成人用肺炎球菌、B型肝炎の7ワクチンについては広く接種を促進していくことが望ましいとされております。

このうち特に、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌については特定財源が確保されたこともあり、本市としても接種を進めてまいりました。

子宮頸がんは20歳代から30歳代に増加しており、多くの場合は感染しても自然に排除されますが、一部、がんを発症することがあります。また、ヒブは髄膜炎などの感染症を起こす病原細菌であり、子どもがかかる細菌性髄膜炎のうち、約6割を占めております。

なお、小児用肺炎球菌は2歳未満の子どもで特に発生頻度が高い状況です。

これらの病気に対し3ワクチンは有効であり、予防する上でも接種年齢時に適切に接種していただきたいと考えており、個別通知や乳児健診時、健康相談時、さらには広報紙や各戸配布の予防接種案内などで周知を図ってまいります。

現在、国において任意の予防接種から法定の予防接種に位置づける関係法の改正の動きがあります。その動向を注視しながら適切に対応してまいります。

続きまして3点目、健康相談事業として携帯型の簡易聴覚チェッカーを用いた聴力検査についてのご質問にお答えします。

簡易聴覚チェッカーにつきましては、本当に声が聞こえているのか聞こえの確認、声がどのように聞こえているのか聞こえ方の確認、どの程度覚えられるのか短時間の記憶の確認などチェックできるもので、認知症の簡易テストもあわせて行えるものとなっています。

聴力に対する現在の市の対応は、住民健診や健康相談、健康教室などで保健師が個別に相談に応じ、難聴の兆しがあったときには専門の医療機関受診を勧めております。

この簡易聴覚チェッカーは静かな環境で使用しなければならないこともあり、医療機関で正しく診断していただくよう指導しております。導入については現在、検討はしておりません。

続きまして5点目、胃がん予防にペプシノゲン検査導入についてのご質問にお答えします。

ペプシノゲンは胃の粘膜で生成される物質で、血液中のペプシノゲンの産出量を測定することによって、高い確率で萎縮性胃炎を発見することができます。胃がんは萎縮性胃炎を経て発生する確率が高いので、胃がんの早期発見に有効な検査方法と言えます。

胃がん予防につきましては、ピロリ菌検査と胃炎の有無を調べるペプシノゲン検査の両方を行う血液検査のABC検診が、胃がんになりやすいかどうかのリスクを調べるのに有効であるとの認識がありますが、市として検査費用の助成については、現在において検討はしておりません。

厚生労働省において、胃の粘膜に感染して胃がんなどを引き起こすピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療が保険診療として認められる見通しになったこともあり、胃がん予防の対策への課題の一つとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

中根議員さんの質問にお答えをいたします。

2点目1番、橋梁の劣化総点検の実施と長寿命化計画の実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

国は長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱を定め、今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従前の事務的な修繕及びかけかえから、予防的な修繕及び計画的なかけかえへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び、かけかえるにかかわる費用の縮減を図りつつ、地域の安定性、信頼性を確保することを目的とし、市町村は平成25年度までに長寿命化修繕計画の策定、学識経験者等の専門的な知識を有する者の意見聴取、計画策定の公表を行い、橋梁の健全度を把握し、損傷が顕在化する前の軽微なうちに計画的に行う修繕事業であります。

本市の橋梁長寿命化修繕計画策定事業進捗状況につきましては、平成21年度から作業を始め、21年度に簡易台帳を整備、1次点検を43橋行い、その後スクリーニングを実施し、2次点検へ移行する11橋の選択を行い、うち7橋の2次点検を実施いたしました。

平成22年度には、21年度に実施した残り4橋の2次点検を実施しており、平成23年度には2径間以上の2橋梁の2次点検として、千代田大橋、粟田橋、常磐自動車道にかかる跨高速道路橋11橋の点検を実施いたしました。

今年度は、21、22年度に2次点検を実施しました橋梁につきまして、震災前に実施していることから、震災後の再点検といたしまして11橋の再点検を実施しております。

平成25年度には、本市において幹線道路をまたぐ橋梁や、災害時における地域ネットワークを考慮する橋梁として重要な橋梁と位置づけした24橋の橋梁長寿命化修繕計画の策定を行い、県の市町村橋梁長寿命化修繕計画策定委員会に諮り、学識経験者の意見聴取をし、計画策定の公表を予定しております。

今回、政府が緊急経済対策を盛り込んだ補正予算における事業といたしまして、橋梁や路面等を含む道路ストック総点検が対象事業となっていることから今年度、職員による目視点検を実施しております橋長15メートル未満の橋梁について、15メートル以上の橋梁点検と同様に専門家による橋梁点検を行うため、緊急経済対策により要望しているところであります。

この要望につきましては2月27日において、県より補助決定の内定を受け、現在補助申請等、

事務手続を行っております。

続きまして2点目3番、下水道の耐震化についてのご質問にお答えをいたします。

今回の国の緊急経済対策については、県を通じて早い段階から補正要望調査があり、当然補正要望を検討したところでございます。

これまで整備を進めてまいりました汚水処理施設整備交付金による事業計画期間が平成24年で終了し、平成25年度からは社会資本整備総合交付金に移行し、長寿命化計画策定にかかわる調査等とあわせた事業継続へ作業を進めてきましたので、補正の対象となる国庫補助事業対象事業に認定されている事業計画の範囲内であって、当該年度に附属する工事費等や翌年度事業の前倒しに該当するものが、緊急経済対策としての補正となります。

また、復興・防災対策における老朽化対策についても、耐用年数が50年以上経過した施設並びに人口20万人以上の都市が補助制度に該当するものであります。

今後の老朽化対策については、現在の長寿命化支援制度の活用を継続した中で、下水道施設の機能維持を図り、より有利な補助制度の活用を検討してまいりますので、ご理解を願います。

以上のことから緊急経済対策事業に該当する事業がなかったものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

それでは、中根議員のご質問にお答えをいたします。

2点目2番、学校施設における非構造物の耐震化についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘の非構造物の耐震化につきましては、昨年の第3回定例会においてご提案をいただき、その後、各学校において危険箇所の早期発見を目的に、定期的な安全点検を国から示された点検リストに基づき、行っているところでございます。

あわせて、専門的な外部委託による特殊建築物の定期調査時に、非構造物の状況調査を行いました。危険箇所の指摘はございませんでした。さらに学校施設の耐震化工事及び大規模改造工事に当たっては、非構造部材等の落下、剥離がないよう設計時点で盛り込んでいるところでございまして、今定例会に補正予算として計上しております国補助の前倒しによります美並小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事についても、設計段階で盛り込んでいるところでございます。

また、これから予定しております小中学校適正規模化計画に基づいた環境整備事業についても、非構造物の耐震化基準を基本に設計時点で反映していきたいと考えております。

次に2点目4番、安全な通学路の整備についてのご質問にお答えをいたします。

通学路の安全確保については今年度当初、京都や千葉県において死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の連携による通学路における緊急合同点検が実施され、その対策が進められているところでございます。

今般の補正予算において、国土交通省では緊急合同点検結果等を踏まえ、児童の安全確保のため早期に実施する必要がある通学路の安全対策を推進するなど、通学路等の交通安全対策に対し

て137億7100万円を計上しているところです。

当市におきましても該当箇所のうち2路線について、国交付金により歩道を含めた道路整備の計画を土木のほうで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

2点目3番、上水道の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

今回、国で示されました日本経済再生に向けた緊急対策の補正予算の交付につきましては、対象事業を検証してまいりましたが、現在のところ当市が事業の交付の対象となることは難しい状況でございます。

今後も近隣市や県の担当者などと情報を共有し、交付の対象となる水道事業につきましては、おくれることなく対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

中根議員の、政府が緊急経済対策を盛り込んだ今年度補正予算に対する事業計画の5番、その他インフラ全般の計画案についてお答えいたします。

今回の国の進める日本経済再生に向けた緊急経済対策につきましては、今会期中に上程予定であります補正予算10号にて審議をいただく内容ではありますが、現在のところ、美並小学校や下稲吉中学校の太陽光発電施設の設置や、下稲吉中学校、南中学校のトイレの大規模改修、また路面状況調査業務委託や橋梁長寿命化点検委託、道路改良工事、土浦・かすみがうら土地区画整理事業一部事務組合負担金——これにつきましては第9号の中で前倒し分に入れてございます——など11事業、総事業費で2億9996万5000円でございます。

これにつきましては地域の元気臨時交付金や公共事業等債、こちらにつきましては交付税算入率が100%になっている事業の予算を活用する計画でございます。

なお、美並小学校屋体の耐震及び大規模改造事業につきましては、民主党時代の経済危機対応・地域活性化予備費等の活用による事業でございます、こちらにつきましては第9号予算のほうに入っております。こちらも前倒しで事業を進める計画となっている内容でございます。

2つの緊急対策として取り組む事業は12事業で、総額で4億2345万6000円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

4点目、防災士養成講座の開催と、今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、防災士とは防災・減災に関する意識、専門的知識、技能を体系的に習得した民間資格を有する者で、災害発生時に各自の家庭はもとより、地域や職場における生命や財産の被害軽減活動などに期待が寄せられております。

大規模な災害が発生した場合、その被害が大きいくほど公的支援の機能発生まで時間を要することがあり、その間、地域等のリーダー的存在として共助の一端を担っていただくことは、大変貴重な存在として十分認識しているところでございます。

市の防災計画におきましても、災害時応急対策を実施する防災対策要員の育成を掲げておりますので、今後は有効な手法の一つとして検討をしてみたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、2回目の質問を簡潔に質問させていただきます。

既に一般質問の前に、具体的なすり合わせやら具体的な打ち合わせをしておりますので、大枠の部分で再度質問させていただきます。

最初に、子宮頸がんヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種が実現したことに対して、私は本当に喜ばしく思っております。というのは、経済的に大変な人からの随分問い合わせもあまして、これが恒久的に定期接種ということで、本当に平等に皆さんがこの安全・安心を確保できるということは、もう本当に私にとってはこれ以上喜ばしいことはありません。

そういう中で大事なことは、まず検診率をいかに上げていくかという問題が、まず発生してきます。また、この3ワクチンの内容を理解していない人がたくさんいらっしゃいます。この3ワクチンはどういうふうな病気なのかという、そういうことも含めて、ある程度大枠の部分でやはり病気の内容、また接種の対象者も含めた、そういう一覧なりをきちっとした形で作成して、回覧を通して市民の皆様にも周知徹底をさせていくという、そういうことも私は大事なんじゃないかと思うんです。

せっかく定期接種になったのに検診率が向上しないのでは、何らこれは市民のためになりませんので、その重要性も含めて私は、きちっと徹底をお願いしたいと思いますが、その辺のことについては具体的にどのように考えていますでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、中根議員さんからありましたように、確かにこちらのそれぞれのワクチンにつきましては今回、定期接種になるというようなことで、かすみがうら市におきましても25年度、それを前提とした事業を計画しているところでございます。

いずれのワクチンにつきましても一度で済むわけではなくて、3回程度接種を受けなくてはならないということもあります。それから年齢的なこともあります。そういうことも含めまして適

切な時期に受けてもらうというふうなことで、個別接種を含めた周知については徹底させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは丁寧に、そのことを周知徹底していただけるように対応をお願いしたいと思います。

次に、最も今回重要な、政府が緊急経済対策に盛り込んだ補正予算、これは私は一番、今回の議会も含めて3月の大きな星になるのではないかなというふうに、私は以前から捉えておりました。そういうことで、やはり当初はかなり低い数字だったので、とりあえず4億を超えてきましたけれども、やはり今回の緊急経済対策は幅広く補正の中に盛り込まれております。

そういう中で、やはり5兆2852億円という、いまだかつてない膨大な補正予算を政府で組まれたわけでありますので、これをいかにして利用し、市の発展、またいろいろな市の今までできなかった課題にも、やはり取り組んでいける絶好の、私はチャンスであるということを再度これは各担当課にも話をしてまいりました。

そういう中でまず伺いたいのは、今回の緊急経済対策について具体的に内容も含めて、市長を含めて各課長、部長でもってどのような検討をなされてきたのか、概略で結構ですから説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

今回の日本経済再生に向けた緊急経済対策につきましては、以前から市長のほうから、漏れなく準備をなささいというような指摘を受けまして、部長会議並びに庁議等の中で政府が決定する前からよく調査をして、該当するものは漏れないようにというようなことで部長会議、庁議並びにサイボウズ等でご連絡をしまして通知をいたしました。

それから、各担当課並びに市長公室のほうに国・県のほうから来る文書については、こういったものが来ているので該当するかしらないか、よく事前にチェックしてください、並びにその当時、たしか予算の査定の時期もありまして、予算の査定の中で、これはもしかしたら緊急経済対策に該当するんじゃないかというような事業も幾つかございました。それらについて、もし該当するのであれば、漏れると大変市民の方に迷惑がかかるので、該当するかどうかよく調査をしてくださいというような指摘を受けた中で、このような数字が出てきました。そういった経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

詳細については既にもう確認は私していますから伺いませんけれども、やはりこの緊急経済対策の中で、私は昨年からのこの橋梁の総点検を各担当部課長にもお願いして、総点検をしたという

経過はありますけれども、そういう中において今回は補正予算の中で点検も含めた、要するに長寿命化計画についても補助が出るということで、舟橋の橋についても非常にこの6号バイパスの絡みもあって、なかなか馬立に抜ける道路までの計画が進まない状況もありますけれども、舟橋についても先日私が見てきましたら、結構ひび割れもありましたし、そういう面で4トン以下という規制がなされておりますけれども、そういう部分で今回の補正の中で、補強も含めたことも計画に入っているのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

議員さんご指摘のとおり、舟橋につきましては今回の経済対策の補正予算の中に、策定業務の中に入っております。ただ、あくまでも策定業務でありまして、それがすなわち今度は補修工事にすぐかかるかどうかは、またその後の段階になります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それから、私は以前から主張しておりますけれども、学校の施設における非構造物の耐震化についてでありますけれども、これは具体的に言うならば天井材とか内壁、それから照明器具、窓ガラスなどの部分、またその他もろもろありますけれども、そういう部分に対しての耐震対策が含まれているわけですので、現在の統廃合という問題も絡んでまいりますけれども、現実にこれからそのまま継続していくという学校については、やはり今回の補助対象の中に組み入れて、そして窓ガラスも含めた非常に老朽化している学校もあるかと思っておりますので、そういう部分での総点検も実施して計画に入れたのかどうか、その辺を再度お願いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

今回の整備につきましては、緊急対策としましては下稲吉中学校のトイレ、また南中学校のトイレ、それと美並小学校の太陽光発電、それと下稲吉中の太陽光発電、この4事業を計上させていただいたところでございます。

今後予定しております統廃合、これも含めまして早急に、まず美並小学校のほうの大規模改造工事ということがございますので、そういうことを含めまして今回、緊急経済対策のほうの補正予算に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、この緊急経済対策についてはまだまだ項目が何十項目もございます。河川の風水害対策とか、その他もろもろ農業対策も含めて幅広く具体的にありますので、その辺も、もしもこ

の緊急経済対策の補正の中で引っ張れるものだったら、また具体的に事業計画を立てて、4億からまたさらに1億、もっと上積みできればできる限り、市によっては10億を超えているところも、規模も違いますけれども、そういうところもありますし、やはり常にそういう、いかにしたら今回の補正予算を我が市として反映できるのかということ、各市とも必死になって今、取り組んでいる段階でありますので、これは最終的に追加も含めると思うんですが、最終的に何日までだったら間に合うのかどうか、また追加も含めていつごろなのか、再度わかっていたらお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

事業計画書の提出が3月15日までに提出しなければならないので、もし間に合うものであれば対処したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは再度、きめ細かな検証をしていただいて、15日ぎりぎりまで挑戦をしていただきたいと思います。

次に、チェッカーのほうは私の要望としては、できる限り導入をお願いしたいと思いますので、これは要望としてお願いをしておきます。

それから、この4番目の地域の防災力向上について、私も以前にも一般質問させていただきましたけれども、やはり今、マスコミでも非常に取り上げられております南海トラフの大地震というのが想定されております。これはいつ発生するかわからない大変な状況下に置かれて、各市、地域とも対策に追われている状況でありますけれども、そういう中でやはり3.11、いよいよもう2年目を迎えるわけでありましてけれども、やはり年を追うごとに防災意識が低下していってしまう。そういう中で常に防災意識の向上という観点から、やはり各区に1名くらいの防災士をやはり私はつくっていく、これが私は本来の市を守っていく、市の安全・安心を確保していくという上で、私は最も重要なことではないかと思うんですね。

私が問い合わせたところ、やはりこれも市民からかなりの盛り上がりがあって、防災士を各区に1名お願いしたいという要望がたくさん寄せられたそうであります。そういう観点から、費用も大した金額ではありませんので、できれば市でもって定期的に防災士の養成講座、市の職員も防災士の認定をいただくと。民間の方も認定を受けていくということで、防災士の活動も今、各地域でもってセミナーを開催したり、各地域でそういう具体的な話し合いをしたり、そういう運動も土浦市なんかは随分やっていますよね。

だから、市長としてどうなのか、そういうやはり市長は常に安全・安心というのを表に出しておりますから、ぜひとも今回、検討じゃなくて防災士養成講座等も市でもって開催して、費用は市で全額負担してもらおうと。これは生き金ですから、市の安心・安全を確保するためには、私はそれは捨て金じゃなくて生き金だと思っていますので、市長の考え、方向性を再度確認します。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

部長答弁にもありましたように、防災対策要員の育成というのは防災計画にも入っておりますし、そういった機会を積極的に捉えて育成を図っていききたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでも、ぜひともそういう中で防災士の育成ということも含めて、やはり放射能問題も今、薄れつつありますけれども、どんどん年ごとにそういう危機感というか危機意識というのが低下していく、これが私は一番恐ろしいことだと思っております。常に原点に戻る、この大震災が発生し、そして多くの家屋や、また原発問題でもって、どれほどか市民の皆様が悩んだかわかりません。そういうことを常に原点に置く、そういうことが私は最も重要かと思っておりますので、その辺も踏まえて再度検討をお願いしたいと思います。

それから、最後に胃がん予防についてですけれども、これはペプシノゲンというのは非常に有効的な手段でありますので、この辺も踏まえて再度検討していただきたいと思っております。

今回、ピロリ菌の除菌の保険適用が国のほうで決定になりまして、これも有効な手立てで、なかなか金額がかさむものですから、なかなか検査もできないという方がいらっしやいましたけれども、今度は保険適用ということになりましたので、このペプシノゲン検査とともに、こういうピロリ菌の検査もできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ともかく私としては、今回の私の思いというのは緊急経済対策を3月15日まで徹底的に検証してもらい、そして市民のためになる補正予算を組み上げてもらいたい。

そして、さらに追加補正でもって、これから上がってくると思うんですけれども補正予算の作成、それから15カ月という1つのスパンの中での今回なりますから、また繰越明許という形で事業継続になるということも、これは想定されてまいりますから、だから繰越明許の分も国のほうはなるべく簡素化して、繰越明許ができるような体制を組んでいくという、そういう姿勢を示しておりますから、そういうことも含めて前倒しの事業計画もきちっと立案して、市民のためになる政治主導をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。5分間の休憩をいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時50分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、子ども・子育て支援関連3法について伺います。

このたびの社会保障と税の一体改革の一番重要なポイントは、子ども・子育て3法です。そして3法の趣旨は、言うまでもなく3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を統合的に推進することであり、その主なポイントは認定こども園制度の拡充、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付——施設型給付でありますけれども——及び小規模保育等、地域型保育給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実の3つであります。

この新制度が本格的に動き出すのは早ければ平成27年度ですが、消費税率8%引き上げに当たる平成26年度から本格施行までの1年間、保育の需要の増加等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業、子ども・子育て支援法附則第10条が行われることとなっております。

当市といたしましても国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑、速やかに新制度を導入できるよう、万全の準備をしていくべきであると考えます。

そこで、当市における子ども・子育て会議の設置について伺います。

国においては平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとしては有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が想定され、子育て支援の政策決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっております。

子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておりますが、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは、国のみならず地方においても極めて重要です。

当市においても子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーにする合議制機関を新たに設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、事業計画策定について伺います。

今回の支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっております。事業計画の期間は5年です。この事業計画策定に当たっては、国の基本方針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められております。平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を平成26年度半ばまでに策定するためには、平成25年度予算において、事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、実施に向けての準備組織の設置と利用者支援について伺います。

新制度への移行に当たり、事業計画や条例の策定など、かなり膨大な準備が必要です。新たな制度への円滑な移行を目指し、当市においても速やかに準備組織を立ち上げて対応すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、新たな制度への移行に向け、利用者の中には具体的にどのような制度となるのか、保育料はどうなるのか等々、不安の声が数多く寄せられております。利用者に対して、新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て支援拠点などの身近な場所で、利用者の気軽な相談にも応じられる体制を整えていくことが必要だと思います。

例えば横浜市では、保育コンシェルジュを全ての区に1名ないし2名配置し、利用者である保護者の方々のニーズや状況を伺い、それに合った保育サービスに関する情報提供を行っています。

また、千葉県松戸市では地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置し、利用者に対し地域の子育て支援サービスの情報提供を行ったり、利用者からの相談を受け付けております。

こうした取り組みを当市においても来年度から実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2、次に、給食アレルギー事故防止への取り組み強化について伺います。

昨年12月、東京都調布市の市立富士見台小学校で、チーズなどの乳製品にアレルギーがある11歳の女子児童が、給食を食べた後に死亡するという悲しい事故がありました。報道によれば当日の給食の献立は、チーズを含んだ韓国風お好み焼きのチヂミということでした。学校や担任は女兒のアレルギーを把握しており、女兒にはチーズを抜いたチヂミを提供しましたが、女兒がおかわりを希望した際、担任が間違っってチーズ入りのチヂミを渡してしまい、そのチヂミを食べた後、体調不良を訴えて緊急搬送され、約3時間後に死亡が確認されました。行政解剖の結果、死因はアレルギー反応のアナフィラキシーショック死の疑いと判明したそうであります。

食物アレルギーのある児童・生徒は全国で約20万人とも言われており、この小学校でも16人の児童がアレルギーで特別な給食体制をとっていたそうです。

そこで、当市の対応と認識、その防止策について伺うものであります。

次に、通学路の安全対策について伺います。

昨年の夏に通学路の危険箇所の緊急点検を実施したと思いますが、その中でガードレールの設置や歩道の整備等、一日も早く整備しなければとの認識に立たれていると思います。しかし現実には、財政的なことや時間的なことを含め、困難を伴うことも承知しております。

そこで、私は比較的安価に通学路の安全対策の一環として、スクールゾーン設置の推進を提案したいのですが、その考えについて伺います。

4点目、かすみがうら市環境美化に関する条例について伺います。

日ごろより環境美化に対して職員の方々が、仕事とはいえ一生懸命に取り組んでおられる姿に心より敬意を表するものですが、ここでいま一度、この条例の目的と市の責務について伺います。また、現状と課題についても伺います。

5番目、次に当市における公文書の取り組みについて伺います。

近年、自治体において公文書管理を見直す動きが進みつつあります。これは2009年6月に国会で成立し、2011年4月に施行された公文書管理法を受けての動きです。公文書管理法は公文書を適正に管理することにより、行政を適正かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としています。

この法律制定の背景のもととなったのは、いわゆる消えた年金記録問題や海上自衛隊の航海日誌の誤廃棄などです。これら国のずさんな文書管理が明るみになったことを受けて、制定への機

運が高まりました。この公文書管理法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務が自治体に課されたため、自治体において公文書管理の見直しの動きが出始めました。

公文書は国のみならず、自治体においても市民生活に関する諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源であります。その公文書を適切に管理することは、自治体においても重要な課題であります。なぜなら、自治体における施策の決定過程等、地域のあり方そのものにかかわる重要事項について、住民によるその検証を可能とするものとなります。民主主義の基本にかかわるものと言えるからです。まさに公文書の管理は自治体の重要な責務と言えます。また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等から公文書をいかに守るかということも、自治体の重要な役割であります。

そこで伺います。当市の公文書管理の現状と、今後の取り組みについて考えをお聞かせください。

6、水道事業について伺います。

初めに、水道施設の耐震化と水道管などの老朽化対策についてであります。

インフラ整備の一環として災害に強い水道ということで、どのような計画方針がなされているのか、現状と課題をお聞かせ願いたい。

また、水道管の耐用年数は約40年と聞いておりますけれども、市ではどれくらいのスパンでの更新を考えているのか、あわせて伺います。

次に水道料金、10立米以下の料金値下げの件で伺います。

いわゆる従量制導入のことですが、誰しも料金の安いほうが喜ばしいことではあります。私も安くなることは大歓迎です。しかし、今までの水道事業の経営状況を伺うと、簡単には値下げはできないのではないかと思うわけであります。

そこで、この議会の中で事業の経営はどうなっているのか、23年度か24年度の例を挙げて実態を聞かせていただきたい。

7、企業誘致の考え方について伺います。

まず、オーダーメイドの賃貸型工場の認識についてであります。

長引く景気低迷による企業の業績悪化の影響を受け、地方自治体も厳しい財政状況が続いています。そうした中、自治体による賃貸型工場の設置で企業誘致に成果を上げている事例があります。賃貸型工場は企業にとって初期投資が大幅に抑制され、災害などによる損失軽減も見込まれ、多くのメリットが期待できます。一方、受け入れる自治体としても未利用地の利用促進、または再開発を図ることができ、地元の雇用促進や地域経済の活性化も期待できるほか、税収増にもつながります。

従来の賃貸型工場の建設による企業誘致は、未利用地に工場を建設してから貸し出す方法で、企業にとっては土地取得や建設費用などを抑えることができるものの、建設された賃貸工場の仕様が、企業が求める条件と折り合わず、マッチングがうまくいかないケースが多々ありました。

これに対して、例えば鳥取市の方法では、企業の注文に応じて工場を設計、建設し、貸し出すという方法で企業誘致を行っております。特徴的なのが市賃貸型工場設置補助金で、企業進出に伴う工場の建設費、または改装費を全額補助し、上限は6億円、しかもその半分は県の補助金で

賄い、鳥取市の負担は半分で済んでおります。補助金を受ける際の要件は、20人以上の新規常用雇用、10年以上の事業継続、原則10年以内に土地建物を買い取ってもらう、保証金が3億円以上の場合であります。

当市におかれましてもさまざまな方法を検討し、積極的な取り組みをお願いいたします。

次に工場誘致条例、企業誘致奨励金制度、企業誘致条例について、その内容と成果についてお聞かせいただければと思います。

8、障害者優先調達推進法の施行について伺います。

障害者優先調達推進法が本年4月から施行されます。成立は昨年6月であります。同法は国と独立行政法人等に対して、障害者が就労施設でつくった製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しても、障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。

現在、国などが商品の購入や業務委託をする際は、競争入札による契約が原則になっており、民間企業に比べ競争力の弱い障害者施設が契約するのは難しいのが実情であります。

また、施設や自宅で働く障害者がふえる一方、景気の低迷により民間企業からの仕事の依頼は減少しており、さらには障害者施設への発注が不安定のため、国からの安定した仕事を求める声が高まっていました。

こうした状況を踏まえて障害者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的として本法律が制定されました。本法律は自民・公明の両党が2008年に提出し、政権交代で廃案となったハート購入法案をほぼ踏襲した内容となっております。本法律によって自治体には、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずるという努力義務が課せられています。それを実効あるものとするために、物品の調達目標を定めた調達方針を策定し、公表しなければならず、その方針に則して調達を実施し、調達実績は取りまとめて公表することが求められています。

障害者の方々の自立、就労支援の観点から、積極的な取り組みをお願いするものですが、その取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、子ども・子育て支援関連3法についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て関連3法については、平成27年4月の本格施行に向け、その基盤整備の基礎となる子ども・子育て支援事業計画を平成26年度半ばごろまでに策定するとともに、それに伴うニーズ調査の実施、子ども・子育て会議の設置、電子システム改修等を進めることとされているところであります。

本市の対応につきましては、それぞれその具体的詳細等がまだ不透明なことから、国や県からの明確な指針等が示された段階で、近隣市町村の動向等にも注視しながら必要に応じ補正等をお

願いし、子ども・子育て支援対策の充実強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目、給食アレルギー事故防止への取り組み強化については教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、通学路の安全対策については教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、かすみがうら市環境美化に関する条例については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、本市における公文書の取り組みについては総務部長の答弁とさせていただきます。

6点目、水道事業については水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

7点目、企業誘致への考え方については、環境経済部長の答弁とさせていただきます。

8点目、障害者優先調達推進法の施行についてのご質問にお答えいたします。

障害者優先調達推進法は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるために、国や地方公共団体が物品やサービスを調達する際に優先的、積極的に購入することを推進するために昨年6月に成立、公布され、本年4月1日から施行されるものであります。

本市における障害者の就労支援につきましては、本人の希望により国の制度であります障害福祉サービス費の就労移行支援及び就労継続事業を実施しております。当事業により障害者就労支援施設に通所している方が50名ほどおりますので、同法の障害者の経済的自立を図ると法律の趣旨に鑑み、障害者就労支援施設から物品等を調達するよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

小松崎議員ご質問の2点目、給食アレルギー事故防止への取り組み強化についてお答えをいたします。

本市の児童・生徒のうち食物アレルギーを持つ者は——これは軽い者も含めてでございますが——小学校児童55人、中学校生徒14人と把握しております。その中で、特に毎日の給食で注意をしなければならない児童・生徒は小学校で5人、中学校ではございません。

アレルギー症状は、先ほど小松崎議員ご指摘のとおり、アナフィラキシーショックということで死に至る可能性もありますので、十分に注意をしなければならないと認識しております。学校におきましては定期健康診断、各家庭から学校に提出される保健調査票、それから学校生活管理指導票などによって、アレルギー疾患についても把握しております。

食物アレルギー疾患を持つ児童・生徒については保護者と話し合っ、給食の食材の除去、弁当の持参などにより対応をしております。先ほど5人と申し上げましたが、その5人の中の4人は給食調理員が除去して安全なものを食べさせております。それからもう1人は、たくさんあり過ぎて除去できないので、これは弁当持参ということで対応をしております。

また、現在は1人もおりませんが、ショック症状のおそれがあるエピネフリン製剤、

これはエピペンとも言われるものですが、それを医師から交付されている児童・生徒が、もしいる場合には、本人にかわって教職員が注射をすることが可能となっておりますので、そのときには適切な対応がとれるように教職員の意識を高めるとともに、保護者の同意を得て消防本部に情報を提供し、連携を図ることとしております。

いずれにしましても、保護者と学校、主治医、給食調理員、学校医、学校薬剤師、教育委員会などが十分な協議を行って、アレルギー疾患を持つ児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

小松崎議員の3点目、通学路の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

スクールゾーンにつきましては、昭和47年春の全国交通安全運動を契機として全国的に推進され、現在、市内の小学校においては下稲吉東小学校を除く12校に設定されております。

スクールゾーンは小学校を中心として、おおむね500メートルの範囲を設け、総合的な交通安全対策を緊急に実施する必要性の高い地域を明確にして、その対策を集中的に実施することが目的とされ、直ちにできる対策から随時実施し、その改善充実を図りつつ、長期的に総合的な対策を推進することとされております。

一方で緊急合同点検については、通学路全般で緊急性のある危険箇所を各部署が合同で点検し、対応を協議したものでありまして、スクールゾーンの設定を対応策とした箇所はございませんでした。

しかしながら、スクールゾーンには運転者に対して、子どもの交通事故発生の可能性が多い地域としての認識を高め、安全運転の励行を促すことや、地域住民に対して子どもの交通事故防止の重点地域としての自覚を促し、地域の安全な環境づくりの参加意識を高めるといふ狙いがございます。

スクールゾーンの設定に当たりましては市町村が主体となり、教育委員会、警察、道路管理者、民生関係部局、PTA組織等の協議の上、地域住民の意見を十分反映させて決定することとされておりますので、緊急合同点検で構築した連携、協力関係を生かしながら、下稲吉東小学校への新設とあわせ、既存のゾーンの見直しについても今後検討していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

小松崎議員の4点目1番、条例の目的と市の責務について、4点目2番、現状と課題についての質問にお答えいたします。

環境美化条例は地域の環境保全の推進及び美観の保護を図り、もって環境に配慮した住民活動

を促し、環境に調和した地域社会を構築することを目的としております。

また、市の責務としてその目的を達成するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、市民等、事業者、占有者等に対し必要な協力の要請を行い、また環境美化を促進するため知識の普及及び意識の向上を図るなど、必要な措置を講ずることとしております。

環境美化の現状について申し上げますと、不法投棄対策につきまして、不法投棄監視員を配置して、不法投棄パトロール実施による不法投棄箇所の通報によりまして、早期収集による対策を講じております。

環境美化対策につきましては、市民の協力を得まして市内一斉清掃、河川の清掃活動の実施、花のみち事業や花いっぱい事業の実施による美化意識の啓発、そして水質監視員設置による河川環境保全のための、川の水質向上に向けた河川の水質監視をしていただいております。

また、市街化区域及び住宅地に隣接する空き地の雑草の繁茂等については、現地を確認しまして除草の必要があると認められる場合は、土地所有者または占有者等に対して除草等、適正な管理をしていただく指導の通知を郵送してございます。

7点目1番、オーダーメイドの賃貸型工場の認識についてのご質問にお答えいたします。

オーダーメイド方式による工業団地の造成は、土地利用を計画している未整備地区の整備を進めるため、進出企業のニーズに合わせた造成を行うことによりまして、柔軟に対応した用地確保や基盤整備が進められるように土地利用を計画していくことと認識しております。

今後、当市でも企業進出の話があれば、関係各課と協議しながら対応していきたいと考えます。

賃貸型工場は空き工場等の情報を賃借物件として広く周知して、希望する企業に情報を提供するものです。官民企業でも貸し倉庫、貸し工場情報をホームページに掲載していますが、当市のホームページでも同様に掲載し、空き工場を有効活用するなど、雇用を確保する上で大変有効と認識しております。企業立地を希望する企業との協議がまとまれば、よい結果につながるものと考えます。

続いて7点目2番、工場誘致条例、企業誘致奨励金制度、企業誘致条例についてのご質問にお答えいたします。

市の企業立地関連条例について、企業立地促進条例は、企業が市内に工場等を新增設する際、設備投資額に5%を乗じた額及び新規雇用1人に対しまして30万円を乗じた額を助成する制度でございます。固定資産税の特例措置に関する条例は、企業が事務所や工場等の新增設をした場合、固定資産税を条件により3年から5年間免除する制度です。この条例の成果により――の2社が該当しまして、100名を超える雇用と1億を超える税収があるなど大きな成果がありました。

今後もこの制度を活用しまして、積極的な企業誘致政策を進めたいと考えます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

小松崎議員の5点目、公文書管理の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

文書は正確かつ迅速に取り扱い、事務を能率的に処理するとともに、その経過と責任の所在を明らかにするなど適正な処理が求められており、市文書事務規程にその旨規定されております。また情報公開や個人情報保護の観点からも、その重要性が増しているところでございます。

本市の文書管理方法につきましてはファイリングシステムを採用しており、約11万冊のファイルが管理されております。このシステムによりまして引き継ぎ、保存、廃棄、借覧等の手続を処理し、文書を組織的、体系的な整理保管により、効率的な管理を行っております。

今後におきましても、このシステムを効果的に活用し、適正な文書管理を行ってまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

小松崎議員6点目1番、水道施設の耐震化、老朽化対策についてのご質問にお答えいたします。旧千代田町の水道事業におきましては昭和36年から、旧霞ヶ浦町では昭和32年から創設の事業認可を受けまして事業拡張に取り組み、水道水の安定供給に努めてまいりました。

千代田地区には主な水道施設としまして浄水場5カ所と取水井7カ所、そのほか増圧配水場が7カ所、霞ヶ浦地区につきましては霞ヶ浦浄水場と取水井6カ所を有しております。いずれも拡張事業後、相当の期間が経過しており、浄水場等の施設によっては既に耐用年数を経過したのもございます。

水道管におきましては耐用年数が40年とされておりまして、管布設後40年を経過するものが毎年次発生をしている状況であります。千代田地区の赤水対策としての配水管布設や、災害時の水源確保のための送水管新設事業などに取り組んでいるところでございます。

今後の整備方針といたしましては、配水管の年次的な更新、各施設の電気設備等の維持管理、災害に備えての発電設備の整備等を計画的に進めて、安定的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

続いて6点目2番、水道料金10立方メートル以下従量制についてのご質問にお答えいたします。

水道料金10立方メートル以下の従量制への移行につきましては、平成23年度の水道事業運営審議会において、減収分は一般会計から補てんすることで水道料金の改定に係る条例改正案を承認する旨の答申をいただきましたが、その答申を受け、提案させていただいた平成23年第4回定例議会においてはご理解をいただくことはできませんでした。その後、平成24年第4回定例議会において水道料金の基本水量の見直しを求める要望書が提出されましたが、不採択となっております。

平成24年度の経営状況でございますけれども、給水収益につきましては夏の猛暑、残暑等の影響がありまして持ち直しているものの、災害発生前の平成22年度までの収益には達していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

再質問をさせていただきます。

まず、子育て支援関連3法についてでございますけれども、市長も施政方針演説で、このことには若干触れておられますけれども、私が見る限りではこの準備の予算を組んでいないというふうに思うんですけれども、これは保健福祉部長にお伺いします。この予算はどのようになっているかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

お答えします。

本年度当初予算につきましては、今ありましたとおり3法に関する準備組織、それからその他も含めて計上してございません。今後につきましては先ほど市長からもありましたように、必要というふうに判断したものについては補正予算をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、この制度の本格施行時に、新制度を一元的に管轄できる体制づくりが必要になってくると思うんですけれども、この準備組織が本格施行のときに、その役割を担うようにしていくことが理想的だと思いますけれども、その考えをお聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

3法を実施するためには子ども・子育て支援事業計画、これを策定しなくてはなりません。この事業計画につきましては幼稚園、それから認定こども園も含めての計画ということになりますので、現実的には教育委員会と一緒に、ご意見いただきながら進めていくことになるかというふうに考えております。

また、地方版の子ども・子育て会議につきましては、子育て中の方は当然であります、子育て前の方、それから子育てを終わった方も含めまして、広く意見を聞くような組織で行うべきというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

3点目の利用者支援についてですけれども、この利用者支援は地域子ども・子育ての支援事業の一つとして法定化されております。これは3党の修正協議の中で、公明党が強く主張して盛り込まれた事項でございます。

新制度が動き出せば、利用者の身近な場所において利用者の相談に応じ、情報提供等を行う利用者支援に対して、国から一定の補助が出る予定になっております。内訳は国が3分の1、県が3分の1、また、市が3分の1ということになっておりますけれども、それまでの間、準備期間は地方自治体の単独事業として立ち上げなければならないということになっておりますので、十分そこは留意しながら準備に取りかかっていたいただきたい。これは要望として言っておきます。

続きまして2点目の1番で食物アレルギーの件、給食アレルギーで、本市としては小学生55人、中学生14人で、そのうちの4名が調理で調整しなくてはならないということですが、先ほど教育長も保護者と先生と、よく連携をとりながらやっているということですが、これは保健調査票というのは除去食材という、そういうものを含めた調査票なんではないでしょうか。まずお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

保健調査票そのものは除去食材までは多分触れていないと思います。除去食材については、その子どもをその都度その都度やっているということで、保健調査票は大まかなものでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それから教育長、先ほどアナフィラキシーショックにはエピペンが有効だと、こういう答弁がございましたけれども、これは4名の方がいらっしゃいますね、児童さん。これは保護者からそういうお薬、エピペンを預かっているのかどうか。それから学校の先生方にそういう、迷ったら打てという言葉があるんですけれども、このエピペンを30分以内に打てば有効だということらしいんですけれども、これは先生方の申し合わせとか研修会とか行っているのかどうかお聞かせ願います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

現在、エピペンを持たせられている生徒はおりません。これは医師が指示をするということですので、そこまではいっていないということです。ですが、そういう子どもが来た場合には、これは慌ててしまいますので、ですから事前に注射のやり方とか、それから消防署への通報とか、そういう研修をして体制を整えていくということを考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ちょっと順序が逆になってしまったかもしれませんが、東京の富士見台小学校の痛まし

い事故、これはどうして起きたかというのは、実際にどういう内容でそういう事故が起きたかというのを把握しておりますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

これは危ない食材は除去して1回目、給食をとらせたんですが、みんながおいしいものですから多分おかわりと言ったんでしょね。その子もおかわりをしてしまった。そのおかわりの中身は除去していなかったんで、アナフィラキシーショックを受けてしまった。その対応としてエピペンは多分持たされていたと思うんですが、それを職員が30分以内に打つことができなかったということが大きな死因だったということでございますので、もし、そういう子どもがいたときには、こういう対応をするんだと、注射をこういうふうに打つんだということを徹底しなければならぬと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは子どもさんのそういうアレルギーを知っていて、万全の体制をとっていたんですね。先ほども言った除去食一覧表、これを保護者に渡して全部チェックしてもらって、それをまた先生が受け取って、先生もそれを注意すると。いろんな対策をやっていながら、そういう事故が起きてしまったというのが事実なんですね。ですから今、教育長がそういう決意でアンテナを張りめぐらして、児童・生徒さんの状況をよく把握してというお話ありましたけれども、本当にこの小学校でも事故防止のためにあらゆる手だてをしていたにもかかわらず、こういう事故が起きてしまったということなので、常に危機感を持って児童・生徒さんの健康のために、安心のために頑張っていたいただきたいなと思います。

続きまして、スクールゾーンのことについてなんですけれども、下稲吉東小学校の地域だけがまだ実施されていないということなんですけれども、なぜ一番市街地で子どもさんたちが多く、狭隘な道路を通っている、そこが何でおくれたのか、もしわかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

1カ所、東小だけ整備がされていなかったということでございますけれども、市街化の区域でするので必要性もあったのかと思いますけれども、下稲吉中学校が脇にあるということで、そういう関係で要望等もないということもあったのじゃないかなと思います。そのために整備がされていなかったのじゃないかなとは思っておりますが、ちょっと詳しいことはわかりません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

この下稲吉東小学校の区域、これは私も何度も通って、子どもさんたちが本当に大勢、決められた通学路を通っていらっしゃるんですけども、あそこだけ、どうしても道路が狭くて、本当に車が来ると子どもさんたちは体をはすにしてよけていると、こういう状況がありまして、非常に危険に感じたものですから、スクールゾーンの設置を一日も早く実現していただきたいということで質問させていただきました。これは要望として本当にすぐに取りかかっていたいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に4点目の環境美化に対してでございますけれども、聞くところによりますと、非常に環境美化に対しては対応に苦慮している場合もあるということ伺っております。例えば深谷地区のパチンコ店の跡地に放置している廃棄物などは、どのような状況なのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

ただいまの小松崎議員の質問にお答え申し上げます。

市内深谷地区パチンコ店跡地に堆積しています廃棄物につきましては、平成20年9月ころより茨城県廃棄物対策課を中心に撤去指導をしてございます。今年度につきましては平成24年11月29日に茨城県廃棄物対策課、県南県民センター保安課、さらには土浦警察署生活安全課、市環境保全課合同によりまして、総勢12名による立入調査を実施して、行為者に対しまして産業廃棄物を含んだ全ての廃棄物について撤去するよう指導を行いました。後日、行為者から県南県民センター長宛てに廃棄物撤去計画が提出されてございます。

今後は撤去計画書の工程どおりに廃棄物が搬出されるよう、茨城県廃棄物対策課を中心に監視していきたいと考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、撤去計画が提出されたということですが、その内容を、もし今お手元があればどのようなものなのか、工程ですね、これを教えていただければと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

計画内容につきましてご説明申し上げます。

撤去の期間が平成25年1月1日から平成25年10月30日までの期間で計画されてございます。

撤去廃棄物の種類及び数量並びに撤去作業及び運搬車等につきましては、廃プラが4トン、木材が32トン、コンクリートのガラでございます、4トン、家庭ごみ4トン、その他ごみ、パチンコ台等々としまして6トンほどございます。

1月が廃プラ2トン2回、2月が木材2トンが2回、3月が木材、コンクリートのガラ、さらに家庭ごみ、それぞれ2トンずつ2回の搬出予定。4月が木材2トン2回、5月に入りまして木材が2トン2回と、その他ごみが2トン2回。6月でございます、木材が2トン2回、7月が同内容でございます、2トン2回です。8月も同じ2トン2回です。9月も同じ2トン2回で、10

月をもって完了というような計画でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

この問題では市長に一言お願いしたいんですけども、市長は誰よりも市民のことを思っている方ですので、行動する人ですよ。ですから、あしたにでも行ってこの工程をきちっと遵守されているのか、また遵守するように指導していただければと思います。

また、今の現状では野ざらしになっているものが多々ありますので、整理整頓してブルーシートなどをかけて、見た目も見苦しくないような指導をしていただきたいと思いますんですけども、市長いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

深谷地区のごみの集積が著しい場所については、元パチンコ屋さんの跡地ということで、もう多分数十年経過していると思うんですが、バブルが崩壊とともにパチンコ屋が営業不振になって、その後集積が始まったものであります。

今、環境経済部長の答弁のように、きちんとした処分計画が出ているようでありますから、それに従って計画的に除去をお願いして指導をしてみたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、せっかく褒めたんですから、すぐ指導するとか、そういう答えがいただきましたかっただけですけども結構です。

次に5番目の公文書管理の件で1つ、これは11万冊もファイリングで保管されているということですけども、主な保管場所はどういうところでしょうか、わかったら教えてください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

主な保管場所でございますが、千代田庁舎の防災センター並びに増築庁舎と霞ヶ浦庁舎となっております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

管理は大変だとは思いますが、霞ヶ浦庁舎を建てるときも一応提案はさせていただいたんですけども、こういう照明器具、こういうものは漏電によって火災を起こす場合があるんですね。これは水漏れ、雨漏り等があると、そういう危険性があるわけです。大事な文書ですから、防爆型という火花が出ない、そういう蛍光器具があるんですね。そういうものを導入して防火に、もちろん防災ですけども、防火等に十分配慮していただければなと思いますので、これ

は要望として言うておきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、6番目の水道事業についてなんですけれども、私の記憶では毎年、水道管の更新は10キロメートルぐらいを予定していると聞いているんですけれども、老朽化とか赤水とか問題はありますけれども、これは水は出て当たり前というのが水道事業なわけですよ。そういった意味で特に震災対策で、霞ヶ浦地区と千代田地区を送水管で結ぶ計画になっておりますよね。これの工事の進捗状況を教えていただきたいんです。あわせて一番難しい工事の箇所は踏切の工事だと思うんですけれども、これは当市が業者に直接発注するのか、JRで発注してJRが施工するのか、その辺もあわせてお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答えいたします。

まず送水管新設工事を行っております計画でございますけれども、平成24年度完了しておりますが、費用ベースで言いますと24年度に40%完了しております。25年度、新年度でございますが、やはり40%を予算計上して行う予定でございます。残りの20%は平成26年度に行います。

来年度、平成25年度計画しておりますJR部分、踏切の部分の推進工事がございますが、これにつきましては設計と工事、両方ともJRのほうに委託をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは次に、水道料金の件でお伺いしますけれども、市長が就任されてから一般会計からの補助金が年々減らされておまして、市長就任前は約9000万ほどあったんですけれども、去年は4000万ぐらい減らされたんですか。来年度、25年度は幾らぐらいの補助金になるか、水道所長お願いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

平成24年度は一般会計から4200万円いただいておりますが、平成25年度につきましては500万円減になりまして3700万円の予定となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今度、市長にお尋ねするんですけれども、市長ご自身の広報で、議会が反対しているから水道料金は値下げができないんだと、こういうふうな内容で書いてございましたね。2400万もあればできるのにと、いかにも議会が反対しているから従量制導入はできないんだと、こういうふう

おっしゃっていますね。年々補助金を減らしながら、これは議会が反対するからできないというのはどういうことなのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

水道事業につきましては、まず補助金の件であります。補助金審議会におきまして、いわゆる適正な流動性資金の当時、補助金審議会が開かれた時点では10億ぐらいありました。現在、24年度末では7億2000万ぐらいの見込みであります。通常は企業の経営者が認識している、いわゆる流動性資金の必要額というのは月間売り上げの3割と言われております。補助金審議会で指摘されたのは、まさにその分でありまして、月間売り上げの3割というのは大体3億弱に相当します。7億2000万、現在流動性資金がありますから、まだまだいわゆる経営自体には何の問題もないと、そういう判断を私はしているところであります。

また、議会のほうに反対されているからできないんだというのは、まさにそのとおりでありまして、2400万については、10立米以下を従量制にすることによって約2400万程度の資金が必要とされておりますが、その分は一般会計から補てんするというので、私は提示しておりました。ですから水道事業のいわゆる資金計画には何ら問題はないわけでありまして、その点が議会にご理解いただけなかったと、こういうことであります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

先ほどの耐震対策とか水道管の更新ということを考えれば、本当にお金がかかるわけですよ。皆さんの大事な税金を水道事業に繰り入れてというか、補助金を出して経営していかなければならないという、そういう現状があるわけですから、本当に市長、恐らく市長は恒久的な実施は難しいというような認識があるんじゃないでしょうか。認識があつて、自分の公約だから値下げしていこうと、こういう形が広報紙からは受け取れるんですね。ですから本当に市民のことを思って値下げをしたいと思うならば、当初予算に一般会計からの補助金をきちっと組み込んだ形で提案したらいかがでしょうか。これは答弁は結構です。

時間もあんまりなくなってきたようですから、次に7番目の……

○議長（鈴木良道君）

答弁はいいですか。

○6番（小松崎 誠君）

結構です、はい。

[市長「そんなこと言ったって、一方的なことを言ってもしょうがないでしょう」と呼ぶ]

○6番（小松崎 誠君）

だって、市長がいつも広報紙で一方的にしか言っていないんだからいいですよ。

次に、7の企業誘致への考え方についてお伺いします。

先ほど、賃貸型工場については市でも空き地や倉庫の情報提供をしていると伺いましたけれど

も、当然、企業誘致には積極的に市が情報を発信しなければならないと考えます。この情報提供については、いつから始めたのでしょうか。今後の情報発信はどのような展開を目指しているのかお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

情報発信については、県内各市町村の企業誘致担当課で情報提供の発信をしていることから、当市でも提供を開始いたしました。昨年度より準備を進めまして、県内各市町村のホームページを研究して今年度、24年6月より運用を開始してございます。引き続き所有者の理解を得ながら情報を提供して、内容の充実を図りたいと考えます。

今後につきましてはホームページのほかにも、さらに工業団地の空き情報や企業立地制度を紹介したパンフレットを作成しまして、情報発信を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

続きまして、企業立地促進制度について伺います。

企業立地促進条例は雇用1名につき30万円を助成すると伺いました。他の市町村でも同様な助成制度を行っているのかどうか伺います。

また、この制度の成果として100名を超える雇用や1億円を超える税収があったと聞きましたけれども、とても重要な制度であると認識いたしました。今後、市はどのように産業の活性化をしていくのか、現状の条例のほか雇用促進など、その考えや意気込みを聞かせていただければ幸いです。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

雇用助成の金額につきましては各市町村で異なりますが、県南では石岡市やつくばみらい市など、県全体で16の市町村で助成金を交付してございます。助成制度により当市に多くの雇用が生まれたことから、重要な政策であると考え、さらに積極的に企業へ宣伝したいと考えます。

今後については、これまで答弁しましたホームページによる空き地、空き工場の情報提供、パンフレットによる工業団地内の紹介、企業の戸別訪問による情報収集や相談窓口、また市内の飲食店紹介や農水産物等、特産品の販売促進、さらに祭りやイベント等に積極的に参加するよう呼びかけまして、企業を巻き込んだ市内産業の活性化を図りたいと、こういうふうに考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最後の質問になりますけれども、今の関連で市内企業及び市内産業の活性化に関連して伺います。

先日、市の主催で企業説明会と就職面接会を行ったと伺いましたけれども、その目的や実施内容を教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

本年1月23日に市主催の企業説明会及び就職面接会を、あじさい館にて初開催してございます。市内産業の活性化を図ることと学卒者の就職支援を目的としまして、ハローワーク土浦と土浦地区雇用対策協議会の協力を得まして行ったものでございます。

午前中の企業説明会は市内の大手企業を講師に、学生たちに社会人になるための考え方や心構え、質疑応答などを行ってございます。午後からは学生の雇用を希望する市内の企業と、ことしの春に卒業予定の大学生、短大生、専門学校を対象にしまして開催しまして、市内の企業に2月時点で4名内定したと伺ってございます。

今後も市内産業の活性化と雇用促進を図るため開催したいと考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

さらなる努力と推進を期待しております。

私は以上で質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開をいたします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時29分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお市長から、午前中の一般質問における環境経済部長の答弁中に不適切な発言があったので取り消したいとの発言取り消し申出書が提出されております。

解説書によれば、執行機関側の不穏当な発言の取り消しについては会議規則で措置が定められておりませんが、取り消しを準ずる理由がないので、議員の発言取り消しに準じて取り扱って支

障がないと説明をされております。

この際、お諮りいたします。

本日、午前中の環境経済部長の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に準じ、配付した発言取り消し申出書に記載した部分の発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議がありますので、起立により採決をいたします。

市長からの発言の取り消し申し出を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、市長からの発言の取り消し申出書を許可することに決しました。

続いて発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

ご苦労さまです。

日本共産党の佐藤文雄でございます。

今、深刻なデフレ不況から、どう抜け出すがが国政の大きな問題の一つであります。昨年末の総選挙で復活した安倍政権は、無制限の金融緩和と公共事業のばらまきをカンフル剤にしてデフレ対策をやり、その上で消費税増税を実施しようとしております。しかし、無制限の金融緩和で物価上昇が起こっても、働く人の賃金が下がり続ければ、国民の暮らしはいよいよ苦しくなります。市場に幾らお金を供給しても、内需が冷え込んでいるもとでは投資に回らず、結局投機マネーとなって深刻な弊害をもたらします。

今、円高によって灯油、ガソリンは既に1割以上が値上がっていますが、その弊害が如実にあらわれているのではないのでしょうか。不況から抜け出す鍵は国民の所得をふやし、内需を活発にする政策に転換を図ることが必要であります。給料は上がらない、さらに賃下げやリストラが横行し、若者は正社員にもなれない。生活は苦しくなるばかりで、その上、大增税が待ち構えている。これでは幾ら安倍政権がデフレ不況からの脱却や景気回復を叫んでも、暮らしがよくなるわけはありません。

日本共産党は何よりもまず消費税の増税を中止すること、政治の力でルールや制度を確立し、労働者への無法な首切りや非正規労働者への置きかえをやめ、賃金を引き上げることだと考えております。大企業にため込まれた260兆円の内部留保のごく一部を回すだけで、自分の企業の社員の給料を上げる、関連下請にまともな単価を保証することは可能であります。そのことが、ひいては企業利益にもつながり、まともな経済発展を図ることになります。国民の所得をふやし、内需を拡大する道を進めようではありませんか。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

1、放射能から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

東日本大震災から2年を迎えようとしています。被災地ではいまだに約32万人の方々、苦しい避難生活を強いられています。今回の震災被害は未曾有であります。特に福島第一原発の水素爆発でまき散らされた放射能が、被害を一層深刻にしています。

福島県では今なお15万人余の方々、先の見えない避難生活を余儀なくされています。原発の事故は収束するどころか、放射能による被害は東日本を中心に全国に広がり、ホットスポットと呼ばれる放射線量の高い地域が各地に出現しております。農業、漁業、林業や観光業を初め、市民の生活やあらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いています。

問1、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについて伺います。

私はこれまで一般質問で、原発事故による放射能汚染によって、以前の環境から考えると私たちは少なくとも4倍から5倍の放射線を浴びている環境の中に住んでいる。一度降った放射能は消えることはない。今は主に雨によって低いところに流れ、土壌に濃縮して蓄積している状況となっており、大ざっぱな測定では汚染度が高い場所はわからないと指摘し、特に子どもの生活環境となる小中学校、保育所、幼稚園等については、地上高さ5センチにおける空間線量の測定を求め、必要であれば毎時0.23マイクロシーベルト以上を対象に除染を実施するよう要請をいたしました。

しかし市長は、当市の放射線量は十分に安全な数字だとして、各学校、各家庭で対応していただくのが市の考え方だと答えています。しかし放射線被曝は少量であっても、将来、発がんなどの健康被害が起きる可能性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全という敷居値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則であります。その観点から、放射線の感受性が高い子どもの健康を守るための取り組みを継続していくことが必要であります。

そのために私は、きめ細かに線量を測定していくことを求めてきたわけであり。そして、原発事故を起こした責任は東電と、それを推進してきた国にあり、放射能被害に対する対策費用や賠償などは東電と国が責任を持つべきだ。しかし、それを住民個人々に求めることは困難であり、そこに地方自治体の役割があると強調してきました。

前回、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについて、総務部長はマイクロホットスポット対策を対策本部で検討させていただきたいと述べ、保健福祉部長は、これまでの決まった場所だけではなく、測定場所をふやすことを考えるとして、教育部長はマイクロホットスポットを中心に、これまで以上に細かく測定箇所をふやすなどを考えたいと答えました。その具体的な取り組み状況の報告を、まず求めます。

また、さくら保育所の例を挙げて、除染した土壌の保管方法について、ある程度遮蔽できる容器の確保を求めました。既に私が調べた容器についての情報を提供しましたが、その検討結果の報告を求めます。

学校・保育所給食の安全確保と農産物及び魚介類の検査体制についてお尋ねをします。

私は学校・保育所給食の安全確保について、毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために、5ベクレルを超える米、麦、牛乳などは給食に使用しないことを求めてきました。教育部長は24年度産米の精米検査では、10月のゲルマニウム半導体検出器による測定の結果、

放射性セシウムは検査機器の検出限界値のキロ当たり3.2ベクレル未満の不検出、小麦についても24年度産を測定した結果、同検出器の限界値のキロ当たり4.3ベクレル未満の不検出になっていると答弁いたしました。

しかし、牛乳については行っていませんので、一度検査のほうをやってみたいと答えましたが、その検査結果はどうだったのか、また、昨年10月に米や麦を検査したとしていますが、これは継続して行っているのか伺います。

農産物及び魚介類の検査体制については、市独自の検査を行っているようであります。その市民の利用状況について報告を求めます。

東電の農畜産物及び水産物にかかわる損害と、市の対策費用の請求現況についてお尋ねします。東電福島原発事故から間もなく2年、東日本地方では出荷制限となった品目だけではなく、多くの農畜産物や水産物で価格下落による被害が出ています。しかし自動的に損害賠償されません。茨城の農民運動全国連合会では農家の共同で賠償請求を続けていますが、東電の対応が悪くなっているとの報告があります。また、原発事故による被害があっても申請していない人が多いといわれています。

当市では、被害に遭った全ての生産者が賠償請求の申請を行っているのでしょうか。また、風評被害等で農水畜産物の販売力、いわゆる売り上げがどれだけ下がっているのか、震災前、事故前と比較したデータはあるのでしょうか。東電への賠償請求の現況と今後について、以上3点の答弁を求めます。

霞ヶ浦の放射能汚染対策についてお伺いをします。

私は前回、霞ヶ浦は漁業、農業も含め140万人が利用する、まさに命の水であり、かけがえのない水源です。この命の水、霞ヶ浦を放射能汚染から守らなければなりません。今必要なことは霞ヶ浦の放射能汚染の実態を正確に把握するために、一刻も早く測定をきちっと行うこと、そして民間、行政、研究機関、企業などが力を合わせて放射能汚染対策を講じることだといたしました。

市長は霞ヶ浦に流域河川を持っている市町村で構成された霞ヶ浦問題協議会——会長は中川土浦市長であります——協議会として県に要望書を出している、今後はこの協議会を活用して提案をしていきたい。民間団体や学者からの知恵をおかりしながら国や県に対して要望を出し、市として何をやっていけばよいのかを、なるべく早く詰めていきたいと述べました。その後、どのような取り組みを行っているのか伺います。

また、霞ヶ浦木原沖は阿見浄水場の取水口となっておりますが、市民団体が昨年9月5日に行った木原沖の底泥のセシウム含有率は1,327ベクレルでありました。県西水道の取水口となっている牛渡漁港付近の底泥の調査は行っているのでしょうか、伺います。

2、下土田の残土問題について。

下土田の残土事件から3年半が経過しました。いまだに残土は放置されたままの状態であり、本当に農地としての活用されるかが疑われます。現在でも、当市や近隣市町村でも不法な残土事件は後を絶ちません。このままでは茨城県は首都圏のごみ捨て場になる心配があります。

施工業者からいまだに完了届がなされていませんが、その後の刑事告発はどうなったのか、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているのか、以上2点

について答弁を求めます。

3、総合的な子育て支援策について。

小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について再度伺います。

小中学校の父母負担の軽減、特に給食費や通学費などの教育費を無償にしてほしいという願いは切実です。私は機会あるごとに取り上げておりますが、前議会で教育部長は、校長会や学校訪問の際を捉えて、なるべく少ない負担の中で教育効果を上げるよう、より一層配慮するよう指導していると答えましたが、学校給食の無料化については本市においても就学支援により、経済的に困難な保護者には支援を行っておりますが、それ以上の支援については厳しい財政状況において困難であるとの答弁でした。

そこで伺いますが、教育費の父母負担の軽減については具体化されたのでしょうか。給食の無料化は財政的困難だと言いますが、その総額は幾らになるのでしょうか。小中学校別での答弁を求めます。また、父母負担の実績についても報告を求めます。

就学援助制度の拡充についてお尋ねします。

就学援助制度とは、学校給食費や学用品、入学準備金、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費など、家計による経済的負担が厳しい家庭に学校教育法に基づき資金を支給するものです。当市では平成23年度の対象児童数は196人で、全体の5.32%であります。近隣市町村では低い数値となっておりますが、格差と貧困が広がる中、対象となる家庭への周知方法に問題があるのではないのでしょうか。担当部長の答弁を求めます。

保育所の最低基準の引き上げについてお尋ねをします。

これまで国が定めていた保育所の最低基準は法施行に伴い、地方の条例に委ねられることになりました。これまでの保育所の最低基準は1948年に定められて以来、抜本的な改善がされず、先進国の中でも最低の水準にあります。本来、子どもが育つ最低基準は国の責任で保障すべきであります。当市として条例化する場合は、これまでの職員配置や面積基準を引き上げるべきだと考えますが、市長の答弁を求めます。

4、国民健康保険を命と健康を守る制度についてお伺いいたします。

国保税減免取扱要綱、減免基準作成及び医療費の一部負担減免申請についてお伺いをいたします。

私は第2回定例会で土浦市の例を挙げ、国保税減免取扱要綱、減免基準作成を求めました。市民部長は、国保税の減免に関する規定につきましては既に整備済みとなっております。災害の被災者に対する減免制度に生活困窮者分を含めた規定となるように、来年度4月実施に向けて整備を進めておりますと答弁していますが、その後の進捗状態について報告を求めます。

医療費の一部負担減免申請については、広報紙やホームページにより周知徹底すると答えましたが、実施したのでしょうか。その後、市民からの減免申請はありましたか、お尋ねいたします。

国民健康保険証の未交付の解消について、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

国保証は命と健康を守るかなめです。その国保証が未交付状態では国民皆保険制度とは言えません。第4回定例会の答弁では53世帯が未交付でした。市民部長は実態調査等を行い、未交付解消に努めてまいりたいと述べましたが、53件の調査結果について交付ができなかった理由と、交付に至った事例の報告を求めます。

納税緩和措置についてお伺いします。

一昨年、国保税率の改定で、頭割りで課せられる均等割と世帯に課せられる平等割を引き上げたため、被保険者の40%を超える世帯が増税になりました。特に所得収入が少ない世帯は負担増であります。今でも国保税が高くて払えないとの声が上がっていますが、社会保険料は国保税と同様に、分納などができる納税緩和措置が法律で明記されております。これら納税緩和措置の適用を受けている世帯はありますか、答弁を求めます。

5、生活保護基準の引き下げについて。

安倍晋三政権は2013年度予算編成の焦点になっていた生活保護費について、3年連続で大幅に引き下げることを決めました。最低生活ラインである保護費の引き下げは、受給者の暮らしに直撃となるだけではなく最低賃金にも連動する、国民生活の各分野にも深刻な影響を及ぼす大問題であります。広範な国民から反対の声が上がっているにもかかわらず、引き下げを決めた安倍政権の暴挙は許されません。生活保護基準の引き下げはどのような部分に影響をもたらすか、その具体的項目と影響額についてお伺いをいたします。

また、この生活保護基準引き下げについて市長の見解をお伺いします。

6、安心・安全なまちづくり（防犯灯と生活道路）についてお伺いをいたします。

まず、防犯灯補助金の見直しと設置基準の策定について伺います。

当市は、防犯灯の設置は区が主体で行うこととしており、市は設置について1万円の補助しか出しておりません。電気料金については全額、市が負担しているとのことですが、電柱がある場合は2万5000円程度で設置できますが、電柱がない場合は柱を立てなければ設置できません。その場合の費用は6万円から7万円程度かかります。その費用は区が賄っているのが現状であります。

本来、防犯灯などは全額、市が負担することが当然ではないかと考えます。守谷市では防犯灯の設置等に関する要綱を作成し、費用は全額、市が負担しています。市長の答弁を求めます。

通学路の安全対策と生活道路の維持管理の強化についてお伺いをいたします。

文部科学省は昨年5月、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでいるとして、学校の通学路の安全確保についてとする依頼通知を出し、全国規模で通学路の安全点検や安全確保を図る取り組みをしました。当市でも関係機関と共同して取り組んでいると思いますが、その概要の報告を求めます。

通学路は生活道路と関連していますが、市民からは歩道がない、あっても段差がひどく、車いすでの歩行が困難、また、道路の傷みがひどいなどの苦情が寄せられております。私は不要不急な道路建設などはやめ、維持管理の強化を求めてまいりました。その道路維持管理についてはデジタル化し、年次ごとに計画を立て、維持補修等を進めることを提案した経過がありますが、どこまで進んでいるのか伺います。

7、向原土地地区画整理組合事業についてお伺いをいたします。

まず第一に、保留地の販売状況と完売目標年度について伺います。

この事業は当初から組合施行と言いながら、市当局が事実上組合を仕切り、半ば強制的に推進してきたものであり、既に6億円以上の公金が投入されております。しかし保留地が完売しなければ、この事業は終わりません。保留地はどれだけ販売されたのですか。販売目標を来年度末ま

でとれているようですが、その見通しはあるのか伺います。

損失補償について、さらなる税金投入の可能性について及び、その額についてお伺いします。

市長はこの事業の損失補償として、最終的に市のさらなる税金の投入、負担もやむなしとの見解を示しておりますが、私はさらなる税金の投入は絶対反対の立場であります。市長は組合設立状況や公共性を考慮すると言いますが、既に6ヘクタールの土地に6億円もの公金が投入されています。なぜ保留地の販売がおこなわれていると考えていますか。さらなる税金の投入は一部地権者組合員への利益の供与となるのではありませんか。税金投入の可能性も含めて、その額も含め市長の答弁を求めます。

8、水道事業について。

茨城県は十分に水が余っているにもかかわらず、過大な水需要計画、いわゆる水のマスタープランですが、これを作成し、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの水開発を国とともに推進しています。

一方、県から水の供給を受けている関係市町村は水道料金の値下げを求めています。県企業局は実施協定の変更が必要としています。

そこでお伺いします。

県の「いばらき水のマスタープラン」と実施協定について、茨城県は「水のマスタープラン」については1991年、1996年、2001年、2007年と4回改定してきました。この改定の大きな要因は県が人口予測を変更しなければならなかったからであります。1991年度、平成3年に当たりますが、このときに作成されたマスタープランの人口予測は2010年、平成22年には403万人としていました。現行のプランは人口予測を2020年度は297万人となっています。何とその差は106万人であります。その一方で県は水開発を続けてきたため、2009年度の実績でも約39万人分の水が余っています。これ以上の水開発は不要なのです。私は、県が水開発の根拠としているのは実施協定だとして、市長に見直しの変更を求めてきましたが、まともな答弁はありません。なぜ見直し変更ができないのかお答えください。

八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発と、水道料金の関係についてお伺いをいたします。

県企業局は八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業などが完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむとして、水道料金の引き下げを拒んでおります。水道事務所長は、これらの事業が完成した場合の水道料金の試算はしていないと答えましたが、現在活用している地下水をやめた場合、どれだけ原価アップにつながるのでしょうか、答弁を求めます。

以上を第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えします。

1点目1番、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについては総務部長、保健福祉部長、教育部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番、学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制については教育部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、東電への農畜産物にかかわる損害と、市の対策費用の請求については環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策のその後について問うの質問にお答えいたします。

本市を含む霞ヶ浦周辺21市町村が構成する霞ヶ浦問題協議会では、市民団体からの要望を受ける形で平成24年10月に、環境省及び県に対して霞ヶ浦流入河川及び湖内でのモニタリング調査の継続等を要望し、現在も霞ヶ浦流入56河川及び湖内8地点の水、汚泥のモニタリング調査は継続的に実施されております。

今後も調査は継続していく予定でございます。また平成24年11月の中央要望の際には、河川や森林等における実効性の高い除染技術の確立と、除染ガイドラインの改定を要望しております。

県西水道の取水口となっている牛渡漁港付近の汚泥の調査については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番、下土田の残土問題について、施工業者からの完了届と刑事告発については環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目2番、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続については農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について、2番の就学援助制度については教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目3番、保育所の最低基準の引き上げについてのご質問にお答えします。

保育所の設備及び運営等の基準については、いわゆる地域主権推進一括法により児童福祉法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた基準について、県条例によって定めることとなり、茨城県においては去る平成24年12月27日に、児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されたところです。

本市においては県の条例及び施行規則に準じた運用により、よりよい保育サービスの提供、待機児童の解消等に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目の国民健康保険を命と健康を守る制度については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目2番、生活保護基準の引き下げについて市長の見解を問うのご質問にお答えします。

生活保護の受給者は平成24年11月時点で214万7000人を超え、7カ月連続で過去最多を更新しました。雇用の悪化や生活保護制度に対する認識の変化などから、被保護者は増加の一途をたどっておりますが、一般の低所得者より高くなっている部分の被保護者との生活費の均衡を図っていただきたいと思います。ただ、日本国憲法に基づいた生活保護法の目的である、国民に対する最低限度の生活保障の目的を怠るものであってはならないと思います。

5点目1番、生活保護基準の引き下げの影響については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目1番、防犯灯の補助金の見直しと設置基準の策定について、ご質問にお答えいたします。

現在、市内の防犯灯につきましては、ご質問のように行政区に属さないものは市で設置し、行

政区内は各区において設置をお願いしているところでございます。

当市におきましては地域により住宅密集度や行政区形態が異なること、また通行量の違いなどから、行政区内の防犯灯設置に関しましては行政区の実情に合わせて設置することが、より公平で効果的となるものと判断しております。防犯灯の設置基準については、無制限に設置することも財政的に困難な状況でありますので、今後、市で設置している防犯灯の一定の基準設定について検討してまいります。

6点目2番、通学道路の安全対策と生活道路の維持管理の強化については、教育部長及び土木部長からの答弁とさせていただきます。

7点目2番、損失補償について税金投入の可能性及び、その額を問うの質問にお答えいたします。

組合資金計画の中で収入は保留地処分金、支出は金融機関借入れの返済金や解散に要する諸経費となり、不足分は組合員の賦課金が原則であることから、現時点での資金計画上は不足金が生じないため、債務負担行為における損失補償は考えておりません。

しかしながら組合解散時に要する諸経費を、組合員の賦課金等で全て補うことになった場合、組合員の負担が大きくなることから、組合設立の経緯や公共性を考慮し、組合員の負担軽減を図る必要が生じた場合は、市からの税金投入の可能性もあると考えております。

税金投入の額については、組合の負債が確定しなければ算出できませんので、現時点では未確定であります。少しでも組合員の負担軽減が図れますよう保留地の早期完売を目指し、事務局として技術的及び経営支援等を続けてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、向原土地区画整理事業計画の中で、資金計画による収入額であります。その他により1億7679万2000円が賦課金等として計上されております。この賦課金が組合の負債と捉えることも可能であります。今後は早期解散に向けた販売方針により、一括譲渡等を視野に入れた保留地価格の値下げを行う場合もありますので、販売実績によって賦課金の変動も想定されます。

7点目1番、向原土地区画整理事業保留地の販売状況と見通しと完売目標年度については、土木部長の答弁とさせていただきます。

8点目の水道事業については水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

実施協定の見直しにつきましては、見直ししてくれるように県の企業局に申し入れして、現在話し合い中でございます。なかなか県の企業局としても見直しを素直に認められる状況にはないようであります。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の1点目1番、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、市内の公共施設等につきましては定期的に空間放射線量を測定し、公表しているところであり、マイクロスポットの存在も十分認識しております。マイクロホットスポットが確認された場合は市の除染基準に基づき除染を行い、放射線量の低減に努めているところでござ

ざいます。市内全域のマイクロホットスポットを市で確認することは、現状では大変困難なことと考えておりますが、各家庭ではマイクロホットスポットを確認いただくことが重要であることから、放射線測定器の無料貸し出しを実施しているところであり、本制度を十分活用していただき、適宜除染をお願いしているところでもあります。

次に、各施設において除染した土壌につきましては、それぞれの施設の状況に応じて放射線量に留意しながら保管しております。施設によっては埋設できず、地上で保管しているところもありますが、土のう袋やブルーシート等を活用し、接触や飛散防止を図っているところでもあります。

保管容器につきましては、放射線の遮蔽能力などにより、さまざまな種類がありますので、土壌の発生量、保管期間、経費、必要性を含め、総合的な観点から今後、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

まず、佐藤議員からの質問の中で、放射能汚染から子どもと市民を守る総合対策についての中で、その後の具体的な取り組み状況についてお答えします。

現在の保育所における放射線量測定については、定期的な測定は5カ所のポイントを定めて行っております。それに加えて児童が屋外で活動する際に活動するポイント、例えば花壇に集まる場合には、その花壇周辺の事前測定を行っているという状況であります。

続きまして5点目1番、生活保護基準の引き下げはどのような部分に影響をもたらすか、その具体的項目と影響額についてお答えいたします。

本市の生活保護の状況は本年1月現在で世帯数が223世帯、人員が268人です。昨年3月と比較しますと世帯数で12世帯、約5.7%の増、人員で9人、約3.5%増となっております。ご質問の生活保護基準の引き下げについては、新聞、テレビ等でたびたび報道されておりますが、引き下げ開始予定が本年8月とのことから、現時点において厚生労働省及び茨城県からの資料の提供がない状況であります。

ご存じのように、生活扶助費の基準額が地域によっても異なりますので、地域ごとの基準額等が示されていないことから、本市における影響額については算出ができない状況にあります。

ご質問にありましたが、現在報道されている情報によりますと、影響を受ける項目と影響額を算出いたしますと、影響を受ける項目は期末一時扶助金を含む生活扶助費であります。影響額は平成25年度から3年間で7.3%を減額すると報道されておりますので、当市の平成23年度の生活扶助費が1億3085万5000円でありますので、影響額は955万2000円となります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

佐藤議員の1点目1番、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについてお答えをいたします。

各学校では冬休み期間中に、これまで測定した箇所に加えまして雨どいの雨落ちや水たまりとなる場所などを追加しまして、また測定位置をこれまで50センチ、1メートルほどでございましたが、1センチを追加しまして測定するとともに、除染を実施しているところでございます。

その結果、これまで426カ所だったところ、511カ所で測定が行われ、0.23マイクロシーベルトを超えた23カ所については除染——千代田中の3カ所でございます——及び立入禁止措置、5つの小学校、20カ所でございますが、その措置をとっているところでございます。

また、測定と除染の結果につきましては各学校ごとの測定値マップを作成したり、また学校だよりなどで情報を提供しているところでございます。

次に1点目2番、学校給食の安全確保についてお答えをいたします。

給食に含まれる放射性物質の量については、学校給食では1日当たり3検体、3つの学校分の調理場で調理した給食1食分を測定し、各学校週1回の頻度で実施して安全性の確認をするとともに、市ホームページで公表しているところでございます。

これまでのところ、全て不検出になっておりますが、児童・生徒、保護者の皆さんに安心していただけるよう、引き続き測定を行っていきたいと考えております。

また、牛乳におけるゲルマニウム半導体検出器の測定につきましては、製品での測定は行っておりませんが、茨城県畜産課において毎週火曜日、県内3カ所にございますクーラーステーションで原乳の検査をゲルマニウム半導体検出器で実施をし、公表されているところでございます。

ことし1月の摂取分の放射性ヨウ素、セシウム134と137の合算値は高くても検査機器の検出限界値の1キロ当たり3.06ベクレル未満で、不検出になっているところでございます。

当市の給食に納品される牛乳においても検査が実施されている原乳を使用し、製品にされているところでございます。

米、小麦の検査については茨城県学校給食会における収穫時の検査となっており、今後も米、小麦については学校給食会において収穫時の検査を実施していくこととなります。

3点目1番、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について再度問うのご質問にお答えをいたします。

各学校においては子供たちの活動の充実や学習内容の習熟、定着を深めるため、給食費を初め遠足や宿泊学習、修学旅行の積み立て、学年学級費、PTA会費などを保護者の方に学年学級懇談会等で提案をし、ご理解の上負担をいただいております。

この点について、平成24年第2回の定例会におきましてご指摘をいただいたところでございますが、各学校に保護者の負担軽減を図るよう、教育長が各学校等に対して指示したところでございますが、各学校に徴収金の内容を再度検討し、軽減を図るよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

学校給食の無料化とのご提案に関しましては、以前にもご質問をいただいておりますが、学校給食の運営にかかわる費用は学校給食法第11条の規定により施設、設備、運営にかかわる費用は設置者が、これ以外を保護者が負担するとされており、学校の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食が円滑に実施されることを期待しているものと解されております。

一部の地方公共団体で無償にしている実態について文部科学省では、給食の無料化は地域の実情に応じて設置者が判断すべきとして、無償化を禁止するものではないとの考えを示しておりますが、当市におきましても、これまでもお答えしましたように、厳しい財政状況のもとにおいて困難であると考えております。

お尋ねのありました保護者の負担する給食費の総額は年額で約1億6400万円、小学校が約1億400万円、中学校が約5900万円となります。

また学校徴収金につきましては各学校、各学年によって金額が異なりますが、平成24年度におきましては小学校では5万3000円程度から9万7000円ほど、中学校では6万5000円から16万円ほど開きがございます。この負担をいただいているところがございます。

3点目2番、就学支援制度の拡充についてのご質問にお答えいたします。

市で実施する就学支援制度については、準要保護児童生徒就学援助制度がございます。平成25年度から要保護児童生徒就学援助制度に準じて見直しを行い、クラブ活動、生徒会費、PTA会費についても対応してまいりたいと思います。

なお、ご指摘のありました周知方法については、これまで学校から保護者へ案内してまいりましたけれども、ホームページへの掲載についても検討したいと考えております。

6点目2番、通学道路の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

本市においては8月に土浦警察署、土浦土木事務所、国土交通省常陸河川国道事務所にも参加をいただき、市内小学校13校から報告のあった116カ所の危険箇所のうち、33カ所について緊急合同点検を実施しております。点検の結果を踏まえ、それぞれの危険箇所が抱える課題について、各機関がその担当分野に応じて解決策を検討していくこととなっており、順次対策が講じられていくこととなります。

残る133カ所については市道にかかる課題であることから、内部で確認をし、通学路の変更、ボランティアによる立ち番、保護者等による立哨指導、児童への指導強化により対応することとしております。

今後とも児童・生徒の登下校にかかる安全対策については、関係機関の協力を仰ぐとともに、児童・生徒への安全教育を継続し、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員の1点目2番の中で、市の農作物等の放射性物質検査における、その市民利用状況についてでございますが、こちらにつきましては平成24年3月から学校や保育所の給食の検査と並行しまして、基本的に一般の方——生産者でございますが——からの持ち込みという形で検査を実施してございます。これまで開始から本年2月末まで約300件実施しており、主なものとしましては野菜や果樹などを含む農産物がほとんどでございますが、水産物や加工品などの検査も実施しております。

ご案内のとおり、市で初めて機械を導入した当初は検査依頼の数も多くありまして、体制が追

いついていない時期もありましたが、その後、機器の増台と検査体制の充実を図ったことで、安定的に依頼に対応できるようになっております。

また、現在は原発事故から丸2年近く経過したこと、さらには多くの作物の収穫時期ではないことなどから、依頼はほとんどない状況にあります。しかしながら、今後も作物の収穫が集中する時期などには検査依頼がふえると思われまますので、地元産品の安全性確保をPRしながら、引き続き産地としての風評被害の払拭に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に1点目3番、東電への農産物及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求状況を問うの、当市では被害に遭った全ての生産者が賠償請求の申請を行っているかという質問についてですが、現状をご説明させていただきますと、市協議会を含む各種団体が生産者の窓口となりまして請求しているケースにおいては、それぞれ東京電力と協議の上、請求方法を統一化するなどして、より簡易な手法で、より多くの生産者に早期の請求、早期の支払いをしてもらうような手続を進めているところでございます。

そのため、販売目的での耕作でない方や、品目ごとに国内の価格相場に照らしまして、風評被害等を考えるような下落が見られない作物については、請求対象から外れてしまうところがあります。

なお、個人等が東電に直接請求する場合は、生産者個別の背景や状況に応じまして、団体等を通じて請求するケースの枠にとらわれない内容も見積もられる場合はあるようでございます。生産者の皆様においては、個別に生産形態や経営形態が千差万別と思っておりますので、必ずしも団体等を通じての統一的請求に合致するケースばかりではないと考えるところでございます。

次に、風評被害等で農畜水産物の販売力、売り上げがどれだけ下がったかについて、農畜水産物等につきましては、例えば農協さんだけではなく、それぞれ関係する各種団体等がそれぞれ集荷並びに出荷販売等を行っているため、なかなか市の産品全ての状況を把握することは困難なところですが、これまでの各関係機関が既に行っている損害賠償請求の数字に関しまして、引き続き情報収集をしております。

あくまで概算、おおむね平成24年4月から6月ころまでに請求のあったものですが、平成23年度に対する請求としましては、農作物関係では市協議会を通しての請求が約2億1000万円、また農協経由の請求として、これは土浦市生産者分も含まれますが、JA土浦全体となりますが約7億2800万円、畜産関係は約2億600万円、水産関係は約2億2000万円という状況になっております。

また、平成24年度に対する請求としては、こちらも2月末に確認のとれた概算でございますが、農作物関係として市協議会や農協を経由しての請求はほとんどなく、畜産関係は約5900万円、ほとんどが肉用牛でございます。水産関係は約4300万円という状況です。これはあくまでも市で把握している関係機関、団体等に確認のとれたものの集計のため、個人等で東電に直接損害賠償請求されている方の分は含んでおりません。

なお、震災事故前と比較したデータはあるかに関してですが、その把握は困難な状況であります。

また、東電への賠償請求の現況と今後についてに関して、現況については先ほどご説明した内容のとおりとなりますが、今後も各関係機関で進めている損害賠償請求も含めまして、情報収集

に努め、そうした団体が県などとも連携しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に2点目1番、下土田の残土問題について、施工業者からいまだに完了届がない、その後の刑事告発はどうなったかの質問にお答え申し上げます。

土浦警察署生活安全課の指導によりまして、施工業者の実質的な代表者である会長へ排水路施設の設置、のり面の張り芝工事の実施、土量・土壌報告書の提出を求める内容の催告書を直接手渡しておりますが、施工業者及び会長とも破産状態にありまして、現場整備の資金を出資するのは難しい状況にあります。そのため現場地権者から、隣地の地権者に迷惑をかけたくないので、みずから費用を負担しまして排水路の整備をしたいという申し出がありました。実際に10月9日に排水路の整備の完了を確認してございます。

そのような状況の中、施工業者からの完了届については現在も提出されておられません。この状況を24年、昨年10月29日に土浦警察署生活安全課に報告しまして、告発について協議をしたところ、排水路施設の設置が最大の告発要件となっており、それが改善された現状では、その他の要件では不起訴となる見込みであり、かつ、そもそもの告発の目的は業者を処分することではなく、現場の状況を改善することであるとの指導を受け、告発については見送ることといたしました。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

佐藤議員1点目4番、県西水道の取水口となっている牛渡漁港付近の底泥の調査は行っているのでしょうかとの質問にお答えいたします。

調査について、独立行政法人水資源機構霞ヶ浦用水管理所にお伺いしましたけれども、底泥の放射能調査は実施していないとの回答でございました。

次に8点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業と水道料金の関係についてのご質問、現在使用している地下水をやめた場合で、どれだけの原価アップにつながるかのご質問にお答えいたします。

平成23年度の月最大排水量から契約水量を5,130立方メートルとし、使用水量を年間総排水量で試算いたしますと、給水原価は平成23年度決算より約50円高くなり、また費用は1億8800万円の増となります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

[農業委員会事務局長 塚本 茂君登壇]

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員の2点目2番、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているのかのご質問にお答えします。

下土田の残土問題に関しましては再三にわたり、県の担当者とともに事業施工者代表宅に直接訪問しておりますが、会えていないのが現状でございます。

また地権者に対しましても、口頭により早急に農地としての活用をできるように現地にて指導をしているところでございます。また、現在のところ2月末より覆土を搬入し、クリ苗を植える計画で開始している状況でございます。

また、農地としての法的手続きでございますが、農地法第51条の違反転用に該当すると思われま。事業者並びに地権者に対して知事名にて是正勧告書を送付しており、今後も早急に解決できるよう検討、協議しながら地権者へ指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

4点目1番の国保税減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担金減免申請についてお答えいたします。

国保税につきましては、国民健康保険税条例第30条第1項の規定によりまして減額、または免除することができることとなっておりますが、この減免規定を運用するためには取り扱いの基準を定めることが必要となります。

災害等で被災された方に対しましては、平成23年6月に減免取扱要綱を策定し、対応しておりますが、疾病や事業不振、失業などによる生活困窮者に対する減免基準は現在作成中であり、平成25年度から適用する予定であります。

生活困窮者に対する減免基準の内容につきましては、昨年6月定例会で土浦市の例を申し上げましたが、ほぼ同様の内容を予定しているところでございます。

また、医療費の一部負担金の減免申請につきましては、電話等での問い合わせはありましたが、申請に至ったケースはございませんでした。

該当者にはこの制度を活用できるよう、市のホームページに掲載し、周知しているところでございますが、保険証の送付時にも案内文を同封するとともに、広報紙へも減免基準とあわせまして4月号に掲載することにより、周知してまいりたいと考えております。

4点目2番の国保証の未交付状況の解消の関係についてお答えいたします。

被保険者証の未交付件数につきましては、昨年12月定例会で53件とお答えしておりますが、その後の実態調査を続けた結果、職権消除手続者が24件、社会保険加入者が1件、その他喪失等が7件と、交付の必要のない方が32件含まれておりましたので、現在では21件が未交付となっている状況でございます。未交付者の中には無断転居や、アパート等の表示が不明瞭で居住の実態が把握しにくい点などが考えられますが、引き続き未交付の解消に努めてまいりたいと思います。

次に、4点目3番の納税緩和措置につきましてお答えいたします。

地方税法等に規定されております納税緩和措置の徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止は国民健康保険税におきましても同様に法令等を準用しますので、適用することとなります。

納税緩和措置の適用を受けている世帯ということでございますが、徴収猶予や換価の猶予はありませんが、滞納処分の停止として執行を停止しておりますのが、延べ件数で1,875件でございます。なお、納税が困難なため分納により対応している方は、延べ件数で198件という状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんのご質問6点目2番、通学道路の安全対策と生活道路の維持管理の強化についてのうち、道路整備課にかかわる生活道路の維持管理の強化についてお答えいたします。

利用者が安全に通行できる道路環境を確保するため、職員による定期的なパトロールや市民からの連絡等により、破損している箇所を速やかに発見し、職員による直営で修繕可能な箇所は職員が、職員では困難な場所につきましては業者に依頼し、修繕しております。

また、道路維持管理において地域要望の実態や実施状況を即時に把握できるよう、現在茨城県域統合型GISポータルシステムを活用し、イントラネット上で閲覧できるよう作業に着手しているところでございます。

なお、現状等を十分に把握し、内容等をデータ化するものでありますが、活用に当たっては、ご指摘のように年次計画、予算の算定等に生かせるよう、課題としてデータ内容の充実を図ってまいります。

続きまして7点目1番の保留地の販売状況と見通し、完売目標年度についてのご質問にお答えをいたします。

販売状況でございますが、平成23年度までに保留地55区画中35区画を販売し、24年度は現在まで5区画の販売でございます。残る販売区画は15区画となります。

販売実績でございますが、40区画の販売総額が3億7221万5135円、販売面積が9,719.72平方メートル、2,940.02坪であり、坪単価の平均が約12万6000円となります。

残る保留地につきましては15区画で、販売面積は3,842.85平方メートルであり、また販売価格の総額として1億2360万円でございます。

もう1点の完売目標年度でございますが、平成24年度中の販売を完了すべく、個別販売以外の販売方法を含め、販売促進に努めている状況でございます。組合の総会や自治会でも早期に解散したいとの意見も多くあること、先ほど市長答弁にもありましたとおり、市長より早期完売と25年度による組合の清算及び解散等の指示を受けております。その点を踏まえ、不動産会社等への一括販売を視野に入れながら、向原土地区画整理組合との協議を進めておりますので、ご理解を賜ります。

以上でございます。

[佐藤議員「答弁もれ。向原のほうは、なぜ保留地の販売がおくれているかということについて市長の答弁が入っていない。なぜ保留地の販売がおくれているか考えていますか」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のご質問の中で、市の東電への放射能対策費用の請求の現況についてご説明をいたします。

第1回目の請求を平成24年3月9日に請求をしております。請求金額が1578万9910円でございます。これにつきましては平成24年1月31日現在で支出済みの経費で、人件費は含まれておりません。

主な請求費用でございますが、1578万9910円のうち、放射能の測定器が約500万、さらには下水道課の公共下水道並びに農業集落排水で入れかえ作業、濃度測定、消耗品等にかかった経費が約990万等ございます。その中で受領した金額でございますが、下水道特定環境保全公共下水道事業田伏浄化センター分の請求金額115万1766円のうち、受領した金額が107万6166円でございます。これは平成24年5月31日に受領をしております。

さらには農業集落排水事業全8処理場分でございますが、請求金額874万9230円の支出に対しまして、747万2955円を受領しております。

平成24年6月25日受領分でございます。請求金額に対する受領した金額は854万9121円となっております。

さらには第2回に請求をした日にちが平成24年10月26日でございます。請求金額が373万7656円でございます。平成24年2月1日から平成24年9月30日まで支出済みの経費で、人件費は含んでおりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

なぜ売れないかということではありますが、要は高いからであります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 2時52分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

放射能の問題、子どもと市民を守る対策について、非常に教育委員会のほうとしては、かなりきめ細かくやったということが報告されました。それとあわせて図式化して、これはつくばの並木中学校のものなんです。ホームページから取り出したんです。こちらのほうは竹園保育園で

すね。そういう点ではぜひ、これをホームページでできるように周知を徹底してもらいたい。それとあわせて保健福祉部長、5カ所はかって、あと適当にやりましょうなんていうものじゃないんですよね。子どもは小さければ小さいほど大変なわけなんですよ。この学校教育課のほうの取り組みに学ぶべきだと思います。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

はい、申しわけございません。保育所のほうとしましては屋内と屋外ということで、屋外の部分中心ということで考えての今の測定場所ということでしたが、今、ほかのところを見ましても屋外以外のところも、こちらのほうにもありますように、子どもの行かない場所も含めて検討させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もう何回も検討を言っているわけですよ。それで細かいところまでやりますよと言って、やっていないから言っているんですよ。小さい子どもだからこそ、このことが大事だということと、遮蔽の容器については、きちっと協議をしたのかということなんですよ。あのままのさくら保育所の状況では問題ですよ。だから早急な容器の対策もとりなさいというふうに言ったわけです。これは市長は、そういう容器があればいいよというふうに言っているわけですから、その点についての予算化はすべきなんです。それは東電に請求すればいいわけでしょう。このことは考えていないんですか。

あともう一つ、ホームページの問題については学校教育課のほうについて再度お尋ねしたいと思います。今、3カ所の答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のほうから容器については資料提供がございました。ただ、今の除去後の土砂等の保管方法につきましては地中に埋める方法、さらには山積みにする方法、3番目に、埋めたり山積みする方法が不可能な場合には容器に入れて保管するというふうに除染マニュアルになっております。

さくら保育所の保管方法は階段下に保管してあって、子どもが立ち入ることができないようにロープが張ってあると思います。今の状態であれば容器に入れなくても、その方法で十分に対応できるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、こちらに佐藤議員さんの示されました図面で、測定場所のほうを表示したものでござい

すが、保育所のほうにつきましても、ホームページのほうに公表したのは測定結果だけでございます。その中でどういう場所を測定しているかということにつきまして、これにつきましては保育所だけなのか、それともほかの公共施設も含めてやるのか、そこら辺について市のほうの中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

測定値マップにつきましてはホームページで掲載するよう検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

茨城県が去年の8月に発表しました県政世論調査で、震災後の環境について放射能汚染に関する正確な情報提供をというのが4割を超えているんですね。特に男性の20代で6割を超えているということなんです。ですから正確な情報をいかに提供するか、このことが今、求められているということを言いたいと思います。

それと、これは総務部長にも私、連絡を面談して話ししましたが、モニタリング調査の件なんです。積算線量計、ガラスバッジだとかそういうものに用いた年間積算量について、モニタリング調査を実施することということをお話ししたと思うんです。茨城新聞の10月28日付の時論、放射線被曝対策というものをお示ししまして、これは産業技術総合研究所の特別顧問なんです、小野 晃さんという方なんですけれども、つくばでも実際に実施をしているそうですけれども、非常に携帯な積算線量計をガラスバッジと一緒に持って、それで実際に自分がどれだけ外部被曝を浴びているか、こういうモニタリング調査をやった、こういうことも検討するべきだというふうに言いましたけれども、どうですか。検討しましたか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ちょっと佐藤議員のほうに、そのようなお話を聞いた記憶というか、その辺が定かでございますので大変申しわけありません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

会ったときには真剣になって対応してくださいよ。ちゃんとこういう茨城新聞の10月28日号を示してお話ししたんですよ。

実はつくばのほうでは結構、科学者の方がいらっしゃいまして、実際にドイツ製の積算線量計を持ってまして、その積算線量計で実際にどういうふうに被曝しているか、それを年間積算量にすると、どのくらいになるかというものを実際にやっているんですね。

そうしましたら、荃崎のところが高見原というところがあるんですね。名前が高見原なんですけれども放射線も高いんですよ。そうしましたら、ここの方が1日の行動をちゃんとやりましてグラフ化してあります。そうしましたら、年間推定積算量が1ミリシーベルトを超えたと。外で畑で余り活動できないという状況がわかったんですね。

私も実際にこの方から積算線量計をちょっと2日ほど借りまして、実際に私、やってみたんですね、霞ヶ浦庁舎もうろうろしながら。そうしましたら私の場合は0.89ミリシーベルト、1ミリシーベルトにはならなかったんです。でも、結構高いんですよ。そういう意味では非常に、こういうモニタリング調査なんかもすべきだと。これはつくば市なんかはちゃんとやっていますので、この点をぜひ検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員さんの今のお話、手元に資料がございました。大変失礼をいたしました。茨城新聞10月28日号でガラスバッジ等の資料はいただいております。大変失礼をいたしました。

その実施をするかどうかについては対策本部等での協議を経てからではないと、ここで実施する、実施しないの返答はちょっとできませんので、対策本部等で検討をし、必要であれば、その調査を検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長はどうですか、今の話。

その前にちょっと私、わざわざつくったパネルがありますので、ちょっと市長のほうにもパネル、カラーのものをお渡ししていると思いますが、カラーのものをお渡ししていますか。これは群馬大学の早川由紀夫さんという教授なんですけれども、放射線がどのように流れて、そしてどのぐらいの放射線が漏れて放射能の広がりがあるかというのを指し示したものなんです。そうしますと、この色で示されておりますが、私たちのところは土浦、阿見、これは石岡、こうありますけれども、色を見ますと0.25マイクロシーベルトから0.5マイクロシーベルト以下になっているんですね。こういうふうに放射能が広がったと。

これは文部科学省が9月12日にやったものです。一昨年ですね。これも見ますと放射線等分布マップ、航空モニタリング調査なんですけれども、ここにかすみがうら市とありまして、ちょうど私たち、稲吉東のほうに住んでいますが、この地区から戸崎や加茂、そして田村、こういうところが0.2から0.5マイクロシーベルトだということがはっきりしているんですよ。

こういう事実があるわけなんです。こういう図を見ても市長は、当市は放射線量は低いというふうに考えていますか。今の産総研の問題も含めてご答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

たしか9月議会か12月だったと思うんですが、12月議会で下稲吉地区の、今その図で示したところ、文科省の発表を受けて総務課のほうで細かく調査をしてみました。それを答弁したと思うんですが、数字も提示したと思うんですが、たしか文科省の測定によると0.3とか、そういう数字になっていたんですが、実際に細かく測定してみたところ、そういう事実はなかったという答弁をしたと思います。その数字は後でまた必要であれば提示させていただきますが、その文科省の今提示したものは追跡調査してありますので、現地に行ってはかったものですから間違いないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

答弁に答えていないんですよ。だから何だというんですか。放射線量が低いというふうに思っているんですかと言っているんですよ。私はもう去年の2月7日に放射線量を、東小学校付近をはかって高かったんですよ、実際にはかって。その後、11月27日にはかいたら、確かに低くなっているんですよ。それは言ったじゃないですか。放射能は消えてなくなれないけれども、雨によったり風に乗ったりして低いところに集中して凝縮され、濃縮されているんだよと。そういうところのマイクロホットスポットは高いんですよという話をしたじゃないですか。

ですから、そういう形から言ったら1回こういうふうに、全国的にも文科省のデータでも3月15日に降った放射能が、こういう値を航空モニタリングでもきちっと明らかになっているという事実を認識するべきだと言っているんですよ。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時12分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、データが出てきましたので、ちょっと見てみますけれども、いわゆる文科省が今、佐藤さんが示した図面でこの辺が高いと言われた地域です。実際にこれは文科省は航空機でやったものです。それを高いということをうちの総務課で察知しまして、じゃ、現場をはかってみようということで、こういう細かくはかったわけです。それが10月15日から17日にかけて、約27カ所をはかっています。一番高いところでも0.195です。一番低いところでは0.106ですね。

[佐藤議員「それはいつですか」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

10月、去年です。24年の。だから文科省のデータが出たので、これはやばいということで調査したら、こういうことです。これは多分答弁したと思う、していなかったですか。

[佐藤議員「していない、していない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、改めてこの資料をお示しいたします。後で資料で出させます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私が示したのは放射能物質が飛び散って、その年の2011年8月か9月のデータですよ。だから、そういう意味で私が言ったんです。つまり、一旦こういう形で放射能が大きく拡散して広がった、そこに私たちの地域があったという事実を言ったんですよ。ですから放射線量は低い、低いじゃなくて、敷居値はないんだよと、これ以上安全だという、敷居値はないんだよということをお認識していますかということなんです、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今言ったのは10月15日から17日にかけて測定したわけですが、それは要するに2011年の拡散した後モニタリングをやりましたね、文科省が何回かやっています。最近、文科省がやったうちの最新のものが高かったんです、実は。多分それじゃないですか、9月というのは。違うんですか、9月、だから多分9月末だったと思うんです。

[佐藤議員「2011年のやつ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、2012年9月か10月に高いものが出たんです。それをやばいというので調査させたんです。そうしたら大丈夫だということなので、その文科省のモニタリングは事実と違うという確信を、私は持ったわけです。高いとか低いとかというのは、これは佐藤さんがおっしゃるとおりにゼロ、ゼロということはないんですが、今高いとか低いとかと言っているのは、私はあくまでも0.23、要するに年間被曝量が、標準的な生活をしている場合に1ミリシーベルトを下回るよという数字に対して相対的に低いとか、あるいは釜崎は高いとか、つくばが高い、牛久が高いとかという、そういう表現方法をとっています。

だから、ゼロが一番低いのはもちろんであります、ゼロというのはあり得ないわけですから、あくまでも相対的に0.23に比べて高いとか低いとかという話で言っていますので、低いから無限に低いということではないわけです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことの認識だというふうに理解をします。

ただ、これは実をいうと原発事故子ども・被災者支援法というものが、昨年の6月に国会で議員立法で超党派で、これが可決されたんですよ。それに基づいて茨城県も、それから市町村会もこの支援法をきっちりと実行してくださいという話を、これは要請しているんですね。これが大事なんです。そのときの、あくまでもデータというのは2011年の放射能を浴びて9月時点の実態、これに基づいて指定をしてもらって、子ども・被災者支援法をきっちりと適用してください

というふうに言っているんですよ。私はここが肝心なんですよ。つまり国の支援を受けて、きちんと安全対策を、放射能対策をするべきだというのが私の言いたいことなんです。

実際に今、県に望む食の安全対策というのが、放射能汚染に対する検査及び規制の強化が4割を超えているんですね、県政調査。やっぱりそういうことからいうと、食の安全も非常に大事だと。今、牛乳をゲルマニウム半導体で1回やってくれと言ったけれども、やらないで原乳が県でやっているよ、それが使われているんだと言っても、実際にはかってみてくださいよ。これが問題なんです。実はこれ、茨城のコープネットというチラシなんですけれども、コープネットでは放射性物質の自主検査をきちんとやっているんですね。ゲルマニウム半導体なんかを使って。そして検出限界5ベクレルを上回らないようにするという取り組みをやっているということなんです。こういうものが大事なんですよ。

なぜ大事かという私、この前、学習会に行ってきました。北海道がんセンターの院長である西尾正道さんという方が講演をやってくれたんですけども、内部被曝の危険から子どもを守る必要があると。特にチェルノブイリの事故後に輸入食品に対して、日本政府は370ベクレル・パー・キログラムに規制したんですって。チェルノブイリの事故のときですよ。

ところが、実際に暫定の基準値を決めましたよね。暫定の基準値は肉や野菜、魚は500ベクレル、飲料水は200ベクレルということですよ。そして原発からの排水基準は90ベクレルなんですって。ということは、いわゆるチェルノブイリの事故以降のときに日本政府が370にしたのに、原発から排出される排水の2倍以上の放射性物質を含んだ水を飲料水としていいんだよということをやっていたということ指摘したんですよ。

12年4月から新しい基準に下がりましたがけれども、米などは10月から実施されて、実際に新基準は皆さんご存じのような中身ですけども、例えば基準値ぎりぎりの牛乳を毎日200ミリリットル飲めば、毎日10ベクレルのセシウムを摂取することになるというんですよ。セシウムというのは137ですけども、まず95%がベータ崩壊して、ベータ線を出してバリウム137に変わるんですって。さらにガンマー線を崩壊してガンマー線を出して安定なバリウム137に変わるんですって。

ということは、尿で検査して1ベクレル出たよという放射性が検出された場合は、実際に体内で2回被曝することになるんですって。2倍なんですって。だから内部被曝というのは大変なんだと。これがチェルノブイリの被害が大きい1つと考えられるというふうに言っているんですね。だから放射線の健康被害はまだまだ不明なことが多いが、内部被曝線量の測定も含めて実測値で議論する検査体制の構築が今、日本では必要だというふうに言っているんですよ。

ですから、給食の安全というのが大事だということなんです。どうですか、市長。あと教育長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、私は国の基準にのっとってお話をさせていただきますが、ご案内のように、今は飲料水はたしか10ベクレル、また普通の食品については100ベクレルということが国の基準であります。ただ、実際に市場で流通させるものについては自主検査ということで、普通の食品については50ベクレル、飲料水等については10ベクレル、ミルクも多分10ベクレルだと思うんですが、それ以

上のものは基本的に市場……。

[佐藤議員「牛乳は50ベクレル」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、50以下は安全ということになっていますから、その基準であくまでも私たちは食べたり、あるいは売ったりしているわけですね。それがだめということになると根底から崩れますので、議論にならないと思うんです。

チェルノブイリの話が出ましたけれども、特に子どもについては、日本ではこの前の被曝によって子どもたちから当時、恐らく推定で30ミリシーベルトの、30から40ぐらいの被曝をしたのではないかと、最大限ですね。通常のケースから言うと、今までのお医者さんのお話では一時的に30ミリを浴びたとしても、いわゆる甲状腺異常なんかは見られなかったと、甲状腺がんの発見なんかは見られなかったというのがお医者さんの定説だったみたいなんです。実はわずか数千人の中から3人の、いわゆる甲状腺がんらしきものが発見されたということで、お医者さんの定説は覆されたわけですね。少なくとも先般の福島事故による最初の実証データによれば、お医者さんの定説は覆された。お医者さんの定説によれば10万人に1人ですから、もうほとんど皆無に近いわけでありますが、1万人以下で3人出たということは、もう30ミリ前後の被曝はやばいという話になります。

そういったことから、私は今年度予算に入れさせていただいておりますが、希望者に対して補助金を出しますよと、甲状腺とホールボディカウンターの検査について5,000円の補助を出すということをやっておりますが、これはお医者さんの従来のお話によりますと、被曝してから四、五年しないと体に出ないんだというのが今までの定説だったみたいです。私は現に、その話は何回も聞いていますし、しかし、わずか2年足らずでもう3人出たということでもありますから、やっぱり来年の1月には、もうそろそろ3年に近くなるわけですね。来年の3月11日以降は3年を超すわけでありまして、年度内に3年を超す人が出るということは可能性としては十分あるわけですから、ホールボディカウンターや何かの補助金を出すというのは必要性があると、そういうふうを考えておりますので、予算の承認もよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

ただいま佐藤議員のお話を聞きまして、改めて内部被曝の恐ろしさについて思い知らされました。小さい子どもたちを預かっているところがございますので、今後もきめ細かな放射線の測定と、そして除染、それから学校だよりやホームページによる情報の公開、そして給食の測定ということを経続していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここであんまり議論をしても、かみ合わないところもございまして、いずれにしても国の基準が余りにも高過ぎると。チェルノブイリの問題も言いました。そういうところでもソ連から独立するまでは、ほとんどわからなかったんですよ。ですから情報がなかったんですよ。そういう

ことなんです。いろんな情報がようやくと明るみに出て分かったわけです。福島で甲状腺の被曝の結果というか、のう胞が多数見られた。甲状腺異常が43%あったということは事実なんですよ。

ですから、そういうことを私は言いたいということで、特に原発事故子ども・被災者支援法というものに、やっぱり適用をきちっと受けるべきだと言いたいというふうに思います。

それから今、環境経済部長の東電の水産物の問題にかかわってお尋ねしたいと思いますが、まず霞ヶ浦の水産資源について、風評被害がかなりひどいというふうに言われているんですね。それについて全く把握していないということなんでしょうか。市長は壊滅的な被害だと前に言いましたけれども、こういう実態はつかまえていますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

はい、実態につきましてはつかまえてございます。

ワカサギ等々の水産資源がございます。その価格が、加工屋さん和漁師の方で価格協定というのがございまして、そのワカサギの価格も日を追うたびに安くなっているという状況は把握してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

具体的にどういう実態なのかということを知っているんですよ。だんだん売れにくくなっているというんじゃないで、数字的にどのぐらい捉えているのかということなんです。

前に市長が漁協の方とお話して、かなり壊滅的な状況だというようなお話をなされたわけでしょう。それは具体的に、この対策については反映していますでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

水産物については、ワカサギとかシラウオについては加工した段階で基準以下になるわけです。しかし風評被害等によって、実際に漁獲の当初は1割ぐらい、ですから100キロぐらい水揚げがあるみたいですが、50キロから100キロぐらいの水揚げが、1回の操業によってあるようであります。実際すごい豊漁の状態で、ここ二、三年来ていましたから、50キロから100キロとれるんですが、せいぜい加工屋さん引き取ってもらえるのが、よくて10キロぐらいだと。しかも値段も以前はキロ400円していたものが300円ぐらいに下がってしまったと。

そういうことで、漁協が窓口になって東電への補償請求をしております。補償請求の総額については、ここで水産関係が4300万円というのは多分、漁協から聞いた数字だと思うんですが、しかし、その補償をしてもらったとしても、この風評被害というのはいつまで続くかわかりません。もう完全な風評ですから、私はもうワカサギは安全だと思っていますから、実際に20ベクレル以下ですから全く安全なんです、風評ですから、これはいつまで続くかわかりません。ですからもう、きっちりと東電への請求を続けていくしかない。

しかし、もう漁業者も高齢化していると。そういう希望の持てない中で、新規に若い人が就労

するという状況ではないので、極めて壊滅的かなど。漁協の加工屋さんなんかともお話ししたんですが、霞ヶ浦の加工屋さんにとっては、やっぱり霞ヶ浦でとれたワカサギということで、霞ヶ浦の加工さんは成り立っているわけです。カナダや中国やソ連から持ってきたワカサギで、実際は加工している面もあるかと思いますが、しかし霞ヶ浦でとれているから霞ヶ浦のワカサギでブランド化しているんだと思います。それを維持するためには、今後は加工屋さんが漁獲を漁業者の人に依存するんじゃなくて、加工屋さんがみずから職員の一部を漁師に育てることによって、霞ヶ浦の水産資源を生かしていくという方法をとらないと無理ではないかということを今、話しております。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

水産の請求分としまして23年度分、約2億2000万で、先ほども話しましたが平成24年度分で4300万、合わせまして累計です、2億6300万というようなことで数字は確認しています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、かなりのダウンであるということは間違いないだろうと思うんですけども、風評被害だというふうに言っておりますが、実際に今、20ペクレルだというような話は、これはいつの調査なのか、ちょっと私はわかりませんが、やはりこの対策をとっていかないと、霞ヶ浦自体が問題なんですよ。

霞ヶ浦対策については、県西水道の取水口となっている牛渡漁港付近の底泥の調査をやっていないということでしょう。でも、どんどん霞ヶ浦は56本の流入河川から放射性物質が流入しているわけでしょう。どんどんたまっていくわけじゃないですか。どんどん環境が悪くなってしまおうと思うんですよ。環境省も国交省も何もやっていないということでは、いけないんじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

国交省の河川事務所の所長がこの前来まして、逐次データはいただいております。その時々によって流入河川の河口付近であるとか、霞ヶ浦の状態を全部データ化して見せていただいているわけですが、そのときによって大きく変わっております。

最終的には、ついこの前も講演会等で県議会の有力者の石川多聞さんが、あそこの霞ヶ浦河口の水門を上げて、いわゆる汽水湖化しないと、これは無理だろうというような話を常陽懇話会でしたようですが、私もあそこはもうあけないと今後、霞ヶ浦の汚泥にたまったものは100年単位で残っていくのではないかと、放射性物質は残っていくのではないかと。表面から、上から流れるものだけを待っていたのでは、まず絶対減るということはないだろうと。少なくともこの50年、100年をとれば、そういう極めて深刻な状態であるというふうにとらえております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この前、元県の職員で内水面の所長だった浜田篤信さんとお会いしましたよね。霞ヶ浦問題協議会の事務局長のヨシダさんという方を紹介してもらって行ったらしいです。

その後、ヨシダさんにまた、どうなっているのかを聞きましたら、この件については正式な議題として取り上げてもらいたいと。総会が5月にあるんですってね。その前に役員会があると。その際に議題として上げてほしいと。それでないと私は動けないというふうに言っていたそうです。この点どうですか。市長はどういう立場かよくわかりませんが、こういうお話をしていますが、ぜひ、こういうふうな形で議題に取り上げるようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

浜田さんの説は確かにユニークで、いい話だとは思いますが……

[佐藤議員「浜田さんの説はいいですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

ただ取り上げるにしても、ちょっと問題があるのは、これは話はしてみます。最終的には私は水門をあけてしまわないとだめだと思うんですね。浜田さんはかき回してあけろと言っているんだけど……

[佐藤議員「その話をしているんじゃないです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、だってかき回したら、今度はそれを飲んでいる人がいるわけですから、片方で。

[佐藤議員「その話をしているんじゃないんです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

だから問題だと思うんですよ。それを取り上げてくれということ自体が、ちょっと短兵急にはいかないかなと思います。いや、取り上げる話をどう考えるかという質問なので、そういうふうに答えさせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、私は市長がこの前、私に答えたでしょう、研究者とかいろんな形で協力し合って、かすみがうら市としてどう対応できるかと考えたい、詰めたいと言ったんですよ。そのことを全市町村、流入河川の市町村で、これをどうするかというのを議題に役員会に上げてほしいということ言ったんですよ。別に懸濁をしろとかということ言ったわけじゃないですよ。そういう提案はまた別です。とにかくモニタリングなり、そういう調査なりをきちっとやりなさいと。そして総力を挙げてやりましょうよという提案を、役員会に出してくださいと言っているんですよ。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは去年の水問題協議会で、もちろん議論になりまして、県に対して申し入れをしたところ
です。徹底的な調査とモニタリングと解決策について、徹底的にやってくれということ
は申し入れをしたと、問題協議会で県に対してやりましたね。だから、それは引き
続き議論は問題協議会でやっています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても役員会で正式に議題として、そして5月の総会にきちっとやれる
ようにしていただきたい、そのことをお願いしたいと思います。

それから残土問題のほうに移ります。残土問題は告発しなくてもいいだろうとい
うふうな中身を言っていますが、極めて不十分な施工なんですね。いわゆる暗渠で
排水をするというのを、一部のたまった水を排水するような形にして、ごまか
しみたいな形になっているわけですよ。ただ言いたいのは届け出を、完了届が
ないわけでしょう、完了届がないということは残土条例上、どのような扱いに
なるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

議員さん、完了届というのは残土条例に対しての完了届で、条例ではそういう
ようなことになっていますが、施工者側のご案内のとおりな状況で、倒産とい
うようなことでございます。

現場の問題を解消するのが告発について本来の目的でございますので、近
隣の迷惑されている方は問題が解消されていますので、市の判断としましては、
最大の要件の大きい排水が整備されたというようなことで、告発はしないとい
うようなことですので、ご理解いただきたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

告発のことを言っているんじゃないですよ。残土条例上、取り扱い、倒産し
たらそれで済むんですか、完了届を出さなくたって。残土条例でそういうふう
な手続になっているんですか。そのことを言ったんですよ。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

手元に資料がございませんので、ちょっと休憩をいただきたいんですけども。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時51分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

失礼しました。

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の第14条第1項第2号において、完了した日から15日以内に届け出する規定がありますが、完全に完了していないことから、完了届も出せる状態ではありません。そういうことで、現場も終わっていない状況でございますが、ご案内のとおり会社も会長も破産状態というようなことですので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても理解はしませんけれども、いいです。

それから農業委員会のほうの事務局長なんですけれども、農地法第51条の違反転用に該当すると思われましてと言いましたよね。これはどういうことですか。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員のご質問にお答えします。

農地法の第51条の規定による違反転用の内容につきましては、申請した内容と現場が違っているというのは違反転用でございます。

それで違反転用の場合には原状回復とか、また許可の取り消し、許可条件の変更等の内容が、県知事等で内容で督促状という形で出すわけでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、いつ解決するんですかということですよ、それを違反転用にするんだったら、何か手続があるんだとか何とか言ってるんですか、そのままずるずるなんですかということですよ。だから期間を決めなさいと言っているんですよ。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

先ほどの答弁でご説明申し上げましたが、2月末から覆土につきましては搬入いたしまして、また、それに対してクリ苗を植えるという方向で今現在進めているわけですが、ある程度の内容、現場ができましたら、また県と協議しながら現場を確認して、所有地権者なりに指導したいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、じゃ、よろしくをお願いします。

それから、ちょっと就学援助の件で確認したいんですけども、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を該当することにしたというふうに言いましたが、ほかにも国の基準額で実際に決めているものがありますよね。例えば体育実技用具とか、そういうものについて該当していると思うんですね。そういうところで、まだまだ該当するような中身が不十分だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

国の基準では12項目とございまして、今回3項目を追加しますと、あと1項目、体育実技用具費、こちらは市では該当させておりません。

[佐藤議員「理由を言ってよ」と呼ぶ]

○教育部長（小松崎延明君）

他市町村の状況なんかも把握はしておりますけれども、それほど余り該当させていないということで、まだちょっと検討させているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、こういう拡大した問題とあわせて、やはりきちっと全ての小中学校の保護者に制度を周知徹底させることが大事だと思うんですね。

それから、申請について自己判断できるような目安となる所得額を示すこと、それから拡大を行うことということと、民生委員の関与はなくす、このことが必要と思いますが、広報だとかそういうことについては考えていませんか。ちょっとそのことについてはもう、つくばみらい市の広報に出ていますよという紹介いたしましたけど、ごらんになりましたか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

つくばみらい市のほうを、ちょっと確認をさせていただいておりませんが、周知につきましてはホームページ等で周知をさせていただきたいと思います。

あとは民生委員の関与は、かすみがうら市では該当しますけれども、こちら、していない市町村もございしますが、今のところ民生委員さんの関与をお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても広報にきちっと載っけていましたよと、ちゃんと確認してくださいというふう

に話ししてありますので、1回ごらんになってください。これはつくばみらい市の広報の2月号だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから生活保護の問題について、時間がないから、これはやめましょう。

通学路の問題なんですけれども、ちょっと通学路については下稲吉小学校の水戸信から、ちょうどセブンイレブンのところの、あそこが非常に横断歩道が長いんですね。あそこは非常に危ないというふうに言われています。

それから三村のほうに行くところありますね、ちょうど丁字路になっているところ、あそこも非常に横断するところが長い。これについてお話をしましたが、それについてはどういうふうなお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

セブンイレブンの交差点でございますが、県の公安、土浦警察署のほうに要請しまして、今年度中にはスクランブル交差点に変更いたします。

さらに水戸信の脇の道路なんですけど、それを時間帯によって一方通行にするよう要請してあります。

以上でございます。

[佐藤議員「三村のほうは、丁字路」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一応その話もしておいたんですけども、よろしいです。後でまた聞きます。

それで、通学路の交通安全の確保についてというマニュアルが国交省から出ているんですね。これを見ますとPTAとの連携というのがあるんですよ。今回、PTAとの連携をしましたか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

関係行政区長との協議はしておりますが、PTAとの協議は総務部のほうではいたしておりません。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

緊急の調査の件だと思いますけれども、保護者の方にも協力をいただいて調査をしたところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここに国交省の冊子がありますが、この中にはきちっと明確に学校PTA緊急合同点検の流れ、

ステップワン、ステップツー、きちっとあるんですよ。実際にPTAとやった経過はありますか。聞いていませんよ。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

PTAと特別に通学路について時間を設けてということではなくて、PTAは役員会とか、それから校外指導委員会という、そういう専門委員会がありまして、そこでいつも話題になることは通学路のことでございます。ここは学校を通して教育委員会や市に要望しようというようなことは出ておりますので、そういうことでPTAとの話し合いは持っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それではちょっと飛ばしまして、向原土地区画整理の問題なんですけれども、私は、なぜこういう事態に至ったのかということを持たしたんですけれども、市長は値段が高いからだと簡単に言いましたが、実際にこの保留地の販売を優先しなかったということがあるわけですね。仮換地を先に売ってしまった。このことによって、どんどん保留地の販売がおくれた。そのことによって今回の事態がなっているんだと。つまり一部地権者の利己主義というか、それを全くとめることができなかった、こういう市の側の指導にも問題があるというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

確かに佐藤議員さんがおっしゃるとおり、仮換地につきましても59筆中28筆が移動しております。そのような関係で保留地の販売に影響が出たということと思われれます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

平成15年の第6回の総会のときには、保留地の処分金額は幾らというふうに想定してましたか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時05分

再 開 午後 4時09分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼いたしました。

ただいまのご質問の、平成15年の時点の保留地処分金の金額でございますが、6億3611万1000円でございます。

それで現在の状況でございますが、24年度末で3億7221万5135円の販売価格、残り保留地分が1億2360万円ございまして、合わせて4億9500万円となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、平成15年のときに私は議会の議員になって、その12月に質問をしているんですよ。当時、土渡さんが都市計画課長だったのかな、都市整備課長か。そのときに最悪の場合でも坪1万5600円、そうすれば6億3000万確保すれば事業は成り立つようにしているから大丈夫だというふうに言ったんですよ。そのときには私は今、周りが12万から13万なんだから売れるわけじゃないですかと。破綻状態だと言ったら、そんなこと言って、そういうことじゃない、絶対にこの問題については今後、販売を鋭意努力しているよというふうに言っているんですよ。

ところが、実際にはこういう状況になってきているわけでしょう。一方で問題が、保留地を優先しなければいけないのに仮換地を地権者が売ってしまっているんですよ。もし、これ、仮換地を売らなかつたら保留地、もう全部売っていたんじゃないんですか、どうですか。私はそのことを言いたいんですよ。だから価格が高いというんじゃないんですよ。判断が遅いということなんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんのおっしゃるとおりでございます。

また、景気の低迷等も影響しているのかと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

景気の低迷の前に判断をすべきだったということを私は言っているんです。

これ以上、あと何分ですか。

[「3分です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

最後に水の問題について質問させていただきます。

これは茨城の水のマスタープランと実績なんですね。1991年の計画が最初なんですよ。そのときの人口の見込みが2010年のときに403万人にしたんですよ。ちょうど私、気がついたんですけども、1991年というのは平成3年なんですけれども、このとき宮嶋さんは村長じゃなかったですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、そのときは、私は平成2年から6年ですから、そのとき村長でした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これを見ると過大な人口予測ですね。今、当時の宮嶋さんも過大な見込みをやりましたよね。具体的に述べていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当時、出島村は人口が1万9000余でありましたが、たしか2万7000の見込みをしたと思います、将来人口を。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから神立東口開発、これを見越して9,000人の増を見込んだということですよ。それと同時に何かやりませんでしたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当時、神立駅東の開発計画がありまして、住宅団地にするということで9,000人の人口増を見たわけですが、その9,000人の人口増を補うための、当時、井戸はもう掘れない状態になっておりましたので、中央広域から水を買うということで、その当時はもう水の分捕り合戦をみんなしてやって、今にして思えば、ばかげた話ではありますが、当時、出島村だけじゃなくて水の獲得をするのが開発の前提でありますから、あちこちで水の分捕り合戦をやったわけがあります。当時、茨城県の人口は280万ですから、たしか280万だったと思うんですが、400万、120万もふえるという前提でやっていますから当然、水の分捕り合戦はやります。

それから工業用水についても、どんどん工業団地ができるということでやっていますので、当時は全国民合わせて浮かれていたわけがあります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうじゃないんですよ。これは国が押しつけたんですね。県も押しつけたんです、人口増を。土浦なんかで今、裁判になっていますが、土浦の人口なんかも押しつけられているんですよ。当時の千代田町も県西用水の契約水量のときにも、このときも当初の協定水量を3割も積み増しされたんですよ。どこでもそういうふうな形で人口増を仕掛けたんですよ。それはその後のマスタープランの見直し、見直し、見直しして、今は現在続いているんですね。こういう事実があるん

ですけれども、この事実についてどう思いますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の認識では押しつけられたという認識は全くありませんで、逆に夢中になって獲得に奔走した次第でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がありませんので、最後に過大な人口予測、これに基づく実施協定というのは見直すべきだと。これを強く要請をしていただきたい。今、4,200を2,500追加して6,700にすれば、全てが地下水を放棄することになります。放棄すれば今言ったように20%も水道の原価が上がってしまう。こういう事実をきちっと認識して実施協定の見直しを行うことを要請して、私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日3月6日、定刻より一般質問の続きから行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時17分

平成25年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第3号

平成25年3月6日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

(1) 田谷文子 議員

日程第2 施政方針に対する質疑

(1) 佐藤文雄 議員

(2) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 田 谷 文 子 議員

日程第 2 施政方針に対する質疑

(1) 佐 藤 文 雄 議員

(2) 栗 山 千 勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(4)	田谷文子	1. 市民が心豊かに安心して暮らせるようにと策定された“かすみがうら市地域福祉計画”について
		2. 防犯や街の景観に影響する廃屋・空き家等の放棄物件について
		3. 女性の管理者登用について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問の続きから行います。

発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

平成25年第1回定例会に臨み、通告に従いまして質問をさせていただきます。

三寒四温と言われる季節になりまして、昨日は啓蟄でした。虫もそぞろ歩きを始めるころとなっております。また、きょうは春のやわらかい太陽がさんさんと差し込み、ほっとできますきょう朝の気配です。この冬は殊のほか寒うございました。先ごろも北海道で、低気圧による暴風雪に見舞われ、車が次々と埋まり立ち往生する、また、死亡に至るとい痛ましい事故が伝えられました。雪にはなれている方々だろうにと、私は胸を痛めたところでございます。さぞかし脅威の地吹雪が行く手を阻み、家族のきずなをも断ち切ったのだらうと思います。心からお見舞いを申し上げます。

皆様方ご承知のように、昨年からことしにかけて、日本を取り巻く主要な国々でリーダーの改選並びに交代が行われました。韓国では初の女性大統領が誕生いたしました。我が国では3年半ぶりに自公政権になり、再び安倍内閣が政権を担うことになり、国民の期待も大いに高まっております。世界は今、政治経済を初めさまざまな分野で激動しておりますことは、今さら私が申し上げることはないほど、大多数の皆様のお思うところと存じておる次第でございます。

2月28日、つくば市長は定例記者会見で、人口30万を指定要件とする中核市の実現に向け、より自立した都市の実現には中核市指定を受けることが非常に有用、首都圏において都市間競争を勝ち抜いていくためにも土浦市との合併が早期に実現できればよいとの新聞報道がなされ、注目を集めている最中、当かすみがうら市の宮嶋市長の政令市実現への道筋をつけたいとの願いは、常々、宮嶋市長の持論であったので、新聞報道にうれしく目を通しました。この市原つくば市長の記者会見での、土浦市との合併で中核市を目指し、この任期中にその路線を敷きたい旨の発言がありましたこと、大変な朗報と受けとめており、私も大変元気をいただきました。

さらに3月5日の新聞は、これに対する中川土浦市長の反応を各社一斉に報じております。中川市長は、市民の反応などよくわからないためもあって、今、それほど積極的ではないようですが、いずれはもっと広い範囲で、土浦、つくば周辺も含んだ50万都市になることを理想としているようです。

私も理想としては中川市長と同感であります。一たん、市原つくば市長が口火を切った以上、この機を逃さず、関係市町村において、市民レベル、議員レベル、この各界各層による合併機運を醸成するための運動を展開すべきと思うのであります。平成の大合併で一区切りついたというのが一般的風潮になっていることは大変残念です。

今、自民党でも道州制の方向づけをしようとしています。道州制や廃県置藩といった議論は、早晚具体化し、今度は地方制度全般が変わることには間違いないものと私は確信しておりますし、そうならなければならない時代になっています。

昭和56年、千代田から水戸まで高速道路が開通して以来、もはや30年以上が経過し、ほぼ高速道路網も整備されました。つくば市も市制施行以来25年を経過し、TXが開通、茨城空港も開港するなど、経済社会が飛躍的に広域化する中で、地方の自治体も、その成熟度に応じて、住民に最も身近なところで、より質の高い行政サービスが求められています。

今や、原子力も含めた環境問題、太陽光や風力などのエネルギーの問題についても、住民に身近なところで対応しなければならなくなっています。医療や福祉の問題、6・3・3制の学制問題にも踏み込んだ教育問題、TPPで揺れ動く農業問題、どれをとっても、身近な自治体に専門家を置き、行政サービスの高度化を図ることがこれからますます求められます。まさに私たちが

体のぐあいが悪いときお医者さんにかかるのと同じように、いろいろな分野でお医者さんのように頼れる専門家を備えた行政サービスが求められる世の中になったのです。

それには、小さい自治体ではできません。30万や50万ぐらいの人口を抱える自治体が必要なのだと思ってなりません。予算規模にすれば、当市の10倍、1500億から2000億ぐらいの自治体でなければ、高度な行政を担っていけないのではないかと考えております。

私たちのすぐ近くに、ノーベル賞学者も輩出しております世界の筑波研究学園都市があります。私の家からも、20分ほどでその真ん中まで行けます。その間には、私の母校や、長らく仕事でお世話になった伝統ある商業都市土浦があります。既にJAも土浦と一体化しました。あとは市民の皆様が、もう土浦、つくばとかすみがうら市などは一体化してもよいのでは、いや、ぜひそうなるべきだと思うかどうにかかっているのです。そのような市民全体の総意となる、市長ひとりではなく市民全体がその気持ちになるよう、その先頭に立つ、市民を統合していく知恵を市長に持っていただきたいと考えております。そうすれば、かすみがうら市が一致結束してそう望むならばということが土浦の中川市長に届けば、中川市長も合併積極論に傾くものと思います。

私の意見を少し長く申し上げましたが、宮嶋市長に、議員全員に納得してもらえるような所見、答弁を切にお願い申し上げます。このことは通告してございませんが、何せ3月に入ってからの重要案件でしたので、宮嶋市長の持論でありますし、近隣市町村きっての発信者でありますことから、きょうは傍聴の方も大勢おいでのことですし、宮嶋市長のご所見をお願いする次第でございます。

前置きが大変長くなりましたけれども、本題に入らせていただきます。

1番目として、市民が心豊かに安心して暮らせるようにと策定されたかすみがうら市地域福祉計画についてお伺いいたします。

まず1点目として、策定に当たり、他の市と異なる、あるいは本市として特に強調したいところはどのような部分ですか。

2点目として、地域の人間関係が希薄な地域がありますとありますが、具体的な事例を踏まえてわかりやすくご説明をお願いします。

3点目として、素案の段階で、総合相談窓口を設置するとありましたが、最終段階ではその表現がなくなっておりました。なぜそのようになったのかお伺いいたします。

4点目は、独居老人や高齢者のみの世帯が増加しているが、孤立しない体制づくりを、また、見守り活動をする体制はできているのか伺います。

先ごろ配布された青少年育成かすみがうら創刊号で、中学生による主張発表が掲載されておりました。その中に、北中学校3年生のミヤモトエミさんがこのように述べておられます。

孤独死の多くは、ひとり暮らしをしているお年寄りです。現代の日本に、祖父母と同居しない核家族がふえたからでしょう。また、若い世代の家族が田舎を出て都会に住むようになったのも、孤立してしまうお年寄りがふえた原因だと思います。考えてみてください。だれもいない中、ひとりで息を引き取るなんて、どんなに心残りで苦しいのか想像できません。私だったら、せめてだれかに見守られて息を引き取りたいです。だれだって胸の中ではそんな思いを抱いているのではないのでしょうか。

このように中学3年生のお嬢さんまでもが心を痛めている、そういう課題に行政も市民も協働

で対処する方策をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

また、このお嬢さんはこうも言っておられます。

核家族となった家庭はどうでしょうか。家族の意味は変わってしまったのでしょうか。私は、そうは思いません。仕事などで都会に出た若い世代の人々も、お年寄りの介護はつらいと思っている。人々も心の奥には常に家族のきずながあるはずですが。ただ、見えない、わからないところでひっそり孤独死は起こってしまうのです。その家族を互いに守り、つなげるために、地域のつながり、地域の力が必要なのです。少子高齢化が進み、さまざまな問題を抱えている日本は、これからどうなるのでしょうか。少子高齢化はとめられないとしても、私は、地域のつながりの輪をもっと深く強くするべきだと思います。地域の人々のつながりが深くなれば、人口が少ない小さな地域だとしても、人々は明るくなれるのではないのでしょうかと言っておられました。

このことは、これから大きなヒントになるかと思っております。

5点目として、さきのお嬢さんの思いを政策として具体化できるよう、また、社会福祉協議会の連携強化について、具体的な体制について伺います。

次に、防犯やまちの景観に影響する廃屋・空き家等の放棄物件についてお伺いいたします。

私はこれまで、地域の間人間関係が希薄になっている問題とか、それに伴う独居老人や高齢者のみの世帯が増加し、このような人たちが孤立化しているのではないかとといったところに焦点を当てて質問してまいりましたが、この問題を表とすれば、その裏側の問題が、荒れ地や廃屋及び空き家等の放置されている問題が生じているということです。これは、全国的な傾向があることは、さまざまな報道で皆様方よくご承知のことと存じます。

それでは、まず第1番目として、このような荒れ地や廃屋及び空き家が本市においてどの程度あるのか、その実態について市当局としてどのように把握しているのか、お伺いいたします。もし十分に把握されていないのであれば、早急にこのような実態について調査をすべきと思うが、その計画はあるのかないのか伺います。

次に、一般的に空き家等が一定の管理がなされていない場合、防犯の面から見ても、あるいはまた防災の面から見ても、あるいは防犯という観点から見ても、非常に市民生活に不安を及ぼすものであらうかと思っておりますので、まず、生活環境を良好に保全していくことが求められるであらうと思っております。市はそのような問題意識を持っているのかどうか、お伺いいたします。また、具体的にどのような方策を講じているのかお伺いします。

次に、こうした放置された空き家等の物件について、その有効活用、あるいは活用の余地のない場合、撤去の方策などについて市は基本的な方針を持っているのかどうか、お伺いいたします。

これからますます増加していくであろう荒れ地や廃屋及び空き家対策について、まちの活性化、市民の生活環境の美化、保全のため、また人口減少が著しい中、防災・防犯の観点から、市独自の空き家条例の制定も含めて確固たる対策を講じるべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、3点目として、女性の管理者登用についてお伺いいたします。

さきの安倍首相の施政方針演説の中に、子育てに頑張るお父さん、お母さんが、育児をとるか、仕事をとるかという二者択一を迫られている現実があります。待機児童の解消に向けて、保育所の受け入れ児童数を拡大します。多様な保育ニーズにこたえるためには、休日・夜間保育なども

拡充していかなければなりません。放課後児童クラブを増設し、地域による子育て支援も力を入れてまいります。仕事との両立支援をあわせ、仕事への復帰を応援します。両立支援に取り組む事業者への助成、マザーハローワークの拡充に取り組みます。年老いた親の介護と仕事の両立にご苦労されている方もふえつつあります。介護と仕事を両立しやすい社会をつくっていかなければなりません。家庭に専念して子育てや介護に尽くしている方々もいらっしゃいます。皆様のご苦労は、経済指標だけでははかれない、かけがえのないものです。仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めます。女性が輝く日本をともに作り上げていこうではありませんかという、安倍首相の施政方針演説の中の一節です。

これまで私は女性議員という立場から、女性の社会進出、社会的地位の向上を図る意味からも、社会とさまざまな場面において、能力ある女性が十分その能力を発揮できるよう、責任ある地位に登用するよう意見を述べてまいりました。自民党の野田聖子総務会長は、そのためにもいついつまでに管理職の何%を女性管理者に登用するという具体的な数値目標を設定すべきという考え方をテレビの討論会等で述べておられました。安倍首相も、2020年までには30%を女性管理者として登用したい旨のことを発しておりました。現在は、女性の管理者の割合は19.2%です。当面の方策としては非常に意義あることと思います。私も、この考え方には賛成する一人です。

その点についても、市長はどういう所見をお持ちか伺いたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時23分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田谷文子君に申し上げます。

ただいまの発言は、議題外にわたっての範囲を越えておりますので、注意をいたします。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

田谷議員のご質問にお答えいたします。

通告外で、前段でのお話があった、つくば市長の発言に関するお話ではありますが、通告後につくば市長が発言したということで、その後のことでもありますので、簡単に私の見解を申し述べさせていただきます。

土浦、つくばを中心とした県内政令都市を目指すという私の従来の立場から、今回のつくば市長の発言は、大いなる前進であるというふうにとらえております。科学都市・国際都市つくばの

ブランドをこの地域で生かさない手はないと、さらに、かすみがうら市、土浦市、その他の周辺市町村にある自然、水、緑ですね、こういった豊かな自然を生かした、しかも財政力、行政力のアップを目指す県南政令市ということで、当面、土浦市を中心に、土浦市、つくば市と協議を進め、また、県南には県南首長の懇話会というのもありまして、そういったところを通じて議論を深めていきたいと思っております。またあわせて、市民の皆様、そして議会の皆様とも共通認識を持つべく努力をしてまいりたいと、こういうふう考えております。

それでは、通告に基づくご質問の1点目の市地域福祉計画に関する質問についてであります、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、防犯やまちの景観に影響する廃屋・空き家等の放棄物件についてのご質問にお答えいたします。

空き家、空き地等に対する市としての取り組みは、大きく分けて、生活環境保全や防犯・防災の観点から適正管理に関する事、また、定住促進などまちの活性化の観点から有効活用に関する事の2点に分けられると思っております。

最初に、適正管理に関する部分については、空き地に関しては、市民の方から雑草の繁茂等の苦情があった際には、生活環境保全の観点から、職員が速やかに現地確認に赴き、問題があると判断した場合は、環境美化に関する条例の規定に基づき、空き地の所有者や占有者に対し、文書による指導、また助言等を行っております。

空き家に関しては、市民の方から不適切管理に関する苦情があった際には、防犯・防災の観点から、所有者が特定できる場合には、空き家の適正管理について文書による注意喚起を行っております。より一層の対応強化を図るべく、(仮称)空き家適正管理条例の制定に向け、調査、準備を進めているところであります。

次に、空き家等の有効活用についてですが、茨城県内では利根町が、不動産業界団体と協定を結び、空き家の所有者と空き家利用希望者をマッチングする空き家バンク制度に取り組み、ある程度の実績を上げていと聞いております。本市でも、これら先進事例を参考にしながら、かすみがうら市空き家バンク制度の創設に向けて、調査、準備を進めるよう指示をしたところでございます。

3点目、女性の管理者登用についてのご質問にお答えいたします。

職員の登用につきましては、さきの定例会においてもお答えしましたように、男女共同参画社会の実現に向けて、市の政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大させることが必要と認識しております。

しかし、これまで、女性職員の登用が進まない状況がありましたが、昨年度から主任、係長及び課長補佐への昇任試験を導入し、より公平な任用機会を設けております。ことしの昇任試験では、50名のうち17名の女性職員が受験しており、男女共同参画の視点からは効果があらわれたものと判断しております。

今後、意欲と能力のある女性職員は、この制度をさらにより積極的に活用していただきまして、女性の管理職が多く登用されることに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(鈴木良道君)

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

田谷議員のご質問にお答えします。

1点目1番、策定に当たり、大部分は他の市の計画と似ているが、当市の特徴を伺いますのご質問にお答えします。

市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく法定計画であり、盛り込むべき事項等の策定指針が示されております。ご質問の当市の特徴であります、あえて申すとすれば、第1期計画は意識啓発を主として策定したのに対し、今回の第2期計画は、5つの重点取り組みを設定するなど、さらなる地域福祉の推進を目指すものであります。

1点目2番、地域の人間関係が希薄な地域があるとあるが、具体的な事例をお伺いしますのご質問にお答えします。

人間関係が希薄な地域であります、この件につきましては、現在の日本が抱えている社会問題であり、少子高齢社会や核家族化など、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯が増加していることから、加齢や障害等により地域とのかかわりが希薄になる傾向がございます。

1点目3番、総合相談窓口を設置してほしい旨の意見があるとありますが、その現状分析とその今後の対策について伺いますのご質問にお答えします。

総合相談窓口の設置要望であります、現在、相談者が来庁した際、それぞれの専門窓口で相談に応じておりますが、さらに、別の相談を受けた場合には、相談内容を把握し、専門の窓口案内するなどの配慮をしております。

今後につきましても、相談窓口のさらなる周知徹底や相談窓口間の連携強化に努め、相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

1点目4番、独居老人や高齢者のみの世帯が増加しているが、孤立しない体制づくり、また、見守り活動をする体制はできているか伺いますのご質問にお答えします。

独居高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加は、本市だけでなく全国的な課題となっております。

初めに、孤立しない体制づくりでございます、本市では、緊急通報装置の設置、軽度生活支援事業、配食サービスなどの事業を実施しておりますが、事業の持つ本来の目的のほか、安否確認を目的として有意的に行っているところでございます。

次に、見守り活動の体制でございます、本市では、昨年10月にいばらきコープ生活協同組合、生活協同組合パルシステムの2社と、また、本年2月には第一環境株式会社と協定を締結し、高齢者、障害者宅の異変について通報をいただけることとなっております。さらに、また現在協議を進めている業者もございます。

さらに、協定は交わしておりませんが、日本郵便の土浦・石岡両支店へは、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等を訪問し、異変を感じたときは市役所へ通報をいただけるように依頼してございます。

高齢者の見守りににつきましては、民生委員、各種団体、地域の方々にご協力いただいているところでありますが、今後は、協定を締結しております民間企業のような形態に限らず、多様な主体と連携をしていくとともに、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、見守りの仕組みづくり

に努めてまいりたいと考えております。

1点目5番、社会福祉協議会との連携強化とありますが、具体的な体制について伺いますのご質問にお答えします。

地域福祉の推進は、行政だけで対応することは困難であり、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種の福祉関係団体、ボランティア等との協力が必要であります。社会福祉協議会につきましては、その中でも中心的な推進役としてとらえております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市民が心豊かに安心して暮らせるようにと策定されたかすみがうら市地域福祉計画についてでありますけれども、私は、この独居老人の見守り活動をするという4番のことなんですけれども、それはきちんと依頼ではなく協定を結ぶのがいいかなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

先ほどご答弁で申し上げました、例えば生活協同組合等については、きちんと協定を結んで、見守りをお願いしているという状況でございます。そのほか、郵便局につきましては、協定までは必要ないというようなことで、お互いの話の中で、やってくれるということなので、こちらが依頼ということにとどめてある状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございます。

それだけではなく、やはり独居老人でもぐあいが悪くなったりした場合は、新聞がたまっているとか、牛乳がたまっているとか、ガスのメーターが動いていないとか、いろいろあると思うんですけれども、そういうガスの販売店とか、あるいは新聞の販売店とか、牛乳店とか、そういうふうなところに、あとは、生協で食料品を買い込んでいるという老人もふえているようにお聞きしていますけれども、そのような販売店とかと協定を結んでいくということは考えておりますか。

私も郵便局長をしていましたときに、子どもを守るお店じゃないですけれども、そういうふうな看板を掲げて、子どもが飛び込んできたり、あるいは飛び込んできやすかったりという、だから新聞店とか牛乳店とかも、ただ通り過ぎるのではなく、どうしているだろうという感じで注目して、あるいは注意をして見守っていけるような、そういう協定を結ぶお店をもっとふやしていったらいいんじゃないかということを希望しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、田谷議員のほうからありましたけれども、例えばガスの販売会社さんなどにつきまして、茨城県のほうでも協定等を結んでいる状況もありますので、当市におきましても、そういうふうなたくさんの異業種さんのほう、いろいろ、ふだん各家庭を訪問しているような業者さんのほう、これをできるだけ多く協定のほうを結ばせていただいて、ご協力のほうをお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

そのように進めていただけたらと思います。

それから、今、NHKや民間の放送等でも、「わが街を守れますか」、首都圏ネットワーク等で、千葉県豊四季台団地とか、神奈川県青葉台団地とか、そういう昔栄えた団地ですけれども、今は老人世帯となっている、そのような団地が、生きがいを就労としている、要するに生きがい就労ということを題材にして、そして、ひとり暮らしでいたらうつになっていたかもしれないけれども、こういうように生きがい就労をして、そして農園とか学習塾とか、介護施設とか保育所とか、そういうところに振り分けて、この老人たちに生きがいを感じさせていただく、そのような取り組みをしている集落というか都市があるんですけれども、このかすみがうら市では、そういうことを考えるということはありませんか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

現在の社会状況におきまして、やはり、先ほども田谷議員さんからありましたように、核家族化等がありまして、日常のお互いのつながりが薄れているという状況での、そういう中で、なかなか地域として、いろいろ地域で問題を解決というようなことがなくなっていると。今言ったように、なかなか昔みたいな地域の中での住民のつながりが薄れているという状況の中であります。

そういう中で、今後、この地域社会福祉計画にもありますように、お互いを助け合うというような意味において、人間関係づくり、地域づくりを進めていければというふうに考えておりますが、具体的にこういうふうな事業を展開するということまでは、今のところまだのってきていないという状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

今、学校の統廃合とかも関係して、いろいろ空き地利用とか跡地利用とかということも考えられている昨今ですので、今後、前向きにこの生きがい就労を、要するに、高齢者が地域を支えて働いていけるような、そういう施設等もその中に織り込んでいくということは考えられますか。市長、ご所見をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

お年寄りに生きがいを持っていただいて、年をとってからも元気で過ごすということが、何よりも社会的にも大事であります。それが若い人のためにもなるわけであります。最近の考え方として、かつては、高齢者になると、優雅にゴルフをすとか、温泉場を回るとか、そういうことが優雅な老後生活であると、こう言われておりましたけれども、最近、そういうことでは決して精神的に健康を保てないと。精神的な健康を最期ぽっくりというまで持つことが大事、そういうためには、最近言われていることは、頭を酷使することだと、こう言われております。酷使すると、あえてそういう言葉を使うわけですが、要するに、だんだん年配になってくると、今の高齢者は余りお金の心配はないですね。何しろ60歳以上で1000兆円もお金を持っているわけですから。中には例外もありますが、余りお金の心配はない、子どもももう心配ない、孫の心配とかひ孫の心配というのはあるんでしょうが、そういう頭を使う機会が少なくなります。頭を使わないとだんだん体も動かさなくなると。頭が活発に動いていけば体も動く、健康が維持できるということです。

だからどうやってお年寄りに頭を使ってもらおうかということが、その高齢者健康に大事だと。その頭を悩ませることによって、酷使させることによって、生きがいを持ってもらうと。そのために、いろんな生涯学習の講座であるとか、あるいは大学との連携であるとか、いろんな講演会をすとか、そういうことが、今から急速に進む高齢者社会において政策的に取り上げていかなくてはならないと、そういうふう言われております。

私もそういった観点から、高齢者対策については、お年寄りの生きがい対策については、単にお金を寄附するというような従来の、もう20年前、30年前の施策から切りかえていくべきだと、そういうふう考えております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

前向きな市長の発言、ありがとうございました。

私、この問題に対して最後に、この豊四季台団地に、保育園に働きに出ている事例をお話しさせていただきたいんですけども、この方は、母親が亡くなって、自分もうつ状態になっておられる方でしたけれども、やっぱり昔ながらの遊びを子どもたちに教えて、折り紙とか、そして、小さい幼児から名前でも呼んでもらえてうれしいと。そして、早朝と夕方、子ども世代が支えることのできない、そういうところを私たち老人が支えていくということで、喜びも感じています。そのようにおっしゃって、明るくなっておられました。

ですので、今度、当かすみがうら市も、農園とか学習塾とか、介護施設とか保育園とか、小・中学校の跡地とかいろいろ利用して、老人たちが話し合えるようなそういう場を、生きがいを持てるようなそういう場をつくっていただきたいということを要望したいと思います。よろしくお願いたします。

次に、防犯やまちの景観に影響する廃屋・空き家等の放棄物件についての問題を市長のほうから話していただきましたけれども、私は常々、人口が増加しないことにはまちは活性していかないということを持論にしています。それで、1つの道路、要は、朝日トンネルが開通しまして、

私の前を、以前は本当に通勤・通学のときは、ちょうど信号がありますので、数珠つなぎになっていましたけれども、今は本当に閑散としています。やはり大きな道路が開通することによって、通過の車もそうですけれども、通路が変更してしまうんだなということをつくづく感じた次第でございます。

それで、この空き家の問題ですけれども、銚子から今、神栖へ人口が移動しているということを皆さんご存知だろうと思うんですけれども、これはやはり中学生以下の医療費の無料化とか、子どもの支援が充実しているとかということで、地域間競争が人口の減につながっているということが、それが空き家を、廃屋をふやしているということにもつながっているように感じているんですけれども、市長は、中学生以下の医療費の無料化を、今度は所得制限を取っ払って無料化にするということなんですけれども、やはりそのようなことを改革、促進していかないことには、やはり土浦市との道路を挟んで右と左、人口増が著しく違っていきようなことになっては困ると思いますので、その辺の市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まちの活性化が失われていくことによって、若い人もいなくなる、子どもたちもいなくなるということでもあります。今おっしゃったその銚子、神栖の話は、せんだってNHKか何かで放送されたものでありますが、銚子は高齢化率が30%超だと、神栖は20%に満たないと。かすみがうら市は25%ぐらいであります、川を挟んで2つのまちが、非常に対照的に、若い人が多いと少ないの差がついちゃったと。

よく言われる話であります、フランスは今、人口がややふえつつありますね。日本は減少社会であります、ちょっとこの前見たんですが、新聞か何かで見たんですが、フランスのいわゆる子育て支援策、子どもたちを持つ家庭に対するいろんな手当ですね、それが、フランスと日本の人口はもう2倍以上開きがあります。それを日本の人口に換算すると、フランスのその政府支出というのは10兆6000億と言われております。同じ政策に対する日本の政策投資は4兆円と言われております。もう実に2.5倍の、いわゆる子育て世代に対する、いわゆる政府支援、公的支援が2倍半も違うと。それが、日本の平均出生率1.39、フランスの2.03と、そういった差につながって、行く行く国力もだんだん日本はどんどん落ちていかざるを得ないと、その違いにあらわれていると思います。

我がかすみがうら市に目を転じてみれば、やや人口が減少しておりますが、稲吉地区においてはふえているわけです。下稲吉地区についてはふえている。いわゆる志筑、新治地区、あるいは佐谷地区においては人口が減っております。こういったところは、やっぱり都市政策の違いによるわけであります。それが空き家につながっているという面も大きいんじゃないかと。これを、やっぱり都市政策そのものを見直していく必要があると私は考えておまして、都市整備課に、今、何とかならないかということで、これの見直しを指示しているところであります。いろんな手法があるようではありますが、その手法について今研究をさせているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

都市計画課の皆さんと一緒にその空き家対策に対しても頑張っしてほしいなと思っています。先ほど来、先日ですけれども、私も空き家を十四、五件見てまいりました。本当に市街化区域だけではなく、調整区域にまでその空き家は広がっているし、見受けられました。春から秋にかけて、どんなにかご近所に迷惑をかけているだろうなと思っています。

いろいろな面で、その空き家対策に対して、空き家条例とかということは考えておられますか。市長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの答弁の中でお答えしましたが、空き家の適正管理条例というものの制定に向けて、調査、準備は進めているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

前向きな答弁をありがとうございました。

それでは、最後の女性の管理者登用についてちょっとお伺いしたいと思っています。

今、朝の番組でも、いろいろな女性登用の問題とか、新聞紙上、あるいはテレビで放映されていまして、この間、私が見ましたのは、佐川急便ね、女性のみのお店をつくって、その中で管理者をつくり、そして女性を切磋琢磨させて、男性と同じように仕事もなさる。その中で、生きがい、働きがい、体を動かすのが大好きだからこの仕事は楽しいですというように、明るく女性がお話しされているのが放映されていました。

また、キリンという会社は、やはり飲んだりするのは女性のほうが多いと、女性の嗜好を大事にして、女性から飲み物等も発掘してほしい旨、女性がいろいろな面で活躍しているところが今現在放映されておりますし、私も心強く思っているところです。

つい先ごろは、熱海の温泉町のことが言われています。昔は新婚旅行のメッカでして、熱海は首都圏からも近く、そして保養の場としてにぎわっているところですが、今はどちらかというところと遠ざけられているような面があるようです。その中で、副市長と市の職員が立ち上がって、商工会に呼びかけて、そしてまちを活性化させようという、そういうふうには立ち上がっておられるところが順次放映されていまして、頼もしいなと思いました。やはり土産物店からヒットをさせようということで、私もびっくりしましたんですけれども、カタクチイワシをアンチョビにヒットさせたんですね。あるいは、椿油というのは、私は髪に使うものだとばかり思っていましたら、天ぷらに使ったらすごくおいしいよということで、それも発見されていたんです。

私が言いたいのは、職員の皆様、どうぞ市長をびっくりさせるようなアクションを起こして、そして、女性も昇任試験を受けたりしているということで、これから女性がいろいろな分野で働きかけるだろうと思っていますけれども、自分からアクションを起こして、そして市民のためになっていくような、そういう姿勢づくりをしてほしいなと思い、そういう希望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時06分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 施政方針に対する質疑

○議長（鈴木良道君）

日程第2、施政方針に対する質疑を行います。
発言の通告が2名の諸君より提出されておりますので、順次発言を許します。
初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄でございます。

市長の施政方針について、何点かご質問をいたします。

まず、冒頭発言にかかわって質問をいたします。

安倍政権の「三本の矢」と称する経済対策について、市長の見解を伺います。

安倍政権が掲げる、いわゆる「三本の矢」と称する経済対策、1つには無制限の金融緩和、2つ目は大型公共事業のばらまき、3つ目は大企業支援の成長戦略、これは、これまで自公政権が進めてきた破綻済みの政策であります。このような破綻済みの折れた矢を幾ら放とうと、的外れになることは明らかではないでしょうか。

日本共産党、志位和夫委員長は、国会の代表質問で、深刻なデフレ不況についての原因分析がない安倍政権に対して、働く人の所得が減り続けてきたことが最大の原因だと指摘し、労働法制の規制緩和による貧困と格差の拡大など、日本を賃下げ社会にしてきた重大な責任は歴代自民政権にあると述べ、その認識と反省はあるかと迫りました。

しかし、安倍首相は、長期にわたる需要が弱い中で、企業などによる成長期待の低下やデフレ予想の固定化で、デフレが継続してきたと答えるだけにとどまり、まともに原因を述べる事ができませんでした。

厚生労働省の最近の発表では、パート労働者を含む昨年の平均給与は1カ月平均で31万4236円と、1990年以来最低になりました。日本をこんな賃下げ社会にした重大な責任は、大企業のリストラを放置し、労働法制を改悪して非正規雇用を拡大した歴代自民政権にあります。

減り続けている働く人の所得をふやす方向に転換する。志位委員長は、ここにこそデフレ不況から抜け出す最大のかぎがあると主張し、まず1つに、消費税増税と社会保障削減の計画の中止、そして2番目に、大企業・財界の身勝手な賃下げやリストラに政治の責任でストップをかける。3つ目に、人間らしい暮らしを保障するルールづくりに踏み出すという、この3つの決断を政府

に対し強く求めました。

市長は、この安倍政権の経済対策をどう考えますか。また、安倍首相も日本共産党の提案に、これに準ずる、企業に対する賃上げ、いわゆる賃上げを要請したと聞いております。宮嶋市長も市内の業者に賃金の引き上げを要請する意思はありますか。答弁を求めます。

2つ目に、高度経済成長期下に建設された公共施設の廃止と売却を含めた検討方法について伺います。

高度経済成長期のもとに建設された公共施設が一斉に更新時期を迎え、廃止、売却を含めた検討も急務だと市長は述べました。その取り組みについて、このことは、第5の「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」の中に、本市においても公共施設全般にわたって、経営的な観点から、保有と処分判断、さらには活用方法や維持管理の手法を精査し、コストと便益の最適化を図る管理システムであるファシリティマネジメントの導入が必要であり、より実効性を確保するために、全庁的な取り組みをして推進すると、こう述べてありますが、この具体的な説明を求めます。

大きな2番目として、自然と調和した快適なまちづくりについて伺いをいたします。

私は、宮嶋市長の非核脱原発平和都市宣言を高く評価いたします。その脱原発に伴う代替エネルギー対策として、住宅用太陽光発電システム設置事業の継続をすることは、非常に重要な政策だと考えます。さらに市長は、自然エネルギーを積極的に利用するまちを目指し立ち上げた太陽光発電事業研究会との産官連携のもと、太陽光発電事業者と用地提供者をマッチングするソーラー発電事業にも積極的に取り組むとしています。

太陽光発電事業研究会のこの進捗状況と、また一方では、霞ヶ浦地区において、不動産会社や電気関係業者、いわゆる会社が、ソーラー事業に参加すると言って、耕作放棄状態の土地を物色して、各戸を訪問しているようであります。この行政としても対応が私は求められていると思いますが、それについて伺いをいたします。

市長は、震災を踏まえた防災対策の充実について述べました。その一つに、先般改定した地域防災計画に沿い、市民一人一人が活用できる防災ハンドブックを作成し、全世帯に配布するとともに、災害に対する備えをしてまいりますと述べています。

東日本大震災から2年を迎えようとしております。今回の震災被害は未曾有であります。特に福島原発の水素爆発でまき散らされた放射能が、被害を一層深刻にしております。原発事故は、ひとたび放射性物質が大量に放出されると、その被害が空間的にも、時間的にも、社会的にも限定なしに広がり続け、人類は、それを防止する手段を持っていません。この異質な危険が、1年11カ月たった今でも猛威を振るっているわけであります。

しかも原発事故は、これが最悪ということさえも想定できません。今回の福島原発事故で大気中に放出された死の灰は、原子炉内総量の1割程度で、放射性ヨウ素やセシウムなどは1%から2%と言われていますが、これがもっと大量に放出される事故も起こり得るわけであります。そういう最悪の事故が起こった場合の被害については、想定すること自体が不可能であります。二度と原発の大事故を起こすことは絶対に許されません。

私たち日本共産党は、すべての原発から直ちに撤退する政治決断を行い、即原発ゼロを実現することが必要だとの立場であります。

茨城県には東海第二原発があります。あの3月11日の大地震により、原子炉が自動停止しまし

た。その後2日間、外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち1台は、津波の影響で動きませんでした。6.1メートルの防護壁に5.4メートルの津波が押し寄せたのであります。もし津波があと少し高かったら、電源をすべて失い、福島原発と同じような過酷事故になるところだったわけであります。

そこでお伺いいたします。

地域防災計画で原子力災害対策編を作成しておりますが、この中の避難計画について、避難先、輸送車両や避難道路の確保、また、生活弱者対策も含むこの具体化が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。加えて、避難経路も明確にする必要があると思えます。

しかし、脱原発の立場に立つ宮嶋市長としては、東海第二原発廃炉を前提にした防災計画にすることが必要ではないでしょうか。また、地方自治体の使命である市民の命と財産を守る観点から、財産を守ることも明記することが必要だと考えますが、いかがですか、お答えください。

安倍政権は、原子力規制委員会が7月に策定する原発の新安全基準をてこに、原発の再稼働を強行しようとしております。しかし、新安全基準骨子案の中身を見れば、世界最高水準の安全をうたいながら、原発の危険から国民の安全を守れないものであります。新安全基準（案）なるものは、新たな原発神話をつくることになると思えます。この原子力規制委員会の素案に対する市長の見解を求めます。

地域や主要な施設をつなぐ幹線道路について、土浦協同病院の移転に伴うアクセス道路については、関係市と協議しながら整備を進めてまいりますと述べております。

土浦協同病院の移転に伴うアクセス道路については、土浦市では具体化されております。当市の構想はあるのでしょうか。どのように整備するか、お伺いをいたします。

石岡地方斎場移転建設業務についてお伺いをいたします。

私は議員に当選して以来、石岡地方斎場組合議員として、現斎場地での建てかえを主張してきましたが、組合管理者及び議会はこれを拒否し、石岡市染谷中島山の5万8000平米もの広大な土地を買収して移転建設を強行しております。市長は副管理者の立場から、直ちに見直しの申し入れを行う一方、新たな提案、市単独の火葬炉建設もつくるといふ、これを打ち出しました。その提案によって事態が変わり、一昨年12月12日に建設縮小について合意がなされたわけでありませぬ。宮嶋市長の粘り強い交渉態度は評価されるべきところであります。

今回、市長は、平成26年4月にこの新斎場建設、供用開始に向けて、本体、火葬炉、外構工事など取り組んでまいりますと述べましたが、そこでお伺いをいたします。

1つに、石岡地方斎場移転建設事業について、設計上に重大なミスがあったと聞きました。私は、この設計業者へのペナルティー、罰則を科すべきではないかと思えますが、その詳細と市長の見解を伺います。

2つに、今回の工事ではほぼ完了となるわけでありますが、市長が主張し、合意としてきた建設負担金は担保されたのでしょうか。

3つ目に、利用料金及び運営費負担金などの財政シミュレーションはできたのでしょうか。私は組合議員だったときに、この財政シミュレーションがなければ、新設計画なるものは問題だと指摘してまいりました。今でもこの財政シミュレーションはできていないのではないのでしょうか。

4つ目に、組合を構成する3市は、新斎場建設について合併特例債を活用するとしていますが、当市の合併特例債のこの償還はいつから始まるのでしょうか。その借金返済で当市の負担はどれくらいになるのか、お伺いいたします。

大きな3つ目、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」について伺います。

市長は、福島原発の放射能汚染事故を原因とする健康不安を払拭するため、18歳以下の市民や妊婦を対象にした、放射線の内部被曝に対する検査の助成を実施しますと述べました。

きのうの一般質問でも触れましたが、北海道がんセンター院長である西尾正道氏は講演の中で、13年、ことしですが、1月30日には、西尾正道個人名で内閣総理大臣、厚生労働大臣ほかあてに要請書を提出し、それを受けて参議院議員会館でヒアリングを行い、その内容を説明し、これが全国的に動画でネット配信されたそうでもあります。その要請書の中では、まず1つに、内部被曝の推移を確認する最も有効な検査として、尿検査体制の確立があるそうでもあります。そして2番目に、診療録、いわゆる記録ですね、これは医療資料の50年の長期保存が必要だと。3つ目に、臓器への蓄積などの研究体制の確立などの要望のほか、避難基準の変更も要請していると語っておりました。

そこでお伺いをいたします。

健康影響検査費用の助成については評価いたしますが、今述べた尿検査などへの拡大と、継続する事業とする考えはありませんか、答弁を求めます。

市長は、子育てを地域社会全体で支援する観点から、この1月からの中学生までの医療費負担軽減を行っておりますが、所得制限の撤廃や外来自己負担に対する支援の廃止を進めたいと考えていると述べました。市長は、選挙公約として中学生以下医療費の無料化を掲げました。私は、この公約は自己負担なしを前提にしたものだとして解釈しておりました。議会での議論でも、この自己負担支給の廃止が問題になったわけでもあります。

そこでお伺いしますが、中学3年生までの医療費無料化について、市長は自己負担支給の廃止になぜこだわるのか、答弁を求めます。

市長は、高齢者の支援対策についても述べました。しかし一方で、敬老祝金の廃止は、思いやりのある高齢者支援と逆行しているのではないのでしょうか。廃止による削減額は幾らになるのでしょうか。その内容と市長の見解を求めます。

大きな4つ目として、「豊かな学びと創造のまちづくり」についてお伺いをいたします。

市長は、市民の皆様からの貴重なご意見を反映させたかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画を作成したとして、今度は計画に基づき小中学校の統合を実施、平成25年度は施設設備に係る設計に着手すると述べました。しかし、学校統廃合は、子どもの教育と地域社会の存続の双方にかかわります。それだけに、子どもを含む住民で統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠であります。

そこでお尋ねしますが、小中学校の統廃合計画・実施について、地域住民の合意は得られたと考えておりますか。霞ヶ浦地区と千代田地区で懇談会及び説明会参加者の人数は極めて少なく、地域住民の理解は不十分ではないかと考えます。廃校となる小中学校の住民の人口と、懇談会及び説明会参加者の人数の割合はどうなっているのでしょうか。そして、学級数と学校数の減によって多額の費用、いわゆる経費が浮くということを言っておりますが、その影響額についてお伺

いをいたします。

大きな5番目として、「活力ある産業を育てるまちづくり」についてお伺いします。

当市は広大で豊かな土地を持っており、農地が基幹産業であります。しかし、農業の経営は悪化の状況をたどっており、耕作放棄地も増大していると聞きます。施政方針では、具体的な農業の振興策が見えてきません。

一方、安倍首相は、環太平洋連携協定、いわゆるTPP、この交渉参加に踏み出そうとしていますが、当市の農業などに多大な影響を及ぼすと考えられます。このTPPについて市長の見解を伺います。

市長は、イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害対策についても述べました。イノシシ等の有害鳥獣対策について、近隣市との協働した行動を私は昨年提案いたしました。この協働した行動については考えていないのか、また、具体化はしているのか、お伺いをいたします。

最後に、この最後の項目についてであります、伺います。

市長は、さらなる行財政改革を推進し、職員定数の適正化を含め、歳出の削減に取り組むと述べました。

そこでお伺いしますが、職員定数の適正化等としておりますが、人件費及び職員数について、平成24年度決算見込みと平成25年度決算案の数値、加えて、平成25年度給与削減をしなかった場合の数値はどうなるのでしょうか。また、市長は職員の適正人数をどのようにとらえているのか、お伺いをいたします。

安倍政権は、地方交付税の削減で自治体に地方公務員の賃下げを迫っております。それを受けて、地方交付税において地方公務員給与の削減分を算定し、3億1000万円の減を見込んだと述べました。

そこでお伺いしますが、地方交付税における地方公務員給与の削減分等について、給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題だと指摘する地方6団体の共同声明を市長はどのように考えておりますか。

以上、施政方針の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番、安倍政権の「三本の矢」と称する経済対策についての見解を問うのご質問にお答えいたします。

日本の経済は、長らくデフレ経済が続いており、その脱却が日本全体の景気回復のポイントと考えております。これまでも歴代政権の中で、金融緩和や財政出動などの経済政策が行われてきたところではあります、この問題については、ソブリンリスクとのもろ刃の剣の面があります。今回は、これらの政策をかなり大胆に行うとしており、既に平成24年度の補正予算において史上最大規模の経済対策が実施されようとしているところであります。また今後は、日銀総裁の交代

により、さらなる金融緩和策の実施とともに、6月をめどに成長戦略を民間企業にも示すことで、新たな社会的価値を生み出すとのことでもありますので、これらの「三本の矢」と称される政策に期待したいところではありますが、その動向を慎重に注視してまいりたいと考えております。

また、市内の企業に賃上げをお願いする気持ちがあるかということではありますが、直接的に市内の企業に賃上げをお願いするということは、これは民間に異常に介入をすることになりますので、そういった直接的な介入行為は慎んでまいりたいと考えております。

1点目2番、高度経済成長下に建設された公共施設の廃止、売却を含めた検討方法を問うところのご質問にお答えいたします。

本市においては、建築後30年を経過する建物が多く見られ、その大規模改修に対する今後の費用負担を大いに危惧しているところがございます。このため、平成25年度は、公共施設のあり方全体を抜本的に検討することを目的として、専門的識見を有する財団法人地方自治研究機構との共同調査研究を行う予定であります。現在、その前段として、各部課に、管理施設の中から廃止や売却が可能な施設の洗い出し作業を進めているところがございます。

2点目1番、太陽光発電事業研究会の進捗状況と事業者の各戸訪問についてというご質問にお答えいたします。

1月16日に開催しました太陽光発電事業研究会会議において、ソーラー発電事業用地及び事業者の公募を決め、市広報紙及び市ホームページに公募記事を掲載し、2月1日から受け付けを開始いたしました。受け付け状況につきましては、3月5日現在、土地が7件、事業者が2社となっております。

市では、今後も募集を続けるとともに、事業者と土地所有者とのマッチングを進めてまいりますが、貸し付け条件等の協議や契約については、事業者と土地所有者の間で直接行っていただくという方針でございます。

また、発電事業者等が市内の土地所有者を戸別に訪問しているとの情報は、現段階では正式に太陽光発電事業研究会及び市には入ってはきておりませんが、そうした事業者の活動が活発化しているというような話は、一般的には私も聞いているところがございます。

2点目2番、地域防災計画における避難計画の具体化についてのご質問にお答えいたします。

今年度改定いたしました市地域防災計画につきましては、東日本大震災の経験を踏まえた県の地域防災計画改定内容等を参考に、風水害対策編、震災対策編を中心として行ってまいりました。

放射性物質及び原子力災害対策編につきましては、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の流出に対応するため、さまざまな対策を講じている現状をかんがみ、今回の改定にあわせて新設いたしました。事故のあった場合の避難方法、また避難経路等、県の改定作業が今年度も進められているということでもありますので、現時点では、市独自の対応が可能なものを盛り込んだ内容となっております。現在、県の原子力対策編の改定内容が意見公募手続中ですので、今後、県の改定結果や風水害対策編等の避難計画との整合性を踏まえて、適宜改定を進めてまいりたいと考えております。

また、原子力規制委員会の新安全基準骨子案に関する私の見解ということではありますが、地震、津波、航空機の突っ込み等は、一応織り込まれているようではありますが、ミサイル攻撃、原発はミサイル攻撃を受けますと核爆弾攻撃を受けたと同じ効果があるわけでありまして、そういった

ことに対する基準、また、何よりも人間が制御できないということが今回の原子力事故で明らかになったわけでありますから、そうした施設を安全に運転しようという考え方自体に私は違和感を持っておりまして、今後、規制委員会の方針に期待するところもありますが、委員長は元原子力村の出身者ということでありますし、なかなか難しいのではないかと考えております。

2点目3番、土浦協同病院移転に伴うアクセス道路の整備についてのご質問にお答えいたします。

平成24年12月14日の土浦市議会全員協議会において、田村沖宿線延伸道路計画が示されました。概要は、おおつ野団地入口からかすみがうら市境までの計画延長2,800メートルで、平成25年度から用地買収、物件補償、工事に着手するというものでございます。

本市では、その接続道路として、千代田南団地十字路口から池田ガソリンスタンドまでの330メートル、さらに、東京製綱丁字路から角来踏切までの420メートルについて、路線測量業務に着手し、その整備については、地域再生計画（道路整備交付金）の認定申請をしているところであります。また、2つの道路をつなぐ県道部の整備については、土浦土木事務所に要請をしております。

ちょっと訂正させていただきます。

用地買収、物件補償については26年度からで、25年度は調査設計に入るということであります。

2点目4番の（1）石岡地方斎場設計上重大なミスがあったという、設計業者へのペナルティーについてのご質問にお答えいたします。

[佐藤議員「中身、どういうミスなのか」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

石岡地方斎場組合に確認したところ、鉄筋工事の一部に、数量見積もりに誤りがあったということではありますが、重大なミスとは考えていないため、ペナルティーは科さないという回答を得ております。

2点目4番の（2）市長が主張してきた建設負担金は担保されたのかとの質問にお答えいたします。

平成23年12月12日に構成市3市首長の協議において、本市の建設負担金については4億円未満で合意しております。現在のところ、斎場建設費10億6233万7500円、火葬炉築炉工事費2億3730万円、機械設備工事費2億244万円で工事請負契約を締結しております。本市の建設負担金については、現在、4億円未満で斎場移転事業が完了となる予定であります。

2点目4番の（3）利用料金及び運営費負担金などの財政シミュレーションはできたのかというご質問にお答えいたします。

新斎場の利用料金及び運営費の負担金については、現段階では、斎場組合より具体的な見直し案の提示はありません。今後、組合、組合議会等において協議されていくものと考えております。

2点目4番の（4）合併特例債についてのご質問にお答えいたします。

石岡地方斎場移転建設事業については、平成20年度から開始され、予定どおり進めば平成25年度が最終年度とされています。

ご指摘の合併特例債ですが、既に平成21年度に5990万円、平成22年度に1810万円、平成23年度に1480万円を借り入れております。平成24年度分として5460万円を、本年5月ごろをめどに借り

入れ、平成25年度分として2億1720万円を来年の5月ごろに借り入れる予定であります。

償還については、現在据え置き期間中であることもあり、利払いのみであります。平成25年度から、平成21年度借り入れ分の元金返済が始まり、元利合わせて702万8818円の支払いが予定されますが、このうち当市負担は210万9000円と見込まれます。

合併特例債は、総額で3億6460万円借り入れることとなります。このうち7割に当たる2億7726万円が交付税措置される予定であり、当市の負担は8734万円となります。

さらに、起債対象外経費なども含めた事業費全体として見れば、3億9850万6178円となりまして、そのうち当市の負担は1億2124万6178円となる見込みです。

3点目1番、尿検査などの拡大と継続事業とする考えはないかのご質問にお答えいたします。

尿検査については、食品などから放射性物質を体内にどの程度取り込んでいるかを調べるものでありますが、市場に出回っている食品は検査がなされ、安全な食品であるため、尿検査などの拡大助成と継続事業は考えておりません。当面はホールボディカウンターと甲状腺検査への補助金で対応してまいりたいと考えております。

3点目2番、中学3年生までの医療費無料化について、自己負担支給の廃止になぜこだわるのかというご質問にお答えいたします。

乳児から小学校3年生までは、医療機関等での診察から処方せんによる薬の受領まですべて無料となり、多受診や乱受診等による医療費の増加が懸念されることなどから、土浦市等と歩調を合わせ、外来自己負担の助成は廃止すべきだと考えております。

3点目3番、敬老祝金の廃止は、思いやりのある高齢者支援に逆行していないかというご質問にお答えいたします。

敬老祝金につきましては廃止いたしますが、これにかわり敬老祝品の支給を予定し、予算措置をしているところでございます。このことは、高齢者の長寿を祝福するという従来の目的には変わるものではなくて、祝福の形を変えたものであると考えております。また、敬老祝金の対象でなかった101歳以上の方も、敬老祝品は支給対象といたしました。この点につきましては、敬老祝金より高齢者支援の拡充が図れるものであると考えております。

2点目の敬老祝金の廃止による削減額でございますが、従来の敬老祝金が578万9000円を見込んでおり、これに対し敬老祝品は総じて171万5000円でございますので、約400万円の減額となっております。

私といたしましては、敬老祝品は、より多くの高齢者の方々を祝福できることの新たな形であると考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

4点目、学校統合についてのご質問にお答えいたします。

本年度は、学区審議会の答申に基づき、基本方針となる実施計画の策定を進めてまいりました。その過程で、意見交換会及び地域説明会を開催するに当たり、学校、さらには保育所、幼稚園からの通知、区長回覧、広報紙、ホームページ、関係者へのダイレクトメールなどにより、広くご案内を申し上げてきたところであります。

意見交換会及び地域説明会の中では、実施計画案に基づく説明が、既定の方針のように受けとめられるという意見や、新校の位置、組み合わせに対する別案などの意見が出されましたが、小規模化への対応、施設の耐震化の促進など、よりよい教育環境づくりという趣旨はご理解いただ

いたものと考えております。

廃校となる学校の人口と出席者の割合については、霞ヶ浦地区が1.1%、千代田地区が1.5%、全体で1.5%です。極めて低率でありまして、今後とも広報に努めて、ご理解を深めてまいりたいと考えております。

学級数と学校数の減による影響額については、実施計画の組み合わせによる統合で試算すると、歳入の面では、普通交付税が年間約1億1800万円減少、歳出の面では、維持管理にかかる費用が年間約9300万円減少、また耐震及び大規模改造に要する費用が総額で15億円減少すると見込んでおります。

5点目1番、TPPについての市長の見解を問うのご質問にお答えいたします。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定の略称であります）については、産業製品やサービス産業から、政府調達、貿易円滑化などの幅広い分野を対象とし、関税は例外なくほぼ100%撤廃するのが原則とされております。アジア太平洋地域の新たな経済統合の枠組みとして発展する可能性も期待されており、あらゆる産業での国際取引による生産活動が国内経済の活性化につながるものと考えております。

また、TPPに参加しないと、日本だけがグローバル経済活動から取り残され、これからの国の発展に影響を与えることが懸念されます。

医療関係や農業関係団体などで、参加に反対する意見があります。例えば米、また水田はともに、我々日本人の心、生き方そのものでありまして、当然、それぞれの参加国においても守らなければならない分野もあろうとは思いますが、グローバルなビジネスチャンスととらえていただきまして、それぞれの経営体質の改革をしながら前向きに取り組んでいただきたいと考えております。

5点目2番、イノシシ等の有害鳥獣対策について、近隣市との協働した行動は考えていないかとの質問にお答えいたします。

現在、有害鳥獣対策として、土浦市とともに、土浦市・かすみがうら市農作物被害防止対策協議会を平成21年度に設置し、農作物等の被害対策を講じております。内容については、イノシシ、カルガモ、カラスなどの被害対策として、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、侵入防止さくを設置等を行いました。25年度以降についても、補助を検討し、対策を講じてまいりたいと考えております。また、イノシシ等の対策として、土浦市と時期を合わせた合同捕獲作戦なども実施しております。

今後も、近隣市や茨城県とも情報を共有し、対策を実施していく所存であります。

6点目1番、人件費及び職員数についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成24年度決算見込みと平成25年度予算案の数値でございますが、平成24年度決算見込みとして、全会計職員数が444人、人件費合計で35億9447万1000円を見込んでおります。

次に、平成25年度予算案といたしまして、職員数が435人、人件費合計で32億5862万5000円、平成24年度決算見込みと比較しますと、合計で3億3584万6000円の減となります。

さらに、平成25年度に給与削減をしなかった場合の数値としましては、人件費合計で34億8777万8000円、平成25年度予算案と比較しますと、合計で2億2915万3000円が削減額となっております。

次に、職員定数の適正人数をどのように考えているかでございます。これまでも事務事業の見直し等により職員数を削減してまいりましたが、今後も引き続き、事務事業の改善や取捨選択を行うとともに、退職者と新規採用者との均衡にも留意しながら、効率的な職員配置に努めてまいりたいと考えております。

[佐藤議員「具体的な数字をお願いします」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

数字は入っているでしょ。

じゃ、今後の職員定数の適正人数であります、ここ3カ年において急速に退職者等がふえた結果がございます。これが来年度からはある程度落ちつくのではないかと考えておまして、今年度中に新たな適正化計画の策定を私としては考えているところでございます。

6点目2番、地方公務員の給与削減について、地方6団体共同声明をどのように考えるかというご質問にお答えいたします。

現下のかすみがうら市においては、職員給与削減は必要であり、国に強制されてやることではありません。余計なお世話だと考えております。

私としては、6団体共同声明には違和感を覚えているところでございます。国は、ないそでは振れぬということでありましょうが、いずれにしても、改革というのは人に言われてやるものではないという基本的な私のスタンスに変わりはありません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どうもありがとうございました。

一つ一つ再質問をさせていただきますけれども、いわゆるアベノミクスですね、これが円安をさせて、物価を2%上げるといようなことをやって、大胆な金融緩和と政策だということで、4月28日に茨城新聞、これは、朝日、どこでもそうでしょうけれども、小麦や電気、ガス、円安、家計にマイナス効果ということが報道されておりますが、こういう事態については、市長はどういうふうにとらえておりますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

円安の問題ですが、今、日本は、輸出入に関してはほぼ均衡しているんですね。かつては輸出大国であったわけでありますが、今、中国などがそうでありますが、輸出入がほぼ、多少変動はありますが、均衡していると。だから円安というのは、今言った、いわゆる国内で使うものについては不利になりますし、輸出するものについては有利になると。だから輸出産業にとっては有利に働き、国内の円だけで生活している人にとっては不利になると、そういうことであるというふうに認識しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

経済論を評論家みたいに言うんじゃないで、今、市長はかすみがうら市の市長なわけですね。だから国民の、特に市民の生活感覚で、この問題についてはどういうふうにとらえていますかということなんです。例えば市内では輸出産業がどのぐらいあって、輸入がどうなのかということも含めて、家計に影響を及ぼすのが、この大胆な金融政策によって物価上昇になった場合に、深刻な事態になるんじゃないかというふうに思っているんですよ、私は。そういう認識を、評論家じゃなくて、リーダーとしてどうとらえているかということをお尋ねしたんです。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

こっちは為替を左右できる立場にもありませんし、いわゆる円安円高の中立的な観点から言えば、余り急激な変化は望ましくないと思っております。じゃ、市長としてはどうなんだと言われても、さっきお話ししましたように、この円安が、アメリカのシェールガスの輸出が進むことによってアメリカ経済が立ち上がってきつつあるわけでありますが、そのことが主たる原因であると私は思っております。そういうことで、アメリカ経済が立ち直ることによって日本経済が立ち直っていけばプラスになるし、そのことによって日本の企業が、ここで、かすみがうら市で言えば、例えば日立建機などが有利になりますね。その日立建機が有利になる、会社がもうかってくる、それが市民の給料にまで、従業員の給料にまで及んでくるのにはタイムラグがあるわけです。消費財については輸入材が結構多いわけですから、食料品とか、結構輸入材が多いわけです。あと特に典型的なのは、ガソリン、燃料関係が輸入材が多いので、家計支出は短期的にはふえると思います。ですから、経済が長期的に上向いていかないとまずいんじゃないかという、それは、市内の市民の立場に立ってみても、そういう感覚を持っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で、今、私たちの生活が苦しくなっている。特に市民の生活が苦しくなっていると、こういう円高によってですね。そのときに、今、市長がおっしゃいましたが、例えば輸出大

企業が利益を上げれば、その分のおこぼれがそのうち賃金に回るだろうと、これはトリクルダウンという、そういう発想なんです。たまればこぼれ落ちるよと。これはこぼれ落ちなかったわけです、ずっと。どんどん賃金は下がっているんですよ。ですから、そこにもメスを入れなければいけないと。

私たち共産党のほうは、内部留保を1%取り崩すだけで、今の大企業の中の7割から8割の労働者の賃金が月1万円上げることができるという話をして、実際にそのことを国会で追及しましたら、安倍さんが、企業、経団連に、ぜひ、賃金を上げてくれと言わなかったですね、報酬を上げてくれと言ったらしいですね、賃金じゃなくてね。報酬を上げるように要請をしたという事実があるんですよ。

ですから、賃金を上げようという、こういう機運をぜひ市長も取り組むということも必要なんじゃないかな。民間だから民間任せじゃなくて、そういう経営者団体、この土浦とかかすみがうらを含んだ経営者団体はありませんか。そういうところにお話をするということだけでも、少しインパクトがあると思うんですよ。マスコミで、宮嶋市長が経営者団体にそういう話をしたと、大きくマスコミに取り上げられると思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういう機会があれば、いわゆる一般論として、もうかったら、そのもうかったものを従業員にも還元してほしいというような要請をすることは、別に程度問題で、不適切とは思いませんが、ただ、全般的に統計等を見ますと、いわゆる労働分配率という数字がありますが、労働分配率は、ここは余り変わっていないんですね。70%ちょっとぐらいで、ずっと変わっておりません。かつて、1970年代は60%台だったんですが、2000年になってから大体70%の大台に乗るようになりまして、現在も、去年とおととしとかのデータでは、特に労働分配率が下がったというデータはありません。

ですから、結局は経済全体の底上げがされないとみんなには回らないと、そういうことですので、この国策がうまくいくことを願うのみであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここで論争してもしょうがないのでね。ただ、事実としては、労働分配率は下がっております。実際に内部留保はどんどんため込まれて、今260兆です。一方で労働者の賃金はどんどん下がっております。それはもう事実ですから、このことは認識してもらいたいと思います。

それと、いわゆる公共工事のばらまきの問題なんですけれども、たまたま下野新聞、これは栃木ですけれども、片山善博ですか、鳥取知事だった方がこんなことを言っていますね。かつて、バブル崩壊後、国を挙げて経済対策として公共事業にいそしんだと。その結果、多くの無駄が見つかり、クマシカ通らない道路などやゆされもしたと。その一方で生活道路の改良が進まず、子どもたちは日々危険と隣り合わせの通学を余儀なくされていると。一体これはどういうことかというふうに言っているんですね。

やはり公共事業では、例えば生活に密着する道路の改良とかそういうものについては、非常に時間がかかるんですね、用地の買収だとか何とかというの。ただ、もう突然、あ、金が来たから、さあ使えということになると、手っ取り早く、用地買収が簡単に済んで、形だけ進めようという工事が進んじゃうんですよ。だからそこに、本当の必要性から生まれてきたようなものじゃない、この無駄な道路や、ダム建設なんかは、八ッ場ダムなんかは今回また再開しようなんて言っておりますが、こういう無駄な工事がどんどん進められるということなんですよ。

そういう意味では、この公共工事のばらまきは、これまではどんどん無駄をつくって、借金を積み増しただけだという結果に終わって、一部の大企業、ゼネコンとか、また一部の土木建設業者の方は潤っても、全体には回らないという繰り返しだったんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ここは国会ではありませんので、日本全体のことをちょっと論じても余りしようがないと思うんですが、かすみがうら市にとってみれば、今回の大型補正によって今やろうとしていることは、先般の予算の説明の中でもお話をいたしましたけれども、補正ですか、予算の中でお話ししましたけれども、学校施設ですね、学校施設のいわゆる修繕というか、統合化に向けた整備ですね、学校施設の整備、さらに、神立駅の再編整備にいくお金、さらには、市内の橋梁の安心安全化の点検、トンネルはほとんどありませんので、橋梁の点検、そういったのが主になっておりまして、今後、その補正が、どういう形で国のほうが基準をつくってくるかがまだはっきり見えていないんですが、私が懸念しているのは、一度に公共工事が発注になったときに、とても消化できるレベルではないと、消化できなくなるのではないかと、建設業者がですね。消化できなくなるのではないかと考えております。それが、日本的な、全国的な規模で消化できないということになったときに、やはり今までの経済対策の二の舞になること、可能性としてはあると。いわゆる借金だけつくって終わっちゃったと、そういう形になるのを大変危惧しております。そうならないことを願って、発注等もいろいろ工夫をこらして、地元に来たものについては、かすみがうら市に来たものについては何とかこなしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ぜひ、やっぱりじっくりかまえて、何が何でもがつくというような形をしないで、本当に住民に役に立つ施策に使っていただきたいというふうに思います。

それとメガソーラーの件なんですけれども、私は霞ヶ浦の方から、かなり土地をそのメガソーラーの話で物色しているという、そういうふうに歩いている事業者がいるというんですよ。何人かから聞いたんです。ですからこれは、バブルとまでは言わなくとも、いわゆる土地バブルがありましたよね。これは今度は、耕作放棄地を探し出してそれに充てるというようなことになっちゃると、いろんなトラブルが予想されるので、一応、そういうものがあれば、きちっとした対応を市がやらなければいけないんじゃないかなというふうに思って、お話をしたんです。

そういうことを聞いていないということ自体、役所に電話したんだけどもというふうに言っていた方なんですけれども、そういうことを聞いていないということ自体が、どうも私としては情報の共有がされていないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる環境保全課、もしくは太陽光発電事業研究会のメンバーの方に、そういう発電事業者が土地の借りる、あるいは買い上げを物色しているという話を、環境保全課に上がってきているという話は聞いておりません。

ただ、実際、今、佐藤議員がおっしゃったように、私も、個人の方ですね、農家の方からは、実際に電話等で相当の勧誘があると、それも複数業者の勧誘があると。お年寄りの方のうちなんかにも何回か電話があると聞いたんですが、たまたまそのうちだけがそういうターゲットになったということは考えられないので、結局、どのうちにもそういう問い合わせはあるのかなと思います。

それが全部悪いこととは私は思いませんけれども、これは太陽光発電の事業そのものが、今、大いなるビジネスチャンスであるし、新産業として経済活性化につながる可能性があるわけでありますから、これは積極的に推進すべきものであります。こういった機に乗じて、それをいわゆる詐欺行為に使うということは、もしそういう兆しが見えたら、それは行政としてもしっかりその対応を考えなくてはならないと思います。注意を喚起するとか、そういった必要があるのではないかと。まだ今のところ、それほどまでのトラブルになっているということは聞いておりません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

トラブルになる前に、そういう情報をきちっと共有して、それなりの注意なりを喚起することが必要だということなんです。今、そのメガソーラーを進めているそういう事業者の方は、正式というか、正面からきちっとやっているんだろと思いますが、それに乗じてやるという、それが本当の契約の事態になったときに、損失をこうむるような形になっては大変だと。それと同時に、耕作放棄地をどんどん拡大するというような形になっちゃうと問題ですよということなので、ぜひそういう情報を共有して、できればそういう発覚というかトラブルの前に、わかりましたら注意を喚起するようなことをぜひ広報なりにやっていただきたいというふうに思います。

それと、防災の問題なんですけれども、防災訓練、原子力災害対策編のことで、ちょっと市長は、やはりこの原発そのものが、人類が制御できないものであって、このことを考えること自体が困難だというふうにおっしゃったのは、当然じゃないかなというふうに思います。

ただ、これ、私も放射性物質及び原子力災害対策というのをずっと見たんですけれども、具体性がないんだよね。特に避難なんかは、もう実際にこの前の震災だって、大きなトラブルがあって、対応ができなかったわけですよ。今度は、放射性物質、これが東海第二原発から出たという、今だって冷温状態で2,000本の燃料棒があるわけでしょう。稼働しなくたって、今現在もそ

ういうことがあるわけですよ。いつ何どきどういうことになるか、地震があったらですね。そういうことを考えると、訓練もできないような中身ではしようがないし、また、今の放射性物質に対する除去に対しても、まだ全市としての取り組みが十分に行われていないんですね。ここにはいろんな教育とか職員の体制だとか書いてありますが、結果的には、専門家の助言、それから県及び関係機関と連携を図るとのことぐらいしか書いていないんですよ。

ですから、具体性のあるものはなかなか難しいということ、逆に、この策定はあくまでも絵にかいたもちだと、具体性を図れないというぐらいに書いてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

東海の原発が万が一事故を起こして、その避難する、あるいはヨウ素剤を配布すると、そういう事態になったときにどういうふうにしていくかということについて、例えば全市避難をするというような想定は、実際、本当に書かれておりません。でも、可能性としては十分あるわけでありまして、そういったところは、今、県のほうで、県全体で、万が一のときの避難をどうするかということについて、300万県民がいるわけですから、東海から近いところだって100万を超しているわけですから、この人たちをどういうふう避難誘導してほかへ持っていくかということについては、県と一緒に考えていくしかないのかなと思います。かすみがうら市だけで独自にバスをどういうふう手配して、どこへ逃げるなんていうことをちょっと具体的に書くのは、まだそこまでの段階にはいっていないと、こういうふう考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今から茨城県が公募をすると、パブリックコメントをやるというふうに言っておりますが、実際には、30キロ圏内で100万人の住民の避難、移動なんていうのはできませんよね。バスだっただのぐらいあるかね。それから、放射性物質が近づいてきたならば、そのときには逃げられない弱者がいますよね。そのときには、放射性物質を閉じ込められる、遮へいできるようなコンクリートの建屋なんかはすぐつくれないですよ。まさか木下藤吉郎じゃないわけですから。

そういうことから言えば、やはりきちっとした意見も、各市町村の首長がこの問題についてははっきりと意見を言うべきんじゃないかなというふうに思います。私もある程度これチェックをしましたので、意見については、今度、パブリックコメントのほうに出すと同時に、市長のほうにも提出させていただきたいというふうに思います。

それから、田村沖宿ルートが2,800メートルですか、これ、新設道路計画箇所図というものをいただいたんですけども、一般部として14キロ、歩道が2.5メートル、両方ですね、幅員9メートルという、こういうかなり立派な道路がずっと計画されておりますが、それと連動して、池田石油と言いましたっけ、池田石油から東京製綱のほうにアクセスするような道路約420メートルをつくりますよということですが、今の現道を改良するということでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

土浦側から来る道路がかすみがうら市に入ってきたときに、まず、新生集落の一部ですが、その部分については、用地がかすみがうら市も、その計画幅員の中に一部入ります。そこは共同施行というんじゃなくて、土浦市に施行をお願いすると。こっちではお金を出して、土浦市に施行をお願いするという形になると思います。さらに今度は、完全にかすみがうら地内に入ってから、大体信号のあたりですが、新生集落の南団地と新生集落の信号のあたりから、今度、池田石油に向かっては、現道の歩道をそのまま使って、路盤が弱いので路盤の補強をします、池田石油までは。今度、池田石油から東京製綱の信号、さらに角来の踏切までの間は、タキロンの前ですね、東京製綱の信号までは県道路線になりますので、土浦土木のほうにお願いをします。整備を土浦土木のほうにお願いして、今、相当部分はもう用地が確保されています。一部買収がありますが、そこの買収を進めるとともに信号まで行くと。信号からさらに角来の踏切までは市道路線になりますので、これを拡幅整備すると。一応こういう段取りで今います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、土浦だけじゃなくて、土浦土木事務所、いわゆる県との協議も含めて計画を順次進めて、神立駅にアクセスしなきゃ話にならないでしょうから、そこら辺も順次整備していくということになるのかなというふうに思いますが、南団地と土浦の境が、本当に道路を隔てて、神立駅を前にして、左側が土浦で右側がかすみがうらというような関係がありますよね。あそこもまだ歩道が十分でないというところもありますので、そうすると、今のでも用地買収なんかも、そっちは土浦のほうですからなかなか難しいかなというふうに思いますので、その点についてはぜひあわせてお願いしたいと思いますが、ちなみに、協同病院の完成時期というのはいつごろの予定か聞いていますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今発注になりましたから、27年3月に工事が完成する予定だそうです。7月ごろをめどに移転を完了するというふうに聞いております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと石岡斎場の件なんですけど、今、市長が話したように、4億を切る、いわゆる3億9900万ですね、その負担は担保されたというふうにおっしゃったと思うんです。その前に、私、この前の2月13日に開かれた斎場議会に参加したんです。宮嶋市長はそのときは欠席だったんですね。高野 要という議員さんが、かなり厳しく追及をしていたんですよ。その追及の中身で、設計に誤りがあったというふうに言ったんですね。その設計の誤りはなぜわかったかということ、不調だったと、建築工事で。不調だったら、逆になぜ不調だったのかということ、原因を追及させたと、

調べさせたと、久保田管理者がですね。そうしましたら、その鉄筋不足がはっきりしたと。それともう一つあったんですけれども、もう一つは、型枠の実勢価格、これも低かったと。それを見直して、1360万円の増額を行ったというんですね。

でも、鉄筋の不足の数量は幾らだったと思いますか。市長はご存じだと思うんですが、今言ってもすぐ答えられませんから、18トンと言っていますよ、18トン。姉齒じゃないですけれども、ここの設計業者はどこだったと思いますか、この設計業者。設計業者ぐらいわかりますよね。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

設計業者は、ちょっとだれだか、ど忘れしています。だれだったですかね。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

設計業者は、ずっと同じ業者なんじゃないかなと思うんです。岡設計じゃないですか。当初、私が議員になる前に、木村という、業際研でつかまった市長の当時が、38億で設計した業者なんですよ。そのまま随契、随契で来て、今回も来ているんですね。その中で、姉齒事件はもう既に起こっているんですよ。鉄筋の不足だなんていうのは、これは考えられないでしょう。

それで、鉄筋不足だからって、議場に大したことないと、だからペナルティーを科さなかった。これおかしいと思いませんか。それと、鉄筋不足と型枠の両方を入れて1360万強なんですよ。でも、本体工事、今回10億7000万ぐらいで落札をしましたよね。95%、予定価格ぴったしかんかんでね。平成建設と常総JVがですね。平成建設がとるというのは、前からうわさはされていました。私も知っていましたので、その情報があれば、平成建設だろうと言いたかったんですけれども、もう既に終わっちゃったのでこれを言えなかったんですけれども、これはどうですか。こういうふうな事態というのはおかしいと思いませんか。ですから、かなり高野 要議員さんが追及したんですよ。

市長、どうですか、この設計業者。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も、その問題がないわけではないんですが、当時、1回目の入札が終わったときに事務局が来まして、不調になったと。比較的早い時期にその鉄筋不足が判明したみたいですよ。18トンという数字は、私も今聞いてはっきりわかったんですが、これは高野議員の質問に事務局が答えたので、18トンという数字が出てきたと思うんですが、当時は9億何がしの設計価格で入札に付したと思うんです。9億余の工事の中で、鉄筋が1300万円ぐらいだという話がありました。その程度であれば、今さら設計業者をかえて一からやるまでもないのかなというふうに、私は比較的短絡的に考えまして、今後設計変更を行っていくという話をそのままのみに聞いておりました。

ですから、いわゆるペナルティーとして業者をとりかえるというところまでは思いが至らなかったのは、迂闊といえば迂闊ですが、しかし、相当工事もおくれていますから、やむを得なかつ

たのかなという思いもあります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

不調になって、10億近いところで1300万ですよ。予定価格が出ていて、設計が出て、あとはくじ引きでしょうよ、予定価格は、石岡も。98になるか、97になるかわからないでしょう。でも95なんですけれどもね。

そういうことから言ったら、1%ぐらいじゃないですか。そうすると、いわゆる入札する業者が、鉄筋不足で八十何トンもあるって、1300万も違うよということなんか、大体、実際にこの工事ができるかという点では、1%、2%というのはほんの誤差範囲ですよ。それから言ったらおかしいというふうに思うのが当然だと思うんです。これも高野 要さんが話していたんですけれども。

いずれにしても、設計業者をかえろと言っているんじゃないんですよ。今、おくれるということですから。ただ、こういう大きなミスじゃないかと、これに対してペナルティーもないで、そのまま預けたままでいいのかということをお前は質問しているんですよ。そういう点は、市長は何も言わなかったわけですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その点については私も、まあいいだろうと、その設計変更、積算し直してくれればいいだろうというふうに、その時点では比較的簡単に考えてしまいました。しかし、むしろそのことよりは、当時強く思ったのは、今、佐藤議員が指摘しているように、当時9億余ですから、外構工事は入っていませんから、9億余のいわゆる設計予算の中で、ほぼ1%の差で不落になったというのはちょっと、私の感覚では考えられなかったわけです。というのは、同じ時期に私のほうでは、かすみがうら市単独で実際に4億何がしかの体育館の工事が、実に設計価格からでは6000万ぐらい安く受注している業者がいるわけでありまして。そういった常識というか、同じ建築工事でありながら、片方は4億のせた中で6000万、片方は9億のせた中でわずか1000万で、まあわずかとは言えませんが、1000万で不落になるというのは、すごい疑念を持ったものであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

高野 要さんも、やはりこれは仕組まれたんじゃないかなというふうなことを言っていました。実際に工期が、工期というか、おくれたでしょう。でも、設計見直しのときに、4カ月もかかるわけではないですよ。おくれたのは、理由も1つあるんだと。それは今言ったように外構工事だったり、それからほかのいわゆる分離発注する電気やいろんな設備についても、それをまとめて一括発注するという、こういうたぐらみがあったんじゃないか。だから1月末の入札になって、来年の3月までに工期を短くして、一括発注という理由にしたんじゃないかということまで言っていたわけでありまして。

そういう意味では、今回は、聞きましたら指名競争入札だというんだよね。指名競争入札については、これは宮嶋さんは否定していたというふうにはちょっと聞いていますが、このことについてはどういうふうな経過がありますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

1回目の入札が不調になって、そういう鉄筋の見積もり違いなどがあって、さらに今度、12月になってからだったと思うんですが、管理者会議がありまして、その中では、私は、前の同一業者だけで、前、いわゆる指名でしょうね、指名で参加した入札業者だけでまた入札をするというものでありますから、JVでやるということでもありますから、それは落札する可能性は薄いんじゃないですかということを行いました。いわゆる石岡斎場に入札参加願を持ってきている全業者を対象に一般競争に付したらどうだということ強く主張しました。

しかし、ほかの3人の管理者及び副管理者、全部で4人いるわけですが、私を入れて。ほかの3人の方は、前の不調になった入札のときと同じ業者を指名するという事なので、結局そっちに押し切られたわけでありまして、それで落札できるのかという心配はずっと持ち続けておりましたけれども、最終的に同じ業者でやって落札できたということなので、ほっと胸をなでおろしたところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

傍聴の最後に、廊下で久保田管理者が、この工事は赤字だよなんて言うておりましたが、真意はどうか分かりませんが、そんな発言をしておりました。

次に、放射性物質、いわゆる健康調査の件で、十分に新基準で安全なものが出回っているからいいだろうということなんですけれども、私がきのう強調したように、内部被曝というのは、このベクレルの問題はダブルでできますよと、ですからそういう心配をすることは必要だというふうに私は思っているんです。ですから、継続してやるべきだと。特に子ども、妊婦、これは必要なことだと。本来ならば国がやらなきゃいけないですね。そして、県もそれに準じなきゃいけない。市もやる。全子どもさんを対象にしていく、これが大事だというふうに思います。

そういう意味では、国とか県、こういう動きも見定めながら、できればこれは最終的には東電に請求するという立場で検討していただけないでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

尿検査への拡大助成というのは、今のところは考えてはおりませんが、今後、国の方向であるとか、あるいはこのことについての医学者のお話などに注視しながら、対応を最終的には決めていきたいと、こういうふうに考えます。今の段階では、とりあえず、ホールボディカウンターと甲状腺検査への、任意受診であります。補助金の支給ということで対応してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

学校の統廃合の問題なんですけれども、私は、住民のコンセンサスを得られたかというふうに言ったんですよ。いろいろ説明してきた、説明してきたというんじゃないで。だって、その廃校の対象となる住民のところで、参加者1.5%でしょう。広報をよく見たり、ホームページを見たりすることはないですよ。後で、この前のさくら保育所の事態じゃないですけども、大きな問題になってきたらまずいんじゃないかと。私は、住民合意が必要だというふうに思っているんですよ。

特にこの学校統廃合というのは、地域が非常に大きな役割を果たしているんですね。国際的にも、この少人数学級というか、世界保健機関ですね、これが、教育機関は小さくはならないと、生徒が100名を上回らないことの規模が望ましいというふうに言っているわけなんです。例えば上佐谷小学校なんかは、運動会やお祭り、文化祭なんか含めて、一生懸命になって地域の方が参加して盛り立てているという事実もあるわけなんです。そういうことから考えたら、もっともっと周知をする、そういう期間を設けることが必要んじゃないかなと思うんです。

何よりも、私は、この学校規模の基準というのはいつつくられたかご存じでしょうか、この基準。教育長になっちゃうのかな。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっとそのことについては認識がありませんので、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は国が定めたんですね。1956年なんです。小中学校の適正規模を12から18学級としというふうにしたんです。それをまた小泉構造改革路線の中で、合併の問題が出てきたでしょう。その中でまた同じようにこの基準が出されてきて、今度は県がこの基準を決めたんです。国が決めて、これも1956年に、今度は県が同じように決めていく。

何が問題かという、これは、教育予算の抑制にあるんですね。特に茨城県なんかは無駄遣いをやって、住宅供給公社、物すごい負債を抱えて、毎年毎年50億ずつ投じているわけでしょう、予算を。今回、学校教育課から、今回学級数が減って適正規模化になりますが、いわゆる適正規模というのはあくまでも括弧つきですよ。教員数が、今の25年度で272人が、統合になったら191人、何と79人の先生がいなくなっちゃうんです。人件費から言うと、25年が25億1900万、これが統合試算では18億ということで、7億1600万、これが、教職員がいなくなることによって減らされるわけなんです。リストラなんですね。子どもたちに切磋琢磨と言いますが、ちいちゃいときにそんな切磋琢磨は要らないですよ。ゆっくりと本当にきめ細かに教育をしていく。ですから、少人数のほうが、子どもたちは伸び伸びと育つことができるんですね。

そういうことも含めて、今回の学校統合については説明をする。余り性急なやり方はとらない

ほうがいいじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この説明会への出席率を見ますと、確かに全体で1.2%、地域の人たちのその学区内の人口との比率であります。1.2%の人しか集まっていないというのは、ちょっと比率が低いという感じはぬぐえませんが、ただ、いろいろ広報等で趣旨については説明をしておりますので、ある程度その理解は広がっているのかなという感じはいたしますが、なお、まだ時間もありますから、今後ともその広報に努め、いろいろ異論等もある場合は、そういったものも吸い上げながら進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、もうちょっと議論が必要だというふうに私は思います。

それから、TPPのほうについては、参加オーケーだというふうに述べたと思います。ただ、これは農業だけじゃないんですね。いろんな分野に影響する。国民皆保険の問題、ISD条項という、こういう裁判ざたにまでなるような問題、たくさんございます。それから言うと、市長の認識は、いいだろうと言っていますが、じゃ、日本の農業をどう守るのか、特にこのかすみがうらの農業をどう守るかという視点がないんですよ。だって、農水省の試算でも、39%の自給率が13%に下がると言っているんでしょう。じゃ、かすみがうらはどうなんですか。そういうことも考えて発言しているんですか。答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

このTPPの市場開放と、農業に関して言えば、市場開放とこの米、水田、あるいは農地、あるいは農村の原風景を守っていくということをやはり私は別次元で考えるべきではないという基本的なスタンスを持っております。TPPは、これはこれで進めると。しかし、価格原則の中で、TPPのほうは価格原則で進みますから、それだけで、農地、農業を守る手段がないかといえば、そういうことではないと思います。これは、農地、農業を守るためにはいろんな手だてがありますから、いわゆる経済問題とは別に考えていくべきものだと。そういう発想の転換をやらないと、日本のこの農地、あるいはその農地の水、土、こういったものは、世界にないすばらしさを持っているわけです。これを今のような単に荒廃地でどんどん不耕作地化していくことを放置していくということに対しては、私は断じてまずいというふうに思っております。もっと有効利用を図るべきだし、それは価格以外の、市場原理以外の方策を農業に関してはやっていくべきだと、そういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

言葉だけなんです。かすみがうらの農業をどうするかという、そういう意味では、リーダーシップというか、リーダーとしての取り組みの方向性とか、そういう対策がないということを使うんですよ、私は。何か人ごとみたいじゃないですか。もっと真剣になって考えろと、農業従事者は。そんな投げやりな発言でいいんですか。今、大変な状態になっているんです。これを再生するには、具体的にこういうふうな手だてをする。例えば価格補償をするとか、そういう具体的な中身が必要なんです。日本の農業が荒廃する、自給率が下がったら、もう外国からいつ食料が買えるかわからない時代になっているんです。それを真剣になって考えないといけないというふうに私は思うんです。

グローバルと言いますが、実際にはアジアでは、中国、インド、インドネシア、韓国も参加しないとやっているんですね。取り込むなんて言ったって、実際にはアメリカから取り込まれるんですよ、日本が。これがTPPの本質ですよ。ここを認識してもらいたいと思います。

それと、私は、人件費の問題について話したんですけども、地方6団体の意見についてはどうなんだ。つまり、地方交付税を削減するから問題なんです。押しつけること自体が問題だと。自分たちは努力をしていますよと、ずっと人件費削減に。何で国に言われなきゃいけないんだと。それも強制的に財源で締めつけるのはおかしいというふうに言ったんです。それについてどうですか。そのことについて答弁してください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは国の都合でありますから、私は、かすみがうら市で進めている行財政改革、あるいは職員給与の削減というのは、別に国に言われてやっているわけではありませんし、今の国の状況から、とてもこういった高い公務員給与を放置しておくことは日本全体にとってもよろしくないと、かすみがうら市にとってもよろしくないと。よそのことはともかくも、かすみがうら市にとってよくないので、私は、削減すべきだということは、国に言われる前からやっているわけです。議会に通らないから、実際できないわけではありますが。

国に言われるということは、さっきもお話ししましたが、余計なお世話ですが、しかし、国の立場に立ってみれば、これは、当然、金がないんだから出せないと、ないそでは振れないと、こういうことでありまして、国が勝手にやってくることにに対して私がどうこう言うことはない、というふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

何か無責任なんだよな、発言が。自主性があるんだから、逆に、何言っているんだと、国は。私はこういうふうに来てきているよというふうに言えばいいじゃないですか。だから6団体もそういう声明を出しているわけですよ。宮嶋市長個人できちっと安倍首相に物申してもいいじゃないですか。今度は言ってきますよというふうに言うぐらいの勢いを出してくださいよ。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、この問題に対しては、国の事情もある程度理解をしておりますから、このことについて、出してくださいとか、そういうことを言うつもりはありません。これは、国がどうであろうとも、かすみがうら市としてやるべきことをやると、そういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか動こうとしないというか、発想の違いというか、公務員の賃上げは当然だという立場ばかり言っているから、私は批判しているんですよ。自分たちは努力しているよということを強調すべきで、それを一方的に国が交付税で削減するのはだめだよということぐらい言えればいいんじゃないかと言っているんですよ。

実際に、今回の試算、述べましたよね。そうしたら人員が、私、資料をもうつくったんですけども、平成18年は職員数が531人いたんですね。24年の決算見込みで444人と言っていましたか。そうすると87人も減っているんですよ。16%ですよ。25年の当初の人員は435人、ちょっと数が合わないなど思っているんですけども、何か20人以上やめるとかと聞いているので、職員採用があったのかな、そういうことなんでしょうけれども、そうするとこれは、96人、100人近く、平成18年から比べると100人近く職員が減っているんですよ。金額を見たら、18年は40億だったんですね、人件費。そうしたら、平成24年は36億、4億円減っているんですよ。もう1割減っちゃったんですよ。市長は1割減らすと言ったでしょう、公約で。それに近い数字がもう実際にできているんですよ。

私は、賃金を下げるというのには公約していないよと言っているんです。人件費を1割下げると言ったことは公約したかもしれないけれどもというふうに何回も言っているんですけども、こういう現状があるということについてはどうですか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる公務員給与については、もとへ戻りますが、6団体が言っていることは……

[佐藤議員「その話をしているんじゃないですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、そのことについてちょっと言わせてもらいます。

私は、自分でやるべきことはやっています。国は関係ないんですよ。国は国の都合でやっているんですから。それについて何だかんだ言うということは、私は負け犬の遠吠えだと思うんです、6団体は。そうとしか聞こえないです。

そのことを言って、さらに、十分この削減ができていないかという話ではありますが、もう十分どころじゃなくて、ほかのところを削減し、さらに臨時財政対策債も借りていかなくちやならないという状況でありますから、まだまだ足りない。しかし、何とか今年度の予算を通してもらえれば、私がお話しした所期の目的はこれで一応達成できるかなと、こういうふうな思

いを持っておりますので、25年度予算についてはご承認いただくようお願いを申し上げて、答弁にかえます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

残り1分です。

○8番（佐藤文雄君）

25年度の削減した場合の金額が32億6000万ですか。削減しなくとも34億8000万というふうな数字なんですね。そういう点から言うと、ぎりぎりこういう問題で押しつけるというやり方についてはいかがかなというふうに私は考えて、質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時44分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

頭を使ったほうがいいと言うから、幾らか頭を使ってみようかなと思うんだけど、もともと悪いので、でも目的は持っておりますので、そういうことを加味した上で質問したいと思います。

地方自治の運営というのは、総合計画から3カ年の実施計画、そういうことを踏まえた中での新年度の予算に対する施政方針というふうに私は理解をしているわけでございます。

そういう中から、まず1つに、大震災の復旧の関係で、市民の安全安心の確保に努めるというようなことで、防災対策の充実についてお伺いしたいと思うんですが、先月、防災訓練が行われたわけでございますが、その効果と問題点について、まず1点目、お伺いしたいと思います。

次に、5ページのほうに市民学芸員というような、こう文字が入っているわけでございますが、この市民学芸員というのは、資格のある学芸員なのか、全く資格がなくていいものなのか、この点について詳細にお伺いしたいと思います。

次に、人・農地プランの策定についてと、24年に引き続き進めてまいりますと。また、新規事業として取り組む、農業経営を開始する新規就農者の支援である青年就農給付金事業も、このプランに伴い推進しますと、これも具体的にお伺いしたいと思います。

次に、農地・水・環境保全事業というようなことで、平成25年度は7つの地域で同事業に取り組むというようなことについても、詳細にお伺いしたいと思います。

4番は、6ページの真ん中ごろ。人・農地策定について。農地・水・環境保全事業、25年は7つの地域で同事業に取り組みますと。

次に、7ページ、各種団体の補助金については、公募型補助金を導入することで適正化を進める一方で、市民の創意工夫による団体活動の活性化を促したいと考えております。これは、どのように補助金について取り組むか、お伺いしたいと思います。

次に、地方交付税において、地方公務員給与の削減分を算定したというようなことなんですが、それは3億1000万円の減を見込んでいるというような内容の中で、じゃ、地方公務員の給与のその削減分がどのくらいこれは入っているものか、お伺いしたいと思います。

とりあえず1回目の質問とします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 3時14分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員の質問の1番であります。防災訓練の効果、課題等についてということであります。

防災訓練は、下稲吉中学校をメインの会場として、試行的な部分も含め、市民の皆様の避難訓練を主体として実施したところです。下稲吉中学校の避難所、最初に効果であります。513名、下稲吉中学校以外の避難所への避難者89名、一時集合場所への避難者510名、職員参集訓練への参加者142名、合計1,254名で実施をしたところでございます。

今回の訓練は、かすみがうら市地域防災計画にも定められている形態で、市民の皆様が災害時に役立てることのできる体験型の避難訓練として、本市では初めての試みでありました。ふだんから、災害発生の際にどのような行動をとればよいのか、ご近所同士で何をしなければならないかなどを意識していただくということを目的にやったわけでありました。

また、その参加者が、これだけの人数の方が参加をいただいたということで、大きな効果があったと思われま。特に下稲吉地区については、いわゆる人口密集地でありまして、今回メイン会場となった中学校の付近の方々がそういった意識を持っていただいたということは、大いに効果があったと思っております。

また、今後の課題については、今、改善策等もいろいろ話が出ておりますので、そういったところにアンケートなどを使って今集計中でございます。より実効性のある訓練を提供していきたいと、こういうふうに考えております。

2番の市民学芸員についてでございますが、市民学芸員制度につきましては、平成21年度から市民学芸員養成講座を5回ほど開催して、市の魅力ある資源である考古、歴史、民俗、自然、観光の5分野について、それぞれの専門の講師から学んでいただいた上で、毎年、市民学芸員として登録をさせていただいております。ですから、特別な資格は要らないわけでありまして、こう

いったお勉強をしていただいて登録に持っていくと、そういうことでございます。

3番の青年就農給付金ですか、このことにつきまして答弁を申し上げます。

青年就農給付金につきましては、就農前の研修期間中の所得を確保する給付金、準備型と、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金、経営開始型があります。青年就農給付金経営開始型につきましては、新規就農、独立や自営就農に限っておりますが、新規就農された方が、市町村が作成する人・農地プランに位置づけられ、かつ、国が定める給付要件を満たせば、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円が支給されるという制度でございます。

順序が逆になりましたね。青年就農給付金は4番でしたね。4番が先になってしまいました。

3番に戻ります。3番の人・農地プランについてであります。3番の人・農地プランは、平成24年度より国の施策として戸別所得補償経営安定推進事業が制定されたことから、事業の内容として、人・農地プラン、地域農業マスタープランと申しますが、これを策定することになりました。市町村は、集落地域が抱える人と農地の問題解決のために、集落、地域の話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体はどこか、どうやって農地を集めるか、それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうするか等を定めた人・農地プラン、地域農業マスタープランとも申しますが、作成することになりまして、この作成は平成24年度から25年度までの間で行うことになっております。

当市においては、作成の方向として、まず、認定農業者及び新規就農者を対象に、地域の中心と位置づけて、旧村地区の9地区に分け、プランの原案を作成することといたしました。現時点では、七会、志土庫、牛渡の3地区のプランが完成しております。年度内に美並、下大津の2地区の完成を目指しているところであります。今後の方向性としては、平成25年度において、残りの新治、志筑、安飾、佐賀の4地区を完成させ、市全体の地区の完成を目指すというものであります。

5番の農地・水・環境保全についてであります。農地・水・環境保全につきましては、農地、水路等の資源の基礎的な保全管理活動と、生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動に対して、対象となる農地面積に応じて支援するものでございます。

農地、水路等の基礎的な保全管理と農村環境の保全活動、共同活動交付金になりますが、農地周りの水路、農道等の長寿命化と水質・土壌の高度な保全活動、向上活動支援交付金がございます。交付金単価は10アール当たり4,400円でありまして、交付金の配分は、国が50%、2,200円、県が25%、1,100円、市が25%、1,100円という案分になっております。

6番の公募型補助金の詳細についてであります。まず、補助金総額のこのいわゆる制度の導入に当たっての基本的な考え方ですが、まず財政の視点から、補助金総額の削減を図り、厳しい財政状況の中で、限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る必要があるわけでありまして、

そして、内容及び手続の視点から申しますと、内容や補助金交付手続を見直すことにより、補助金交付事業の適正化や補助金の有効活用を図る必要があります。

また、交付基準という視点から申しますと、補助金交付に当たって、補助対象や補助対象経費、補助率、補助上限額を明記した上で、特に補助対象外経費を明記するなど、公平性、公正性を担保できるようにする必要があります。

事業費補助型への移行であります。補助金は本来、事業を対象に交付されるべきであり、事

業に対する計画が立てられ、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断された場合にあつて、初めて交付されるべきであります。

そしてあわせて、運営費補助の廃止をしております。団体の運営という補助については、団体の自立性を弱め、補助金への依存度をより一層強めるという傾向がうかがえます。それゆえ、極めて政策性の強い場合を除き、団体の自立を促進していくため、原則、運営費補助は廃止していく方向でございます。

7番の公務員給与についてであります。公務員給与の内訳といたしましては、全体でまず3億1000万減であります。内訳といたしましては、普通交付税が2億6000万の減、特別交付税が5000万の減、普通交付税のうち地方公務員給与削減の影響額は、県の試算によりますと1億1100万円でございます。平成24年度の過大見積もり分として3312万6000円、留保分として1億円が減になっております。また、特別交付税5000万円の減のうち、留保分として5000万円がございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この防災対策費の関係なんですが、防災訓練をしまして、市では、食料、水その他についての備蓄品があるわけですね。そういう中で、この前の防災訓練でもって水を大分配ったと、それは大変いいことなんですが、その後、補給されていないような話をちょっと聞いたんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時35分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

備蓄品についてですが、ことしの3月17日に期限の切れる水、貯蔵品であります。2リッターの水で、ペットボトルで600本を今回の訓練で配りました。その補充についてであります。来年度当初予算で、1.5リッターを320本購入する予算を計上しております。そして、これで不足するのではないかとということですが、市内に、平成24年度の予算でもう既に実施しておりますが、5カ所、災害用の井戸を掘りました。この災害用の井戸は、霞ヶ浦地区で南北の中学校、千代田地区が下中、下小、千代田中と、この5カ所に井戸を掘ったわけですが、この5カ所の井戸が飲料水として利用できるということですので、発電設備もついておりますし、この井戸の水を災害対策用として確保するという考えでございます。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

3月17日の消費期限と、600本、それを使用したということは、これはよろしいんですが、担当職員は、災害用の井戸があるから補充はしないと、そう言っていたそうです。災害用の井戸というのは、地震があったらばどういう状況になるか、これはわからない。果たして水が上がるか上がらないかも、それもわからない。幾ら発電設備があっても、中が崩れた場合にはどうにもならない。

それと、当初予算で1.5リッターが320本と言うけれども、これが多いか少ないかは別として、市民が安心してこれは暮らせるかというの、こういうことでは。もう少し真剣になって、この備蓄品はきちんとそろえておくべきと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今の議員のご指摘のお話であります。井戸に頼るのではなくて、ペットボトルとして確保したほうがよいということであれば、そういったご助言を取り入れて、とりあえず当初予算では1.5リッター320本ということではありますが、検討させていただきまして、もし1.5リッターであれば1,000本であるとか、そういったことも検討対象に加えていきたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長ね、私は、井戸に頼ることなくとは言っていないですよ。どういう状況なのか。井戸は井戸で必要なんです。どこでどういう状態が地震のときに起きるかわからないということを私は言っているんです。

少なくともやはりペットボトルは大量に備蓄しておいて、どこかで災害があったらばこっちで送ってやる、あるいはまた、この前の地震なんか、板橋区から800本という水を送ってもらっているんですから、やっぱり安心して暮らせるまちづくりを私はすべきというふうに思っているわけで、この点については委員会の中でまた質問していきたいなというふうに思っております。

次に、この市民学芸員について、私は、特別な資格が要るのかというふうにお伺いしたわけです。その点についてきちんと答弁していただきたいと。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さっき答弁申し上げましたとおり、いわゆる市民学芸員養成講座というのを5回ほど開催しました。平成21年度から開催をしておりますが、この養成講座の内容であります。市の魅力ある資源である考古、歴史、民俗、自然、観光の5分野について、それぞれ専門の講師からの講義を受けてもらうわけでありまして。専門の講師から講義を受けていただければ、別にその試験をするとかそういうことではなくて、自動的に登録をさせていただいております。ですから、あえて言えば、その登録をするためには、この講座を5回受けてもらうことが要件になります。それがいわゆる資格に該当するかどうか、かすみがうら市だけで通用する資格として考えていただければ

ばよろしいかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そういう中で、今、かすみがうらのホームページを見れば、文化財保護指導員というのを嘱託職員として募集していますよね。これ、締め切りが3月7日というようなことで。今まででその講義を受けた方は何人くらいいらっしゃるんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

受講生は現在のところ、平成24年度は4期生が加わり、これまでに合計35名の市民学芸員が誕生しております。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この嘱託職員募集という中に、これを見ますれば、勤務条件が、週2日間で1日7時間45分の勤務と、8時30分から午後5時15分、休憩1時間あるというようなことで、月額12万円と言うけれども、この12万円というのは、私、ちょっと高いような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員がちょっと混同されているのかなと思いますが、今、議題というか、私が答弁したのは、市民学芸員というのは、あくまでもボランティアの学芸員のことでありますので、その12万何がしという予算は、この市民学芸員については確保しておりません。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、全くこっちのあれとこれは違うということですよ。そうですね。

じゃ、これは、文化財保護指導員のこの週2日間で12万円という金額、これ予算化しているわけですよ。これは、一般社会通念上、高いですか、安いですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そのいわゆる有給の学芸員につきましては、専門的な知識を持った学芸員でありまして、きちんとした文化財登録とかそういったことができる才能を持った、資格、スキルを持った方を想定しております。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

農地・水・環境保全というようなことの中から、環境保全の事業の中で、廃掃法の6条の関係ですが、一般廃棄物処理計画というのがございまして、その計画についてどう市長は指導をされているか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この農地・水・環境保全事業につきましては、いわゆる保全活動でありまして、廃棄物法との関係とは全く別のものであります。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

それでは、新年度の予算に、この廃棄物の処理に関する予算化をしているわけでございますよね。その中から、この廃棄物処理計画についてお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時47分

再 開 午後 3時52分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

栗山議員に申し上げます。

施政方針に対する質疑ではございませんので、施政方針の中でお願いしたいと存じます。

○14番（栗山千勝君）

議長ね、施政方針の中と言うけれども、一番先に25年の行政運営の基本的な考え方って入っているんですよ。当然これは予算全体のことを言っているんですよ。議長がだめだというのは、おれは従いますけれども。

[発言する者あり]

○14番（栗山千勝君）

余計なこと言っているんじゃないよ。素直に従うと言っているんだから。へ理屈ばかり言っているんだから。何でそうへ理屈ばかり言っているんだ。おかしいんじゃないの。

○議長（鈴木良道君）

栗山議員、静粛にお願いします。

○14番（栗山千勝君）

本当に市長なら市長らしくしたらいいでしょうよ。私は議長の言うことに従っているんだから。惨めな話だよ。

あと次に、各種団体の補助金について。

補助金については、こういろいろ問題点があるわけでございます。そういう中で、事業目的に

きちんとこう沿った補助金の活用をしなければならないわけで、そういう中で、予算編成のときの留意点、市長は財政のほうにどういう注意をしているかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

補助金のいわゆる予算への反映ということではありますが、補助金につきましては、先ほども答弁の中で申し上げましたが、今後は公募型補助金制度にのっとって補助金の交付を行っていきたいと、こういうふうに考えております。公募型補助金制度の概要については、先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

だから今年度の補助金についてどういうふうな注意を促しているのか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今年度の補助金につきましては、補助金審議会等で審議をいただいたわけではありますが、その審議結果などを踏まえて、補助金の洗い直し、聖域なき踏み込みをいたしまして予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

最後になりますが、この地方交付税において、地方公務員給与費の削減分等というようなことで、1億1100万円が、交付税が減るというようなことでございますが、この点について、どういう形でこの数字が国、県に来たのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この1億1100万円の算定基準についてでございますが、私は詳細についてはわかりませんが、影響額が1億1100万円であると、こういうふうに聞いております。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

少なくともトップですよ、わからないというのはないでしょうが。わからないものはこれ以上聞きませんけれども、そういうリーダーはいないですよ。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で通告による質疑は全部終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

これにて施政方針に対する質疑を終了いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月7日定刻より議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後 3時57分

平成25年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成25年3月7日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

11番 小座野定信君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第1 議案第2号ないし議案第39号(議案質疑、委員会付託)

議案第2号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

- 議案第 3号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 議案第17号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）

- 議案第 25 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 31 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 32 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 38 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 議案第 39 号 新市建設計画の変更について
- 日程第 2 議案第 41 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 3 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号ないし議案第 39 号 (議案質疑、委員会付託)
 - 議案第 2 号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 3 号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 4 号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 5 号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
 - 議案第 6 号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
 - 議案第 7 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基

- 準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 議案第 17 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 24 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 25 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計予算

- 議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算
議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
議案第39号 新市建設計画の変更について
- 日程第 2 議案第41号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）
日程第 3 休会について
-

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、小座野定信議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第2号ないし議案第39号までの38件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

昨日の施政方針に対する私の質問に対して質問の制限を受けました。この制限はどのような根拠のもとに制限したものなのかお伺いします。

さらに、田谷議員の一般質問で通告外の質問と答弁されております。そういうことを加味した場合、これは明らかな差別行為とも思われるわけであります。

さらには、施政方針質問が終わってから、最後に、議長は「ほかに質問はありますか」というような発言をされましたが、施政方針は通告のみというように私は前から言われておったんですが、どういう根拠のもとに、ほかに質問ありますかと言ったのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

それでは、栗山千勝議員の質問に対してお答えを申し上げます。

議事整理権の範囲内でやらせていただきましたので、ひとつご理解を願いたいと存じます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議事整理権というけれども、施政方針は予算全部なんですよ。この8ページを見たって全部入っているんです。制限を受ける根拠は何もないんですよ、根拠のもとに出してくださいよ。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

範囲内については、今後、議運等で検討をさせていただきたく思います。

以上です。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今後、議運で精査するのはよろしいでしょうけれども、根拠があって、事務局長が脇にいたわけですから、なりたての議長に、そんなことを聞いても無理かもしれないけれども、事務局長から、そういう制限行為の資料が出たんでしょうから、根拠がなければできないはずですよ。私だって、市民に選ばれている市民の代表者として質問しているわけですから、制限を受ける必要も何もないし、明らかにこれは差別行為ですから、差別行為に対して、今後、議会運営をどうするのかお伺いします。

〔「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前11時49分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

なお、再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの栗山議員からの質問に対しお答えをいたします。

昨日の栗山議員の発言については、議長の議事整理権において発言を制止させていただきましたが、私の考えとしては、予算委員会も開催される予定であることから、その委員会において質疑を行っていただきたいという意図と、施政方針に記載されていた内容の範疇ではないものとの判断から静止をさせていただきましたが、言葉が足らなかった部分として、また一部不適切な運営があったことにつきましては申しわけなく思っております。

なお、施政方針に対する質疑の範囲等については、今後、議会運営委員会において協議をしていっていただくようお願いしたいと存じます。また、施政方針に対する質疑は、通告が必要ではないかとの意見でありましたが、昨年からの施政方針に対する質疑の扱いは、通告があったものが終わってから、通告外の質疑も認める内容で運営をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、昨日の田谷議員の質問は、議題外の発言ではありましたが、質問の前置きもとれる状況であったため、やむなく発言を許しておりましたが、その発言が質問に切りかわってしまったので、議長の議事整理権ということで、発言後ではありますが注意をさせていただきました。さらには、その質問を受けて市長が発言したことは、これも議題外の発言であり、議長として市長に対して厳重に注意をいたします。議題外の発言については、今後、このようなことがないように発言者みずから注意して発言をしていただきますよう強く指摘しておきます。

私としましては、今後とも中立的な立場で議事運営をしていきたいと存じますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

以上です。

日程第 1 議案第 2 号ないし議案第 3 9 号

○議長（鈴木良道君）

それでは改めまして、日程第 1、議案第 2 号ないし議案第 39 号までの 38 件を、会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号ないし議案第 39 号までの 38 件について、議長を除く全議員で構成する平成 25 年度予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

それでは異議があるため、起立により採決します。

議案第2号ないし議案第39号までの38件については、議長を除く全議員で構成する平成25年度予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第2号ないし議案第39号までの38件については、議長を除く全議員で構成する平成25年度予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

全員で特別委員会を設置するのはいいかもしれないけれども、その大きな理由というのは何なんでしょうか。理由を定かにしないで、全員の特別委員会というのはおかしいんじゃないのかと私は思います。何のための常任委員会を設置したのか。やはり私らも市民の代表として、専門の常任委員会でもって協議するのが一番いいと私は考えています。そういう中で、その全体の特別委員会というその理由ですね、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時35分

再 開 午後 1時47分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

栗山議員の質問にお答えいたします。

現在、庁舎改修のため、仮設により議会を運営しております。このため3つの常任委員会に付託した場合、書記の部屋が確保できない事態となり、会議録作成に支障を来す状況であります。このため解決策として、ことしだけ全議案を議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置してはどうかということを議会運営委員会でご協議をお願いし決定されました。

以上です。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

特別委員会を設置することは、もう決まったことだからいいんですが、部屋がないからということについては、これは理由にならないと思うんですね。これは議会では執行部に対して、その部屋をつくれと言うのが、私は妥当な話かなというふうに考えておるわけであって、そういう申し入れも議会が必要ではないのかなということも申し添えて終わります。

○議長（鈴木良道君）

ただいま設置されました平成25年度予算等審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名の議員を指名いたします。

それでは直ちに、委員会を増築棟2階第5会議室にて開き、正副委員長長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時48分

再 開 午後 2時04分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、平成25年度予算等審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に小松崎 誠君、副委員長に山本文雄君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

日程第 2 議案第41号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第41号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

議案第41号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）につきましては、日本経済再生に向けた緊急経済対策として実施する事業を補正するため、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億5402万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億5031万円とするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第41号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億5402万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億5031万円とするものであります。

歳出の主なものは、今回の国の進める日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴う補正が主なものでございます。

そのほかにつきましては、最後の補正となりますので、財源の調整等が主なものでございます。

具体的には美並小学校や下稲吉中学校の太陽光発電施設設置工事費を、それぞれ4095万1000円及び2905万4000円、南中学校のトイレの大規模改造工事費2570万円、下稲吉中学校トイレ大規模

改造工事費4100万円、路面状況調査業務委託200万円や、橋梁長寿命化点検委託3700万円、道路改良工事8400万円等で、10号補正の前倒し分の総事業費は2億7020万5000円です。日本経済再生に向けた緊急経済対策に係る歳入は、国庫補助金、地域の元気臨時交付金及び交付税算入率100%の地方債です。そのほかは財源振りかえや基金運用事業及び繰越明許費の追加及び変更をお願いするとともに、地方債の追加変更を併せて提案させていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第41号の審査については、平成25年度予算等審査特別委員会へ付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号の審査は、平成25年度予算等審査特別委員会へ付託することに決しました。

日程第 3 休会について

○議長（鈴木良道君）

日程第3、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査・研究のため、あす3月8日から3月26日までの19日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月27日、定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時10分

平成25年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第5号

平成25年3月27日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	14番	栗山千勝君
8番	佐藤文雄君	15番	山内庄兵衛君
9番	中根光男君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

3番 山本文雄君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

日程第 1 議案第 2号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

議案第 3号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

- 営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 9 号 かみすがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 議案第 17 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 24 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 9 号)
- 議案第 25 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4

- 号)
- 議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
- 議案第39号 新市建設計画の変更について
- 議案第41号 平成24年度かすみがうら市以下補正予算(第10号)

日程第 2 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 3号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 4号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に

関する基準を定める条例の制定について

- 議案第 9 号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 議案第 17 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 19 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 24 号 平成 24 年度かすみがうら市以下補正予算（第 9 号）
- 議案第 25 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 32 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算
議案第38号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の設置について
議案第39号 新市建設計画の変更について
議案第41号 平成24年度かすみがうら市以下補正予算（第10号）

日程第 2 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、本定例会中に陳情等1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんをいただきたいと存じます。

次に、かすみがうら市教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による平成24年度教育委員会の運営及び教育委員会の所管する事務事業の点検評価の報告書が提出され、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんをお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第2号ないし議案第39号及び議案第41号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第2号ないし39号及び議案第41号の39件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成25年度予算等審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年度予算等審査特別委員会委員長 小松崎 誠君。

[平成25年度予算等審査特別委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○平成25年度予算等審査特別委員会委員長（小松崎 誠君）

平成25年度予算等審査特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成25年3月7日に付託されました議案第2号ないし議案第39号、議案第41号の39件について、3月7日、8日、11日、13日、14日、15日、18日、22日の8日間、市長及び各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、議案第5号ないし議案第16号、議案第25号ないし議案第30号、議案第35号、議

案第41号の20件は異議なしで可決すべきものと決しました。

議案第2号ないし議案第4号、議案第19号、議案第22号、議案第24号、議案第31号ないし議案第34号、議案第36号ないし議案第39号の14件は異議があり、起立採決の結果、可決すべきものと決しました。

また、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号の5件は起立採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたします。

以上で、平成25年度予算等審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で委員長報告を終わります。

なお、ただいま議題となっている39件については、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会に付託したことから、かすみがうら市議会先例集第108番及び議会運営委員会の決定により、委員長報告に対する質疑を省略いたします。

続いて、議案第2号 かすみがうら市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第2号、反対の立場で討論します。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域改革推進・第2次一括法は、第177通常国会で2011年8月26日、可決、成立いたしました。

日本共産党は、国民の生活と権利に広範囲に影響を与える本法案を、わずかな審議で採決することを批判するとともに、その中身は、1つに、構造改革路線と結びついた自公政権下の地方分権改革推進委員会の勧告をそのまま推進するものであり、2つに、国の責任で守るべきナショナルミニマム、いわゆる国民生活の最低保障、これを社会保障を初め、各分野で放棄し、国民生活を支える行政サービスの後退につながる重大な内容を含んでいるとして反対をいたしました。

今回の地域改革推進・第2次一括法は、これらに関係する法律を一括改正して、基礎自治体への権限移譲と義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大を進めるものであります。

この議案第2号は、地域密着型（29人以下としております）特養施設の市町村独自の基準について、国はこの基準は個室であります。県は独自基準で多床室を可としたことを受けて、当市も「県と同様にした」と答えました。これは個室では利用者負担が高くて、低所得者は利用できないとの切実な声があるための措置ともいえます。しかし一方で、低所得者にもプライバシー保護と居住環境の向上は必要だと考え、私は「低所得者にも個室に入居できるように収入に応じた利用料金にすべきと思うが、利用料金については検討したか」とただしました。しかし、市は「そこまで検討していない」との答弁でありました。今回の議案は、ほとんど現状を追認するも

ので、市の独自基準を検討したものにはなっていないのではないのでしょうか。

よって、この議案には賛成できません。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

この採決は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第3号 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第3号、この議案についても反対の立場であります。

地域主権改革一括法により、これまで国が定めていた福祉、保健施設などの設備、事業所及び運営に関する基準を地方自治体が条例により定めることになったわけではありますが、私は特に職員の配置基準について、「市の独自基準があるか」とただしました。市は「介護保険法と同様にし、入所者3人に対して職員1名」と答弁をいたしました。

私は、従う基準や標準とすべき基準は最低基準であって、これを上回る市独自の基準を設けることを検討すべきではなかったかと考えます。現場からは「3対1で運営しているところは、ほとんどありません」「2.5対1や2対1の配置をしなければ、お年寄りの安全・安心は担保できません」との配置基準改善の声が出されております。これまでの国の低い基準は、現場の実情に合わず、不十分であります。

自治体に対する中央集権的な統制や監督、関与の仕組みを縮小・廃止し、自治体の自主性が増

すことには賛成であります。しかし、その際、国は自治体に対し、最低基準を引き上げる必要な財源を保障すべきであります。

国が責任を持つべき社会保障について、ナショナルミニマムや標準を定めるとともに、自治体が独自に上乘せできる財源を保障し、自治体が住民の福祉の増進という責務を果たせるよう支援策を講じるべきであります。

以上の立場から、この議案には賛成できません。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

この採決は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第4号 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第4号についても反対の立場であります。

この議案も、地域主権改革一括法にかかわるものでありますが、介護予防事業は、介護保険の給付費を抑制することを狙って始まりました。日本共産党は、「介護予防」の名のもとに「軽度」と認定された高齢者から必要な介護サービスを取り上げ、介護が必要な人を制度から締め出すものと指摘して反対しました。しかし、この介護予防サービスにかかわる効果的な支援は必要だと考えます。私は、「介護予防のための効果的な支援の方法について、その具体的な内容、

市独自の内容はあるのか」とただしましたが、市は「要支援者に対して、従来どおりの支援内容である」としか答えられませんでした。

以上、この条例について、こういう理由で現状を追認するものでありまして、賛成できません。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

この採決は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第5号 かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第6号 かすみがうら市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第7号 かすみがうら市移動等円滑化のための必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第8号 かすみがうら市移動等円滑化のための必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第9号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第10号 かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第11号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第12号 かすみがうら市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第13号 かすみがうら市障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第14号 かすみがうら市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第15号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第16号 かすみがうら市大塚自然体験の森公園の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第17号 教育委員会教育長の給与月額の特例に関する条例の制定についての討論

を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により通告のあった反対討論2件についての順次発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第17号、反対の立場で簡単に討論します。

給料月額10%カットについて、教育長は「議会の決定に従う」と述べました。総務部長は「教育長の給料月額カットは、市長の政策的なものであり、職員給与の削減と連動している」と答えました。私は市職員給与の削減には反対の立場ですので、これに連動する条例には賛成できません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

私は、議案第17号に対し、反対の立場から討論いたします。

本案は、ことし4月から教育長の給料月額を10%減するものであります。市長独自の削減であります。また、教育長は、教育委員会の事務の執行責任者であり、政治的な立場での職務でもありません。さらには、前回は指摘したように、市特別職報酬等審議会の目的は「第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期す」ことであり、この手続を踏むことが、提案者に求められる責務であります。しかし、この手続さえも得ておりません。

以前、この点について「報酬審議会に諮問する等の手続を踏むべき」と批判する声も掲載された経緯もあります。

これらの点から、議案第17号に対し、反対するものであります。

議員諸侯におかれましては、これまでの採決結果を十分踏まえ、ご賛同いただくようお願い申し上げます。反対討論とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第17号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第18号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第18号 市職員の給与の特例に関する条例の制定について反対の立場で討論します。

当市の人件費は、平成24年度決算見込みでは約36億円、平成18年度が約40億円でありますから、ここ7年間で4億円削減されています。一方で、人員も87人減っております。また、市職員給与も人勧などの影響もあり実質で下がっていると聞きます。

今回の給与削減案は、試算によりますと職員1人当たり年間平均42万4000円、削減額合計2億2900万円です。とてつもない額です。これだけの給与引き下げは、職員の生活を圧迫することは明白ではないでしょうか。市長は殊さら「民間格差」を強調しておりますが、今デフレ不況からの脱却には、働く人の所得をふやす方向に転換することが求められております。

日本共産党は「大企業に貯め込まれている内部留保の1%を取り崩すだけで8割の労働者の賃金が月額1万円引き上げることが可能だ」と国会で追求し、その結果、安倍首相が経団連に「報酬を上げるよう」要請いたしました。その影響もあり、今、民間での賃金引き上げの機運が出てきております。今回の給与削減は、この流れに逆行するものであります。

また、地方公務員の給与削減は、地域の地場賃金引き下げにも連動し、生活保護基準の引き下げとあわせて、国民全体の生活をますます悪化させ、貧困と格差を拡大させるものであります。加えて、職員組合との合意もなされておられません。また、国が地方公務員の給与まで7.8%カットを強要しているのは、地方自治への不当な介入であります。

日本共産党は、22日、衆議院本会議で、地方公務員給与の削減を前提にした地方交付税を一律削減したことについて「前代未聞のやり方であり、断じて許せない」と表明し、「医療、介護、保育、教育など、あらゆる分野で住民生活を支え、被災地でも懸命に奮闘する地方公務員の生計費を乱暴に削るのは間違いであり、政府が唱えるデフレ不況脱却にも逆行する」として反対いたしました。

以上の理由を述べて、今回の第18号に対して反対の討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

続いて、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

議案第18号について反対の立場から討論をいたします。

まず、重要な点は、ことし4月からの職員給与の削減は、国の要請に応じた案でもなく、市長の公約でもなく、市長独自の削減案であるということであります。

また、新市建設計画・変更計画（素案）の財政計画において、本市の人件費の推移は、平成19年度の40億をピークに減少を続け、平成24年度決算予測としては33億であり、7年間で約18%の減であります。約7億もの額が減少しているわけであります。これは、早期退職等の理由により、着実に人件費の削減は進んでいるわけであります。つまり、数字が示すように、地方として明らかに減少傾向であり、自助努力をしているわけであります。

他方、提案要件とも言える最も不可欠な要素である組合との合意形成もなされておらず、提案されている状況であります。

さらには、将来合併した場合の給与格差の点については、合併は近々の見通しが無いから、当面財政負担を軽減するために提案するものだとし、将来を見込んだ人件費のあり方について、全く検討がなされていないことも明らかとなりました。

最後に、かすみがうら市の民意の点から、既に議会リコール運動により、署名が届かないという結論、つまり民意も確認されているため、我々はこの点だけは尊重せねばならないことであると受けとめております。

よって、議案第18号に反対するものであります。

議員の皆様におかれましては、これらの趣旨を勸案の上、ご賛同いただけるよう心よりお願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。

以上。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第18号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第19号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第19号、これは現給保障の問題でございますが、反対の立場で討論します。

現給保障というのは、2005年人勧の給与制度の大改悪で平均4.8%の給料引き下げが行われました。そのため、新給料が現給料に到達するまで差額を支給することになっていました。

この現給保障を2012年度は2分の1（上限1万円）に減額し、2013年4月に廃止する条例案であります。この人事院の勧告に関し、県人事委員会は「経過措置について廃止を含めてそのあり方について検討を進める必要がある」とし、「廃止」は勧告しませんでした。

地方公務員の平均年間給与は下がり続けており、生活悪化をもたらしております。その上、現給保障は50歳代後半層での賃下げとなっております。当市で影響する職員は年齢構成で49歳から60歳の28人で、その影響額は月額平均5886円となります。公務員のストライキ権の代償措置である約束をほごにするものであり、反対であります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第20号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成の討論から行います。

賛成討論はございませんか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成の討論から行います。

賛成討論はございませんか。

[「可決」「否決です」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

否決言いました。

[「否決だよ。否決って言っています」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

否決って言っています。

賛成討論はございませんか。

[「反対討論からでしょう」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第20号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議員第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。が、会議規則第51条の規定により通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場になりますが討論をいたします。

私は、所得制限の撤廃は大賛成であります。しかし、外来自己負担支給の廃止には反対という

立場であります。私は施政方針への質疑で「自己負担支給の廃止になぜこだわるのか」とただしたところ、市長は「乳児から小学校3年生までは、医療機関等での受診から処方箋による薬の受領まで全て無料となり、多受診や乱受診等による医療費の増加が懸念されるね。土浦市等と歩調を合わせ、外来自己負担の助成は廃止すべきだ」と答えました。

中学校卒業までの完全無料化を実施している群馬県では、入院・通院とも医療費の窓口での支払いなし、いわゆる現物支給であります。そして、所得制限なしの制度であります。この所得制限なしの制度は、保護者から大変歓迎され、高く評価されております。群馬県の国保援護課長は「子どもの年齢拡大に際し、救急医療への過度の依存や時間外診療の増加が懸念されたが、国保診療分の時間外受診件数を検証したところ、拡大前の92.7%となり、減少している」答弁しています。群馬県知事は「早期受診により重症化が防止された。結果的に医療費が抑制される。無料化制度は将来にわたり安定的で持続可能な制度として運営していくことが重要」と語っています。

乱受診や多受診等による医療費増加の懸念は要らないわけであり。土浦市と歩調を合わせるのではなく、先進的な子育て支援策として自己負担なしの無料化を進めるべきではないでしょうか。試算によると約1億円の財源で実現できます。私は、中学卒業までの完全無料化の実施を要請して、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

議案第21号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

議会は、昨年6月に修正を可決し、再議の要求に対し、7月に再可決したことにより、本制度は平成25年1月から開始されております。

その内容については、1つには、中学3年生まで対象者を拡大したこと、2つには、外来自己負担については、マル福制度として市民に定着がなされていることを考慮し、存続としたこと、3つには、今後の医療費の伸びを踏まえ、所得制限を実施することなどにより、市民の生活の実態にきめ細かに配慮したこととあります。

これに対し、市長は、個人のブログにおいて「所得制限を設けたために、実に40%の子どもたちが条例の恩恵から外れてしまうのです」と言い切っておられました。しかし、執行部から提出された資料によると、平成25年3月8日現在で、所得制限を設けた場合でも78%、約8割の方が該当者となることとあります。

そして、可決された修正案の年間実績額は、今後確定するものであり、さらには、それらの今後の伸びも考慮する必要があるため、当面は本年1月から対象者が拡大された現在の制度の確立に全力を挙げるべきだと考えます。

議員諸侯におかれましては、これらの経緯を勘案していただき、ご賛同いただけるようお願い申し上げます。反対討論とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第21号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第22号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

学校統廃合は、子どもの教育と地域社会の存続の双方にかかわる問題であります。それだけに、子どもを含む住民で統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠であります。霞ヶ浦地区と千代田地区において懇談会及び説明会参加者人数が極めて少ない状況でありました。廃校となる学校の人口と出席者の割合は、霞ヶ浦地区1.1%、千代田地区1.5%、全体で1.2%であります。地域住民の理解は十分ではないと私は考えます。地域住民の合意は得られたとは言えません。もっと住民から幅広く意見を聞く場を設けるべきではないでしょうか。

小学校の統廃合について、保護者からは「やむを得ない」という声が多いのですが、同時に心配している方が多くいることもわかりました。「スクールバスを出すというが、子どもの安全性は本当に確保できるのか」「一斉下校のため部活動の制限や土日はどうするのか」「部活動で野球をしているが統合したら活動の主体はどうなってしまうのか」等々などがあります。そのような大切なことを十分に保護者と話し合っているのでしょうか。また、学校の跡地利活用についても、地域住民との話し合いすらされておりません。学校は、単なる子どもたちの学びの場所だけではありません。どの学校も半世紀以上その地域に存在し、数え切れない人たちを世に輩出し、地域に深く根づく伝統文化や地域とのかかわり合いもあったのではないのでしょうか。地域を無視して進めるなら、地域そのものが壊れてしまいます。そのことについての議論もされているので

しょうか。

霞ヶ浦地区の元学校長であった方からは「予算が少ないから7つの学校を2つに統合するというのは浅はかな政治の論理だ。教育には金がかかるという覚悟をすべきである」「子どもたちの学びを深めるには、できるだけ身近に学校は必要だ」との意見が寄せられました。

私は、学校の統廃合の狙いは、自治体の大リストラであり、教育費の削減にあると考えます。その証拠に「歳入面で、普通交付税が年間約1億1800万円減少。歳出面では、維持管理にかかる費用が年間約9300万円減少、また、耐震及び大規模改修に要する費用が総額で約15億円減少すると見込んでいる」と市長は答弁をいたしました。

加えて、今回の統廃合で学校及び学級数の減によって、教員数が現在272人が統廃合後は191人、何と79人の先生がいなくなってしまうわけであります。人件費は平成25年度が25億2000万円、統合後の試算では18億円ですから、約7億2000万円の削減となるわけであります。まさに教員のリストラであります。このことは教育費を国や県に返上するものであります。WHO（世界保健機構）では、諸調査研究を集約し、学校規模を100人以下とすることを勧告しております。

私は、一人一人に行き届いた少人数学級こそが教育の再生につながるものと考えます。今回の議案は、当市の小中学校の統廃合の突破口になるもので反対であります。

以上、討論とします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により通告のあった反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第23号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定に反対する立場であります。

敬老との趣旨でこれまで出していたささやかな祝い金。先進的な例として誇るべき施策ではないでしょうか。圧倒的多くの高齢者は少ない年金が現実であります。祝い金の支給廃止は、楽しみにしている高齢者の期待を裏切るものではないでしょうか。

市長は「かわりに敬老祝い品の支給を予定し、予算措置をしている」と言いますが、予算項目を見ますと、その敬老祝い品は、何と消耗品扱いでありました。「事業仕分けや補助金審議会の意見等を受けての判断だ」とも言いますが、市長の独断による措置ではないかと考えられます。市長には、本当に長寿を祝う心があるのか疑うところであります。

よって、廃止する議案には反対であります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第23号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第24号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）に反対の立場で討論をいたします。

今回の一般会計補正予算（第9号）に、保育所費に公有財産購入費9291万円がありました。市長は「保育所の民営化推進が必要だ。一つの方法としてわかぐり保育所を民間の業者に販売することだ」と述べ、「今、土地は開発基金になっているが、それを一般財源で買い戻し市の普通財産にすれば、施設（園舎）丸ごと販売することができる。その想定の上での準備措置だ」と答え

ております。

私は、保育所の民営化に反対の立場であります。手続上では、保育所民営化計画の見直しのための議論を十分に行い、その変更の上で土地購入がなされるべきではないかと考えます。

よって、この議案には反対であります。

○議長（鈴木良道君）

以上で通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第25号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第26号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第27号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第28号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第29号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第30号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

[小座野議員 退席]

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時11分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第31号 平成25年度かすみがうら市一般会計予算に反対する立場で討論をいたします。

住宅リフォーム補助金の継続や脱原発・東海第二原発再稼働反対の立場から、太陽光発電システム設置費補助金制度の増額、また、放射性物質による健康影響検査費助成金50万円を設けたことは評価されます。

しかし、今回の予算に反対する理由は第1に、市職員給与削減を前提にした予算であるということであります。

市長は「官民格差」を強調し、市長選挙での公約だとしていますが、施政方針に対する質疑でも明らかにしましたように、人件費総額の削減による行政コストの大幅削減は文書化されておりますが、市職員給与の10%カットは文書化されておられません。私は、官民格差を殊さら強調することによって、市民と職員を対立させるやり方には反対であります。今、日本に求められているのは民間会社で働く人の賃上げであり、派遣など、低賃金の底上げであります。

議案第18号で述べましたが、デフレ不況から脱却のかぎは、働く人々の所得をふやし、経済に元気を取り戻すことでもあります。賃金を引き上げ、雇用を確保することこそ求められております。公務員に倣えと民間の賃金も下げられたら、暮らしも日本の経済もしぼみます。

第2に、小中学校の統廃合にシフトした予算になっていることでもあります。

議案第22号でも反対理由を述べましたが、将来にわたって教育費が削減されることになることは明らかであります。地域住民の十分な議論と合意のないまま拙速に進めることは将来に重大な禍根を残します。

私は、学校統廃合に力を入れるのではなく、子育てしやすい、かすみがうら市を目指して財政支援をするべきだと思います。一般質問でも強調してきましたが、義務教育費は無償の立場から、小中学校の学校給食費、教材費、修学旅行費など、学校教育の保護者負担を軽減することが必要ではないでしょうか。また、中学卒業までの完全無料化の実施も大事であります。

第3に、補助金削減に問題があるということでもあります。

敬老祝金を廃止することやシルバー人材センターへの補助金を50万円、一方的に削減したことでもあります。このことは補助金削減に反対するシルバー人材センターの請願を採択した議会を無視するものであります。さらに、上下水道会計への補助金500万円を削減することにも問題があります。

第4に、大型公共事業を見直し、生活に密着した道路や環境整備にシフトする必要があるということでもあります。

霞ヶ浦環境センターへのアクセス道路である市道8459号線（加茂・戸崎）改良工事は来年で終了するとしていますが、総工事費7億円もかけた事業であります。本来は市で行う事業ではなく県事業ではないかと思えます。私は、市の財政力に見合った生活道路を中心にした維持・修繕などの修繕費の増額、道路維持管理が求められていると考えます。また、流域関連特定環境保全公共下水道整備事業（加茂処理分区）の継続も問題であります。

第5に、当市の農水産事業への対策が不十分だということでもあります。

当市の農業などにも多大な影響を及ぼすTPPについて、市長は「グローバルなビジネスチャンスとして捉えていただき、それぞれの経営体質の改革をしながら、前向きに取り組んでいただきたい」と述べていますが、TPPに参加すれば、米どころの茨城県では米の生産額は469億円、約49%も減少するとの試算が出ております。当市では、どのように農業を守り、育てていくのか、市独自の具体的な施策が見えておりません。

以上、5点を反対する理由といたしましたが、そのほかには、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について、市の対応が不十分だということを指摘しておきたいと思えます。放射線対策事業費は減額となっておりますが、測定業務委託だけではなく民有地への除染への支援も必要であります。さらに、放射性物質による健康影響検査についても、継続した事業とすることや尿検査への拡大と、また、国が責任を持って実施するよう働きかける必要があると考えます。

さらに、石岡地方斎場組合の新斎場建設について、私はこれまで石岡市染谷中島山への移転建設の問題点を指摘し、移転建設ではなく現斎場での改築を主張してまいりました。今でも私は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法第2条14号に違反する行為だと考えております。加えて、その建設負担の財源を合併特例債に求めることは、均衡ある発展という趣旨にも反するものであります。

最後に、基幹系システム等更新、いわゆる自治体クラウドにかかわる債務負担行為についてであります。

この自治体クラウドは、2009年度から2年間かけて、6都道府県、78市町村で総務省が開発実

証実験を行いました。このデータセンターにおける管理は、民間企業が行うこととなります。自治体クラウドのシステム開発も企業が行っています。企業の中には外国資本も入っております。自治体クラウドによって住民の個人情報及び行政情報が民間企業の管理のもとに置かれることとなります。参入した外国資本が撤退した場合、個人情報などが海外のデータセンターに収納されれば、日本の法律のコントロールが及ばないことも考えられます。自治体クラウドについてメリットばかりが強調されておりますが、個人情報、行政情報が厳格に保護されるのか、そのセキュリティをどう担保していくのか、その対策については何も触れられておりません。国会ではマイナンバー法案の審議が始まりましたが、この番号制度は政府・財界の都合であり、国民は望んでおりません。私は個人情報、行政情報保護の立場から反対であります。

以上、この一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

一応賛成ということで討論を行いたいと思います。

まず、議会とは何ぞやということで、行政に対する監視、この監視機能を見失ったときに、かすみがうらはどうなってしまうかわかんないというようなことでございます。

けさほど議長のほうから、かすみがうら市議会先例集の108番で、委員長報告に対する質疑は当該委員会に所属する委員は行わないのを例とするということから、委員長報告に対する質疑は先例に従い省略すると、議長の言うことは私は尊重します。しかしながら、会期3日目か4日目の予算案に対する質疑がございました。そのときには質疑を許可するというようなことなんですよね。先例に倣っているのであれば、特別委員会なんだから、これは許可はしないのが普通なんです。

そういうことから、私は特別委員会できました。それはそれに従います。委員会開催されて、やはり一番大事なのは市民の立場になって考える。監視をする。一番これ大事なことですよね。私は、市長、副市長に出席要求お願いしました。それはなぜかという、ずいぶん質疑をしましたが、最後には全部尻切れとんぼ、市長じゃなきゃわかんないと。お粗末なんです、全てが。市長もお粗末。特別委員会開催中に出席要求していながら、私的なこともしているわけです。全く議会も執行部もなっていない。お粗末な執行部の答弁であつたけれども、一番困るのは市民です。断腸の思いで賛成します。賛同をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第32号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

私は、応益割の引き上げは当然だとする市長の方針には反対の立場であります。社会保障として、皆保険制度である国保があるわけでありますから、低所得者に重い負担となる均等割については見直しし、もとに戻すべきだと考えております。近隣市並みの国保税に引き下げたとしておりますが、低所得者にとっては引き上げになったことは明らかに「公約違反だ」と言わざるを得ません。短期保険証の発行もうなぎ登りであり、25年度（予定）では加入世帯の16.3%になり、改善が求められています。また、特定健康診査等事業費も25年度予算では前年度比283万7000円減であります。目標を30%としています。余りに低いものではないでしょうか。受診率の向上で市民の健康管理を促すことも必要だと思います。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第33号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第33号であります。平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

今回の予算で保険料が増額となったのは、平成24年度から保険料が引き上げられた結果であります。しかし、この後期高齢者医療制度は、保険料が年々上がる仕組みになっています。年金が少なく天引きもできない高齢者にとっては、医者にもかかれない事態が進行しております。本市では、加入者の24%、1256人が普通徴収の対象者であります。いずれにしても、年齢で区切って差別する後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、もとの老人健康保健制度に戻すべきだと考えます。以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。
反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第34号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算に反対の立場で討論します。
特定環境保全公共下水道整備事業費で、今回の加茂地区の管路実施設計業務委託費2268万円が計上されております。前回は反対を表明いたしましたが、費用対効果を検証した結果、この事業が行われたものとは思えません。

平成24年に実施した牛渡・加茂地区の加入促進調査結果でも、「接続の見込みあり」と答えた世帯は、たったの13.4%であります。このような大型公共下水道事業は市の借金をふやすばかりであり、とても環境保全のためとは言えません。

私は、前回は「下水道を整備しているにもかかわらず加入が進まないのは現状を無視した大型公共下水道工事を推進した結果だ」と批判し、「下水道事業で今すぐにでもやらなければならないことは、既に整備した区域における加入の促進である」と提案し、反対いたしました。その立場は今でも、今回も変わりません。一般会計からの繰入金は今でも下水道事業と農業集落排水事業で合計額は8億3000万円を超えております。加入が進まなければ、まさに垂れ流しの状況であります。霞ヶ浦の水質浄化と生活改善にはつながりません。生活排水対策における公共下水道の全面的な見直しを求めて、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第35号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第36号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

介護保険料が今年度から大幅に引き上げられました。対象となる65歳以上の市民からは余りに高くなった保険料に悲鳴の声が上がっております。

前回、私は地域支援事業費や市町村特別給付費を一般財源で賄うよう提案をいたしました。また、保険料の段階を12段階にして、応能によって被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料設定を行うなどで保険料の引き下げのことも要請をいたしました。しかし、問題は給付費の5割を保険料で賄う現行制度にあると考えます。この制度を抜本的に見直し、国庫負担の増額などによる充実こそが求められていると思います。そうしなければ国民の暮らしを支える制度として成り立たなくなっているのではないのでしょうか。

今回の介護保険特別会計予算に対する反対については、本当にこの国保負担の増額も必要だという立場で反対討論とします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第37号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計予算に反対をする立場で討論します。

一般会計からの補助金が年々削減されていますが、これでは低廉な水道水の提供が難しくなるのではないのでしょうか。私は、水道会計の健全な運営には欠かせないと考えております。一般会計からの補助金の目的には営業助成もあり、特に旧霞ヶ浦町では、上水道事業における高料金対策として繰出基準に基づいて一般会計から繰り入れもされていた経緯もあります。今回のこの補助金削減額は500万円であります。この500万円は、この水道事業会計に大きな影響を及ぼすと考えておりまして、反対をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第38号 茨城消防緊急無線・指令センター運営協議会の設置についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第38号 茨城消防緊急無線・指令センター運営協議会の設置について反対の立場で討論をいたします。

日本共産党は、昨年の総選挙で災害対策について「大規模な災害発生に当たって、消防や警察などの救援部隊を全国的に派遣する体制は急速に整備されてきました。その反面、地域の防災対策を日常的に点検・強化し、災害発生時には被災者救助の中心的役割を担う市町村消防の体制は、職員の不足が常態化しており、広域化による市町村災害対策本部との連携や地理不案内による初動態勢のおくれなどが懸念されています。防災行政無線の整備を含め、消防職員の増員や消防水利の整備など、消防力を強化することは地域の防災力にとって不可欠です。ボランティアを含めた住民の知恵と力を取り入れ、地域防災計画を見直し、高齢者や障害者、住民の安全な避難など、地域の防災対策を強化します」としております。

茨城の場合、消防の広域化と消防救急無線のデジタル化が一体的に進められております。余りにも広大な地域を対象としているため、水戸の指令センターでは、遠く離れた、地理も不案内の地域で起きた火災や救急患者の通報を受け、部隊に指令を出す。「1秒を争う指令・出動に支障が出ないのか」との不安の声が上がっております。

莫大な費用負担も問題です。共同指令センターの整備費に48億円、消防緊急無線整備費69億円と試算されております。デジタル化と合わせて、今後5年以内に市町村消防本部も負担を強いられることとなります。実施するにしても財政措置を国に求めるべきではないでしょうか。

デジタル化が必要だとしても広域化には問題が多くあります。市町村の消防充足率の強化こそ大事であり、広域化は逆行すると思います。デジタル化に伴う莫大な費用について、国と企業の負担をふやし、中小企業優先で工事を発注することなども必要だと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

異議があるため起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第39号 新市建設計画の変更についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第39号 新市建設計画の変更について反対の立場でございます。

私は、何よりも小中学校の統廃合については、地域住民の中で十分な議論がされてないと考えます。

したがって、学校施設統合の環境整備事業に合併特例債を持ち入ることには賛成できません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。
異議があるため起立により採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。
よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第41号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）に、討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。
これより議案第41号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

これにて、本定……

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

自席からですが、これひとつ議長に注意してもらいたいんですが、私がここで質疑するしないというのは、うちの家庭とは全く関係ない話、そういう事務局職員がいるのであれば、議長から厳重に注意してもらいたい。議員をなめんじゃない。

○議長（鈴木良道君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、平成25年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。

会期24日間にわたる慎重なご審議、ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 岡 崎 勉

かすみがうら市議会議員 山 本 文 雄

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子